

風水害等対策計画編

第 1 款 風水害応急対策

【注意事項】

各節における実施主体の表において、時期の欄に示された記号は、次の意味である。

- ★ : 災害警戒又は災害初動期
- : 応急対策期
- ▲ : 応急復旧期

第1章 市災害対策本部活動

第1節 組織体制

1 基本方針

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、気象情報や災害初期情報を迅速に把握し、それらの状況に応じて浸水被害警戒地域対策計画に基づく防御体制を整える。また、県水防計画等により情報連絡や水防活動を行う。

市の総力を挙げて風水害対策を実施する必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制（レベル3）を整える。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局 (危 機 管 理 局)	★	市災害対策本部の設置・運営、各局、国、県、防災関係機関等との連絡調整等に関すること。
	区 本 部 事 務 局		
	市 長 公 室	★	災害情報の広報に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	県災害対策本部の設置、連絡等に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	各災害対策組織の設置、連絡等に関すること。

3 市災害対策本部設置前の体制

風水害に対する市災害対策本部を設置する前の体制は次のとおりとする。

なお、危機管理監は災害の規模、発生時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる職員の参集を指示することができる。

(1) 風水害情報連絡体制（レベル0）

危機管理監は、気象情報や災害予測情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、風水害情報連絡体制（レベル0）を確立する。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 市域に次の警報が発表されたとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 市域に次の注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 ①大雨注意報 ②強風注意報 ③洪水注意報 ④竜巻注意情報 (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

(2) 風水害初動体制（レベル1）

危機管理監は、気象情報や災害初期情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、風水害初動体制（レベル1）を確立する。

配 備 基 準	参 集 方 法
(1) 次の警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 (2) 局地的な被害が発生し防御が必要なとき。 (3) 氾濫警戒情報が発表されたとき (4) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

(3) 風水害警戒本部体制（レベル2）

危機管理監は、気象情報や災害初期情報を迅速に把握し、次の基準に従って職員を動員し、風水害警戒本部を設置し、職員を動員することができる。なお、風水害警戒本部の組織、事務等は、災害対策本部に準ずるものとし、風水害警戒本部長は危機管理監とする。

設 置 基 準	参 集 方 法
(1) 複数箇所で局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。 (2) 氾濫危険情報が発表されたとき。 (3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (4) その他、危機管理監が必要と認めたとき。	危機管理監の指示により参集

(4) 市災害対策本部設置前の配備人員

各体制における詳細な配備人員等は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

4 市災害対策本部の設置

- (1) 市長は、風水害により市域に大規模な被害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は市の総力をあげて災害応急対策を実施することが必要であると認めるときは、市災害対策本部を設置する。

なお、市長は災害の規模、発生時期、その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

設 置 基 準
(1) 市域に、次の特別警報が発表されたとき。 ①大雨特別警報 ②暴風特別警報 (2) 市域に、大規模な被害が発生又は発生のおそれがあるとき。 (3) 氾濫発生情報が発表されたとき。 (4) その他市長が必要と認めたとき。

- (2) 市災害対策本部長は、市災害対策本部を設置したときは、その旨を速やかに、次に掲げる者のうち必要と認める者に対して通知するとともに、市長公室は、報道機関へ発表し、併せて市民へ広報する。

ア 県知事（地域県政総合センター）

イ 陸上自衛隊第4施設群（座間駐屯地）の長又は代表者

ウ その他の防災関係機関の長又は代表者

エ 隣接市町村

(3) 市災害対策本部の配備人員

詳細な配備人員等は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

5 市災害対策本部の組織

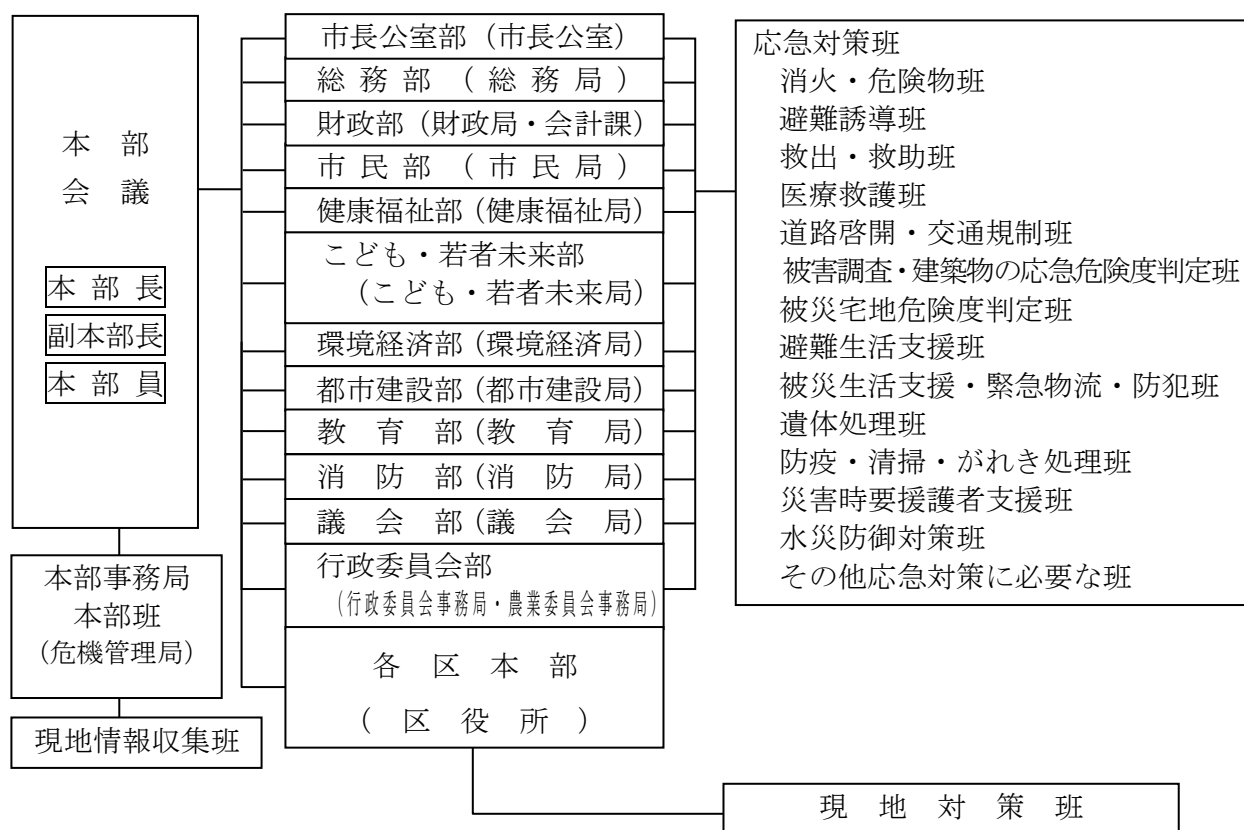
市災害対策本部の組織は、相模原市災害対策本部条例及び相模原市災害対策本部要綱の規定による。

その概要は次のとおりである。

- (1) 市災害対策本部は、本部会議、部、区本部、応急対策班、現地対策班、本部班及び本部事務局をもって組織する。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- (3) 部は、相模原市行政組織条例、相模原市区の設置等に関する条例、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則及び相模原市消防局組織等規則に規定する局等並びに相模原市選挙管理委員会規程、相模原市監査委員事務局規程、相模原市人事委員会事務局の組織等に関する規則、相模原市農業委員会規程及び相模原市議会議会局の組織等に関する規程に規定する組織で構成する。

- (4) 区本部は、区役所及び区域内の本庁出先機関（土木事務所を除く。）で構成する。
- (5) 応急対策班は、応急対策項目別の組織体制とし、それぞれの局をもって構成し、あらかじめ責任者及び次順位責任者を明確にしておく。
- (6) 現地対策班は、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）及び中央区の6公民館（小山、星が丘、清新、中央、横山及び光が丘）に設置し、中央区の6公民館の職員及びあらかじめ指定された職員によって構成する。
- (7) 本部班、本部事務局、区本部事務局の構成は別に定める。
- (8) 相模原市災害対策本部条例に基づき、本部長（市長）に事故があるとき又は欠けたときは、副本部長（副市長及び教育長）がその職務を代理する。

＜市災害対策本部組織概要図＞



6 区本部の設置

本部長は、地域における総合的な応急対策を行うために、区長を区本部長とした区本部を設置する。

区本部は区役所及び区域内の出先機関（土木事務所を除く。）で構成し、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。とりわけ災害初動期においては、都市建設部及び消防部との連携を図る。

また、管内の避難所等及び一時滞在施設・避難施設応援の担当職員並びにその他必要に応じて開設した施設の職員を指揮し、それらの施設を統制する。

区長は、区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告する。

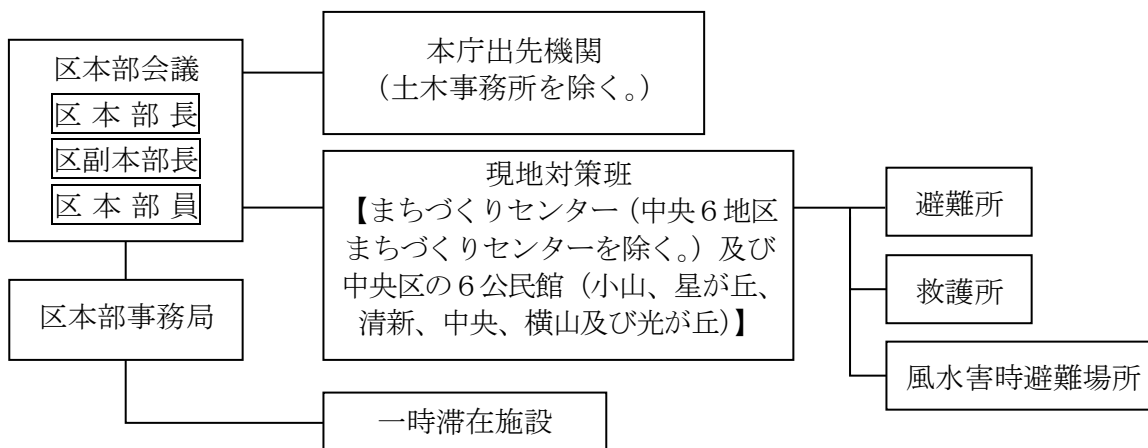
区長の判断により区本部を設置したときは、市長に報告し、市長はその報告を受け、市災害対策本部を設置する。

また、警戒本部を設置した場合は、危機管理監に報告する。

なお、区本部長は、次の行為を行う。

- (1) 災害対策本部設置前の体制の判断
- (2) 警戒本部の設置
- (3) 区本部職員等の動員・配備
- (4) 避難指示等の発令要請
- (5) 警戒区域の設定要請
- (6) 災害時要援護者等への避難支援
- (7) 避難所等の開設
- (8) 管内の公共施設（公民館等）の利活用
- (9) その他必要な緊急措置（災害警戒、救助）
- (10) 一時滞在施設の開設、運営の支援

＜区本部組織図＞



7 現地対策班の設置

本部長は、地区内での情報収集や応急対策に係る地区調整等をする必要がある場合は、市内22のまちづくり区域を単位として、現地対策班を設置する。

現地対策班では、市災害対策本部の本部事務局、区本部の事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

区本部長は、災害の状況等に応じて判断の上、現地対策班の設置を現地対策班長に指令することができる。

区本部長が指令を行い、現地対策班を設置した場合は、区本部長は本部長へ速やかに現地対策班を設置した旨を報告する。

8 現地対策所の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合は災害現場付近の公共施設等に現地対策所を設置することができる。

現地対策所は、市災害対策本部の本部事務局、各部、各班と相互に連携して業務を行う。

9 風水害における配備体制の基準

配備体制の基準は、相模原市災害対策本部要綱に定める。

10 市災害対策本部の事務

- (1) 本部会議
市災害対策本部の最高意思決定機関として、全ての事務を統括する。
- (2) 局、区本部
 - ア 別に定めるそれぞれの局、区本部固有の事務の執行に関すること。
 - イ 応急対策班の活動に関すること。
- (3) 応急対策班
それぞれの応急対策の実施に関すること。
- (4) 現地対策班
分掌事務は別に定める。
- (5) 本部事務局、本部班
分掌事務は別に定める。

11 市災害対策本部等の設置場所

- (1) 市災害対策本部は、市役所本庁舎及び消防指令センターに設置する。
- (2) 市役所本庁舎及び消防指令センターが風水害等による被害のために使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。
- (3) 区本部は、各区役所に設置する。区役所が被害により使用できないときは、状況に応じて代替施設を確保する。

12 県災害対策本部との連携

本部長は、県又は県災害対策本部及び県央地域県政総合センターと、広域的な災害対策の推進、広域応援の要請及び調整等の事項に関して常に連携を密にする。

13 防災関係機関の災害対策組織

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めてある災害対策組織を設置する。
- (2) 本部長は、災害応急対策の実施に関して防災関係機関と常に連携を図り、必要があるときは、防災関係機関に対して連絡員等の派遣を求め、又は自らの職員を防災関係機関に派遣する。

14 市災害対策本部の廃止等

- (1) 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市災害対策本部を廃止する。
 - ア 市域に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。
 - イ 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- (2) 区本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本部長と協議し、許可を得て、区本部を廃止する。
 - ア 区域に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。
 - イ 区域の災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- (3) 現地対策班長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区本部長に連絡の上、区本部長を通じて本部長と協議し、許可を得て、現地対策班を廃止する。
 - ア 地区に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。
 - イ 地区の災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- (4) 本部長は、市災害対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに設置を通知した関係機関に通知するとともに、市長公室は、報道機関に発表し、併せて市民へ広報する。

第2節 動員体制

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策本部における職員の初動体制を早期に確立する。また、状況に応じて弾力的な職員動員体制をとるとともに、必要に応じて広域応援等による対応力の確保、さらに、活動力の維持・向上のための活動支援対策についても考慮する。

なお、災害対策本部設置前の風水害警戒本部等の動員体制については、浸水被害警戒地域対策計画及び水防計画の定めによる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	総 務 局	★	職員の動員調整、活動要員の支援等に関すること。
	区 本 部		
	関 係 各 局	★	局内職員の動員配備に関すること。

3 動員の発令

本部長は、相模原市災害対策本部要綱に定める風水害における配備の基準により動員を発令する。

ただし、災害の種類、規模、発生の時期その他の状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。

4 動員対象職員

動員対象職員は、次に掲げる職員を除く全職員とする。

- (1) 災害発生時において入院等により参集が不可能な職員
- (2) その他、休職中、出向中、海外出張中等で、本部長が認める職員

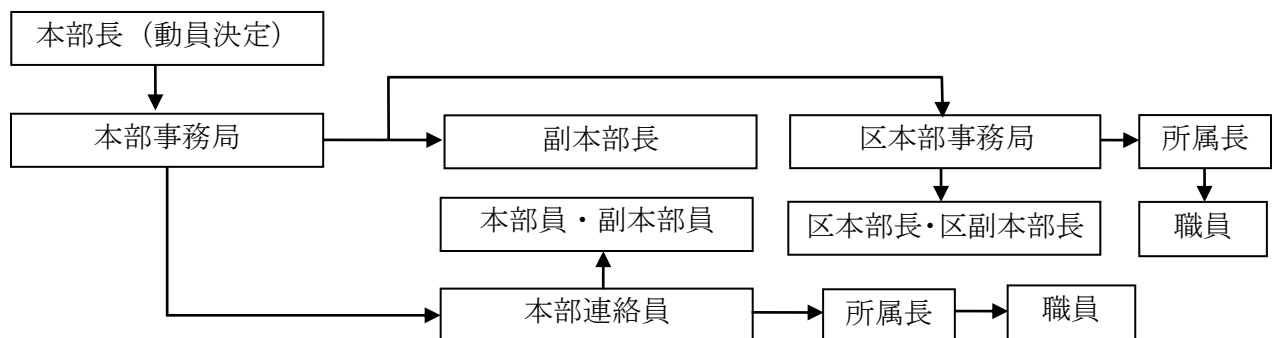
5 動員指令の伝達体制

動員指令は次の系統で伝達する。

勤務時間中は、原則として職員参集システム、デジタル地域防災無線、ファクシミリ、庁内電話又は庁内放送等にて指令を伝達する。

また、勤務時間外は職員参集システム又は状況により電話、電子メール等により連絡する。

＜動員指令伝達系統図＞



6 参集体制

- (1) 風水害における動員職員の参集場所は、原則として別途指示がない場合は、勤務場所とする。
- (2) 動員職員は、災害対策活動に支障のない作業服等を着用し、食料、飲料水、着替え等を持参するなど、準備を整えて参集する。

7 初期活動

職員は、「災害発生時等における職員の初動要領」等に基づき、初期活動を行う。

(1) 勤務時間内に動員が発令された場合の活動

職員は、あらかじめ定められた、又は災害の規模や被害状況等に応じて指示された災害対策活動を実施する。

(2) 勤務時間外に動員が発令された場合の活動

ア 参集及び情報収集活動

動員職員は直ちに指定された場所に参加する。

イ 勤務場所又は指示された場所での活動

動員職員は勤務場所又は指示された場所であらかじめ定められた災害対策業務に従事する。

8 動員名簿の作成

災害時の職員の参集状況は、各参集場所において名簿を作成し、各体制における指揮・統括者（本部長）へ報告する。

9 活動要員への支援体制

総務局は、「災害発生時等における動員職員支援マニュアル」等に基づき、災害時における活動要員の支援を行う。

(1) 遠方からの動員職員用の応急宿泊施設として、状況に応じて市有施設等を確保する。

(2) 市役所本庁舎、合同庁舎、総合事務所、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）、消防指令センター、まちづくりセンター、公民館、消防署所等の災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を確保するとともに、応急食料、飲料水、生活資材等を調達、確保する。

(3) 対策活動が長期間継続する場合、応急対策活動の状況の推移に応じて順次交代制の勤務体制へと移行する。

10 時間的推移等に応じた応急対策における職員の動員調整

総務局は、時間的推移により、短期間に多量の事務を執行する必要があると認める場合には、各体制における各局若しくは各班間における動員又は配置の調整を行い、必要な対策を実施する。

ただし、本庁出先機関（土木事務所を除く。）、現地対策班、避難所等及び一時滞在施設については、区本部が職員の動員及び配置等の調整並びに指揮命令を行う。

また、総務局と区本部は、各局内及び各区内の対策業務の状況を考慮し、局と区の間で職員の配置を調整し、適切な体制確保に努めるとともに、指揮命令システムを整理、確保する。

11 広域応援による活動要員の確保

(1) 総務局は、各体制において、各部の職員の参集状況を早期に把握するとともに、災害の規模等から予想される必要人員を推計する。

(2) 本部長は、動員職員全員をもってしても十分な災害対策活動の実施が困難であると認めるときは、他の地方公共団体等へ応援要請を行い（「第9節 応援要請」風—34参照）、活動要員の確保に努めるとともに、災害ボランティアの活用を指示する（「第14章 災害ボランティア対策」風—105参照）。

(3) 本部長は、消火、救出救助、保健医療救護、道路啓開など、専門的な知識及び装備が必要な対策については、可能な限り早い段階で必要な応援要請を行う。

第3節 気象警報・注意報

1 基本方針

横浜地方気象台は、台風、低気圧、前線等の気象現象がもたらす大雨、強風、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、災害を防止・軽減するため防災に関する気象警報・注意報又は特別警報を発表し、市民、防災関係機関の注意や警戒を喚起する。

市は、気象警報が発表された場合には、直ちに市民、関係機関等への周知に努め、また、特別警報が発表された場合には、直ちに市民、関係機関等への周知の措置をとる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局 (危 機 管 理 局)	★	気象情報の収集、伝達に関すること。
	消 防 局		
	関 係 各 局	★	関係機関への伝達に関すること。
関 係 機 関	横 浜 地 方 気 象 台	－	気象情報の発表に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	－	気象情報の伝達に関すること。

3 警報等の定義

市域に関連のある気象警報等の定義は、次のとおりである。

なお、大雨警報及び大雨特別警報については、特に警戒すべき事項（浸水害、土砂災害）を明記して発表される。

種 別	定 義	種 類（市域に関連のある警報等）
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、雷注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、融雪注意報、なだれ注意報、低温注意報、霜注意報、着氷注意報、着雪注意報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報

（注1）地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

（注2）地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

4 警戒レベルを用いた防災気象情報等の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」を関連付けるものであり、市が発令する避難指示等は、居住者等がとるべき行動を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを明記して提供する（「第3章 消火・避難誘導対策」風－4.6参照）。また、居住者等の主体的な避難行動を支援するため、横浜地方気象台及び神奈川県は、各種の防災気象情報等の提供に当たり、参考となる警戒レベル（警戒レベル相当情報）を明記し提供することがある。

＜居住者等がとるべき行動を促す情報と警戒レベル相当情報の関係＞

警戒 レベル	居住者等がとるべき 行動を促す情報	警戒レベル相当情報	
		洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	—	—
2	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	○氾濫注意情報 ○洪水キキクル ^(※1) (注意・黄)	○土砂キキクル ^(※2) (注意・黄)
3	高齢者等避難 (市が発令)	○氾濫警戒情報 ○洪水警戒報 ○洪水キキクル(警戒・赤)	○大雨警戒報 (土砂災害) ○土砂キキクル (警戒・赤)
4	避難指示 (市が発令)	○氾濫危険情報 ○洪水キキクル (危険・紫)	○土砂災害警戒情報 ○土砂キキクル (危険・紫)
5	緊急安全確保 (市が発令)	○氾濫発生情報 ○大雨特別警戒報 (浸水害) ○洪水キキクル (災害切迫・黒) ○浸水キキクル ^(※3) (災害切 迫・黒)	○大雨特別警戒報(土砂災害) ○土砂キキクル (災害切 迫・黒)

(※1) 洪水警戒報の危険度分布(「5 注意報、警戒報等の種類、発表基準等(4)防災気象情報」風-12参照)

(※2) 大雨警戒報(土砂災害)の危険度分布(「5 注意報、警戒報等の種類、発表基準等(4)防災気象情報」風-12参照)

(※3) 大雨警戒報(浸水害)の危険度分布(「5 注意報、警戒報等の種類、発表基準等(4)防災気象情報」風-12参照)

5 注意報、警戒報等の種類及び発表基準等

気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する予報及び警戒報のうち、市域に関連のあるものは次のとおりである。

(1) 注意報、警戒報の種類及び発表基準

種 類	基準要素	注意報	警戒報
大 雨	表面雨量指数基準 ^(※1)	12 以上	19 以上
	土壌雨量指数基準 ^(※2)	85 以上	128 以上
洪 水	流域雨量指数基準 ^(※3)	各流域で以下の基準以上 鳩川＝12.4 串川＝ 7.2 道保川＝4.1 境川＝14.8	各流域で以下の基準以上 鳩川＝15.6 串川＝ 9 道保川＝5.1 境川＝18.6
	複合基準 ^(※4)	各流域で以下の基準以上 鳩川 ＝(6, 12.4) 境川 ＝(6, 14.8) 相模川＝(10, 45.4) 串川 ＝(6, 7.2)	各流域で以下の基準以上 境川 ＝(9, 16.7) 相模川＝(13, 70.8) 串川＝(9, 8.2)
	指定河川洪水予報 による基準	相模川中流[上依知]	相模川中流[上依知]
暴 風	平均風速 (10分間平均)		25m/s以上
暴 風 雪	平均風速 (10分間平均)		25m/s以上 雪を伴う

種 類	基準要素	注意報	警 報
大 雪	12時間降雪の深さ	山地：10cm 平地： 5cm	山地：30cm 平地：10cm
強 風	平均風速（10分間平均）	12m/s以上	
風 雪	平均風速（10分間平均）	12m/s以上 雪を伴う	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
濃 霧	視 程	100m以下	
乾 燥	湿 度	最小湿度 35%、 実効湿度 55% 以下	
融 雪	現象による災害がきわめて稀であり、 災害との関係が不明確であることから 具体的な基準を定めていない。		
な だ れ			
低 温	最低気温	夏期：最低気温16℃以下 が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下	
霜	最低気温	最低気温4℃以下 （発表期間は晩霜期）	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		

《出典：警報・注意報発表基準一覧表（相模原市）（令和6年5月23日）》

（※1）短時間強雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、地表面に溜まっている雨水の量を示す指数

（※2）降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数

（※3）河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標

（※4）（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

（2）特別警報の種類及び発表基準

種 類	発表基準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	《大雨特別警報（浸水害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）が更に降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現 《大雨特別警報（土砂災害）の発表条件》 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（おおむね30mm/h以上）が更に降り続けると予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や	暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	同程度の温帯低気圧により	雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

種 類	発表基準
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

《令和4年11月24日現在》

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(3) 水防活動の利用に適合する警報及び発表基準

暴風雨、大雨、洪水の現象により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行う水防活動用の気象注意報及び警報は、大雨注意報及び警報の発表をもって代え、水防活動用の洪水に関する注意報及び警報は、洪水に関する注意報及び警報の発表をもって代える。

(4) 防災気象情報

台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときに、必要に応じて住民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、防災の留意点等をまとめて発表する情報

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。大雨に関して〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる「警戒レベル1」となる。

イ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く可能性があるとして予測されたときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する神奈川県気象情報」という表題の気象情報により府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表する。

また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高い場合に、気象庁が気象情報において、半日程度前から府県単位等（例：神奈川県）で呼び掛けを行う。

ウ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量が100mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに気象庁から発表する。

エ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表する。情報の有効期間は発表から約1時間で、引き続き注意すべき状況が続く場合には再度発表する。

なお、本市は、神奈川県西部に含まれる。

オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目で分かり、土砂災害、浸水害、洪水の危険度の高まりを面的に確認できる情報

<キキクル等の種類と概要>

種 類	概 要	
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	
	「注意」 (黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
	「警戒」 (赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	「危険」 (紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	「災害切迫」 (黒)	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 なお、浸水キキクルにおける「注意」(黄)、「警戒」(赤)、「危険」(紫)については、相当する警戒レベルは設定されていない。	
	「災害切迫」 (黒)	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	
	「注意」 (黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
	「警戒」 (赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	「危険」(紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	「災害切迫」 (黒)	命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。	

6 各種気象通報等

横浜地方気象台及び防災関係機関は、関係協定に基づき、次の気象通報を行う。

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災予防上危険と認められたときは、次のいずれかの基準により、神奈川県知事に対して通報する。ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む。）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

ア 実効湿度が55%以下で、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。

イ 陸上で毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき。

(2) 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発表することができる。

(3) 鉄道気象通報

横浜地方気象台は、鉄道事業施設の気象災害の防止に資するため、鉄道気象連絡会神奈川地方部会に対して、県内に発表した注意報、警報及び気象情報を通報する。

鉄道気象連絡会神奈川地方部会側の通報受領部局は、東日本旅客鉄道（株）東京地域本社とし、情報伝達にはファクシミリを用いる。

7 警報等の地域細分

特別警報・警報・注意報は、二次細分区域単位で発表される。

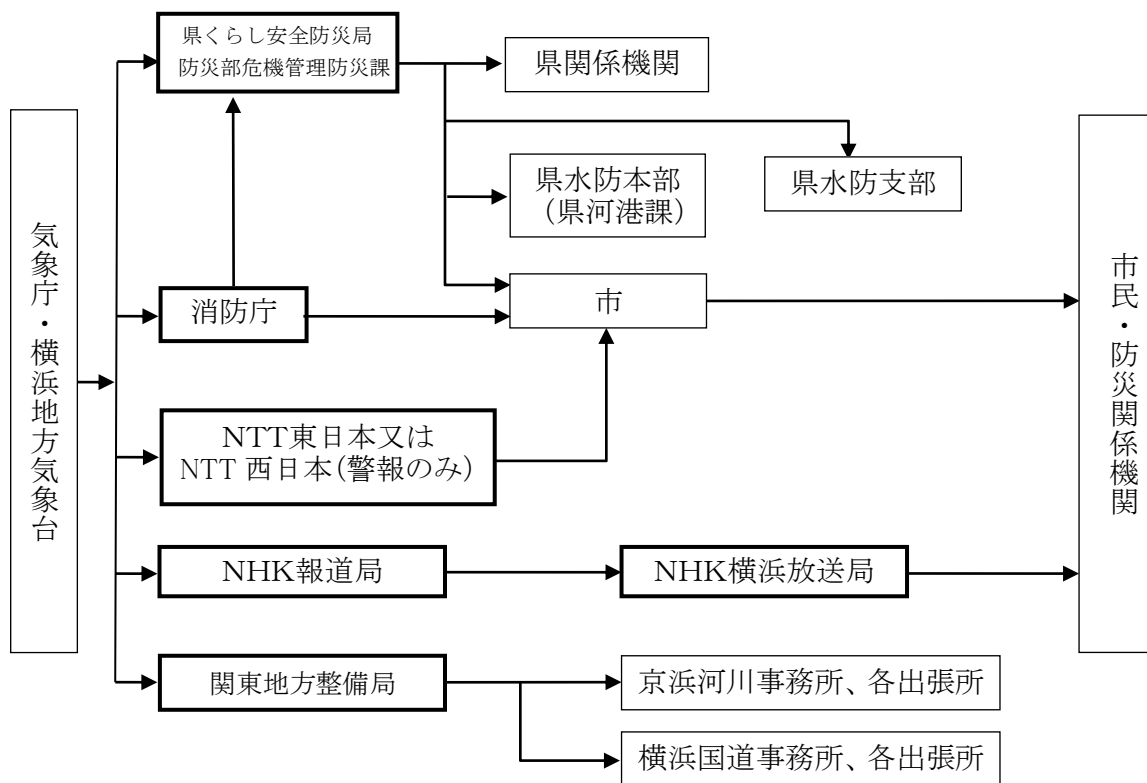
＜神奈川県における特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域＞

	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
神 奈 川 県	東 部	横 浜 ・ 川 崎	横浜市、川崎市
		湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三 浦 半 島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西 部	相 模 原	相模原市
		県 央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足 柄 上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西 湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

8 予報・警報等の伝達系統図

気象庁が発表する気象警報等は、次の系統図に基づき伝達する。

＜予報・警報等の伝達系統図＞



は、法令により、気象台から警報等を受領する機関

第4節 土砂災害警戒情報

1 基本方針

横浜地方気象台と神奈川県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう共同で土砂災害警戒情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、市民への周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域内の住民等に避難行動を促す。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局 (危 機 管 理 局)	★	土砂災害警戒情報等の収集、伝達に関すること。
	健 康 福 祉 局	★	要配慮者利用施設への土砂災害警戒情報等の伝達に関すること。
	こ だ も ・ 若 者 未 来 局 教 育 局 (学 校 教 育 部)		
関 係 関	横 浜 地 方 気 象 台	—	土砂災害警戒情報の発表に関すること。
	神 奈 川 県		
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	土砂災害警戒情報等の伝達に関すること。

3 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

土砂災害警戒情報は、警戒レベル4に相当する情報であり、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったとき（降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標（土壌雨量指数）が土砂災害発生危険基準線に到達することが予測された場合）に発表される。

土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表されるが、本市は、西部（緑区）と東部（中央区・南区）に分けて発表される。

発表された土砂災害警戒情報は、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定められた監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときに解除される。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の下降状況や土砂災害の発生の情報等を鑑み、横浜地方気象台と神奈川県が協議の上、解除される。

4 緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知

土砂災害緊急情報は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする土砂災害が急迫しており、かつ重大な土砂災害が生ずることが予想される状況があると認められるときに、県又は国土交通省が緊急調査を行い、その結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき又は土砂災害が想定される区域若しくは時期が明らかに変化したと認められるときに市町村に通知される。

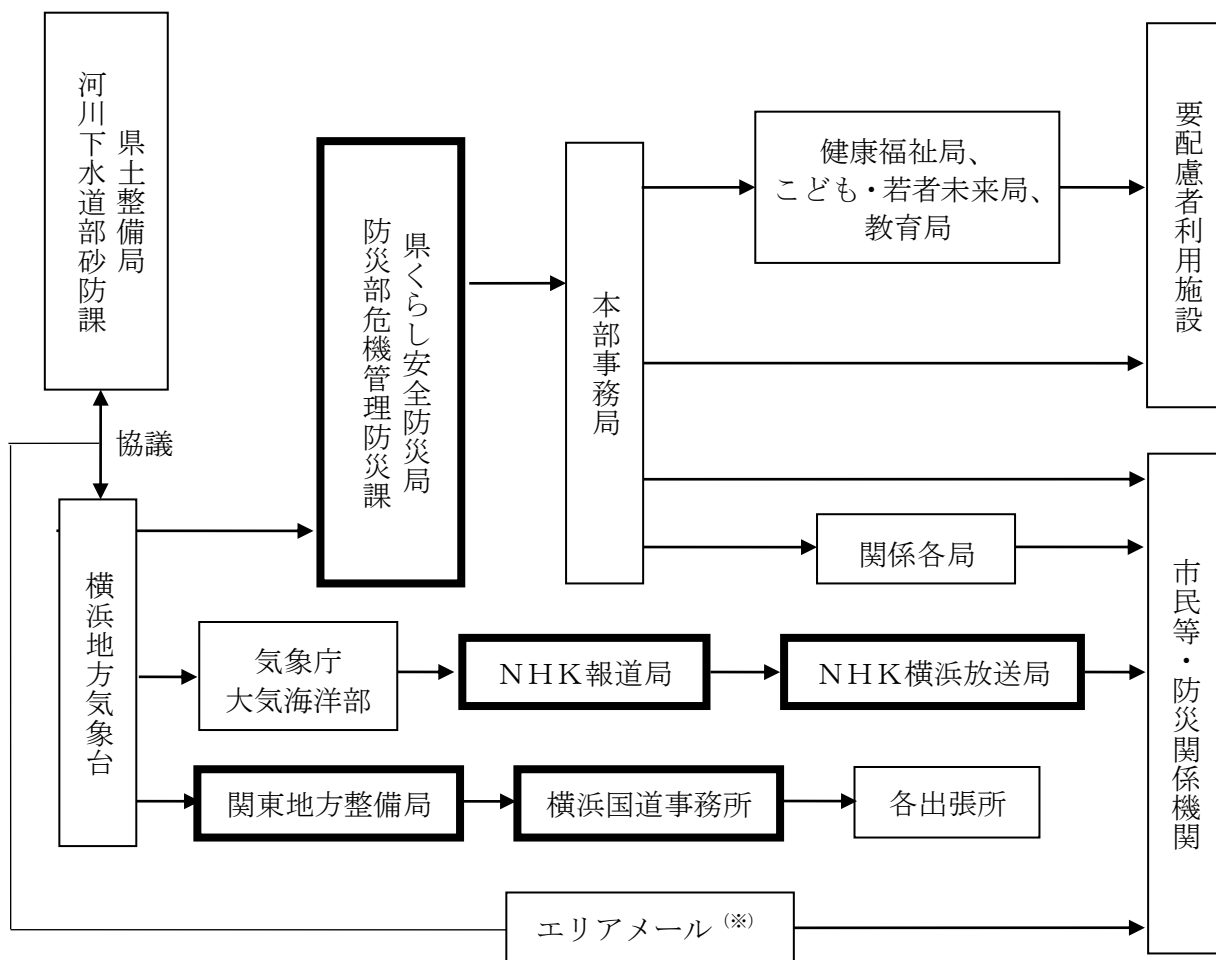
市は、土砂災害緊急情報が通知されたときは、市民への周知に努めるとともに、居住者等に避難行動を促す。

5 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、次の系統図に基づき市民等に伝達する。

また、本部事務局、健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、土砂災害警戒区域等の危険区域内にある要配慮者利用施設の管理者等へ、その旨を連絡する。

＜土砂災害警戒情報の伝達系統図＞



(※) 神奈川県は土砂災害警戒情報が発表された場合に、対象地域にエリアメールを使用し市民等に伝達する。

は、法令により、気象台から情報を受領する機関

6 土砂災害防止法の対象施設に伝達する手段及び情報

(1) 対象施設への情報伝達方法

土砂災害防止法第8条に規定する対象施設（要配慮者利用施設）への情報伝達手段は、ファクシミリ、防災メール等とする。

本部事務局は、防災メール等を活用し、事前に申出のあった対象施設へ情報を伝達する。

健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、その他の手段を活用し、対象施設へ情報を伝達する。

(2) 対象施設への伝達情報

対象施設に伝達する情報は、次のとおりとする。

土砂災害に関する情報等	(1) 大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害） (2) 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (4) その他土砂災害対策上有効な情報
-------------	---

第5節 洪水予報等

1 基本方針

横浜地方気象台と神奈川県は、洪水予報河川である相模川の中流（小倉橋から神川橋（平塚市・寒川町）までの区間）で洪水による被害の発生が予測される場合、相模川中流洪水予報を共同発表する。

また、神奈川県は、水位周知河川（境川、小松川、鳩川、串川、道保川及び道志川）で氾濫危険水位（水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位）に達した場合等に、水位到達情報を発表する。

市は、発表された洪水予報及び水位到達情報について、市民への周知に努めるとともに、洪水浸水想定区域内の居住者等に避難行動を促す。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局 (危 機 管 理 局)	★	洪水予報等の収集、伝達に関すること。
	消 防 局		
	健 康 福 祉 局	★	要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達に関すること。
	こ ども ・ 若 者 未 来 局		
	教 育 局 (学 校 教 育 部)		
関 係 機 関	横 浜 地 方 気 象 台	—	洪水予報等の発表に関すること。
	神 奈 川 県		
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	洪水予報等の伝達に関すること。

3 洪水予報等の種類、発表基準等

	種類	発表基準等
洪水予報	氾濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報)	○氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 ○氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
	氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報)	○氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ○避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき ○氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ○避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。
	氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報)	○氾濫危険水位に到達したとき。 ○氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 ○急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき。
	氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報)	○氾濫が発生したとき。 ○氾濫が継続しているとき。

	種類	発表基準等
水位到達情報	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)	○避難判断水位に到達したとき。
	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)	○氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき。

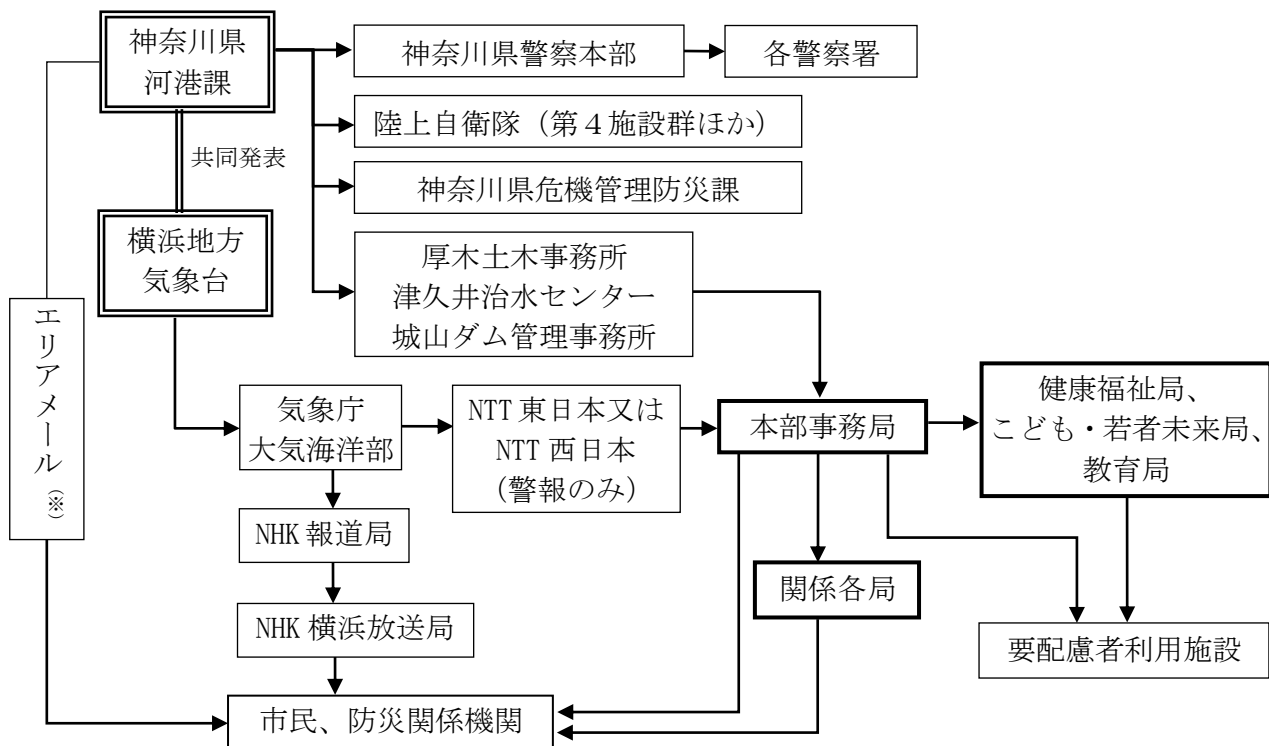
4 洪水予報等の伝達系統

(1) 相模川中流洪水予報

相模川中流洪水予報は、次の系統図に基づき市民等に伝達する。

また、本部事務局、健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、洪水浸水想定区域等の危険区域内にある要配慮者利用施設の管理者等へ、その旨を連絡する。

＜相模川中流洪水予報伝達系統図＞



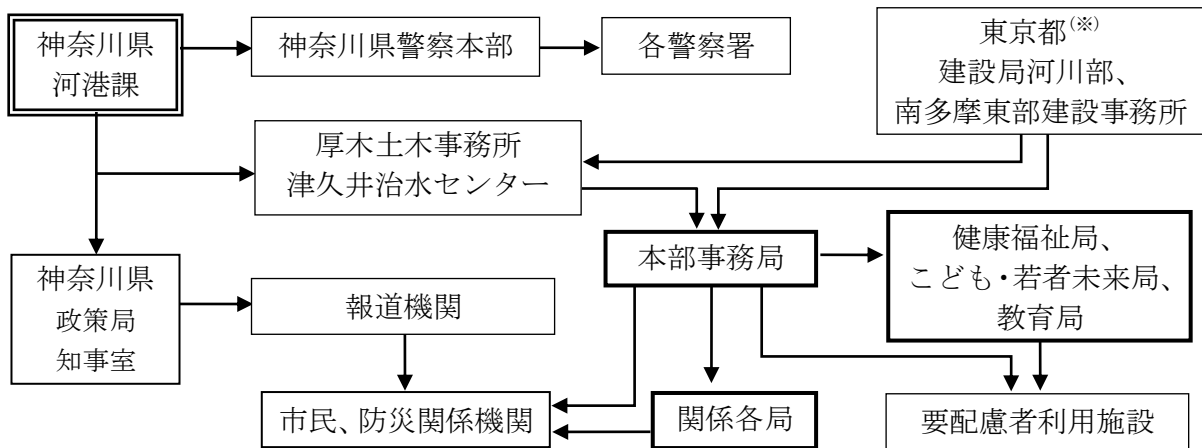
(※) 神奈川県は、氾濫危険情報及び氾濫発生情報を発表した場合に、対象地域にエリアメールを使用し市民等に伝達する。

(2) 水位到達情報

水位周知河川(境川、小松川、鳩川、串川、道保川及び道志川)に係る水位到達情報は、次の系統図に基づき市民等に伝達する。

また、本部事務局、健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、洪水浸水想定区域等の危険区域内にある要配慮者利用施設の管理者等へ、その旨を連絡する。

＜水位到達情報伝達系統図＞



(※) 東京都は、境川（根岸橋、境橋）に関する氾濫危険情報のみを発表し伝達する。

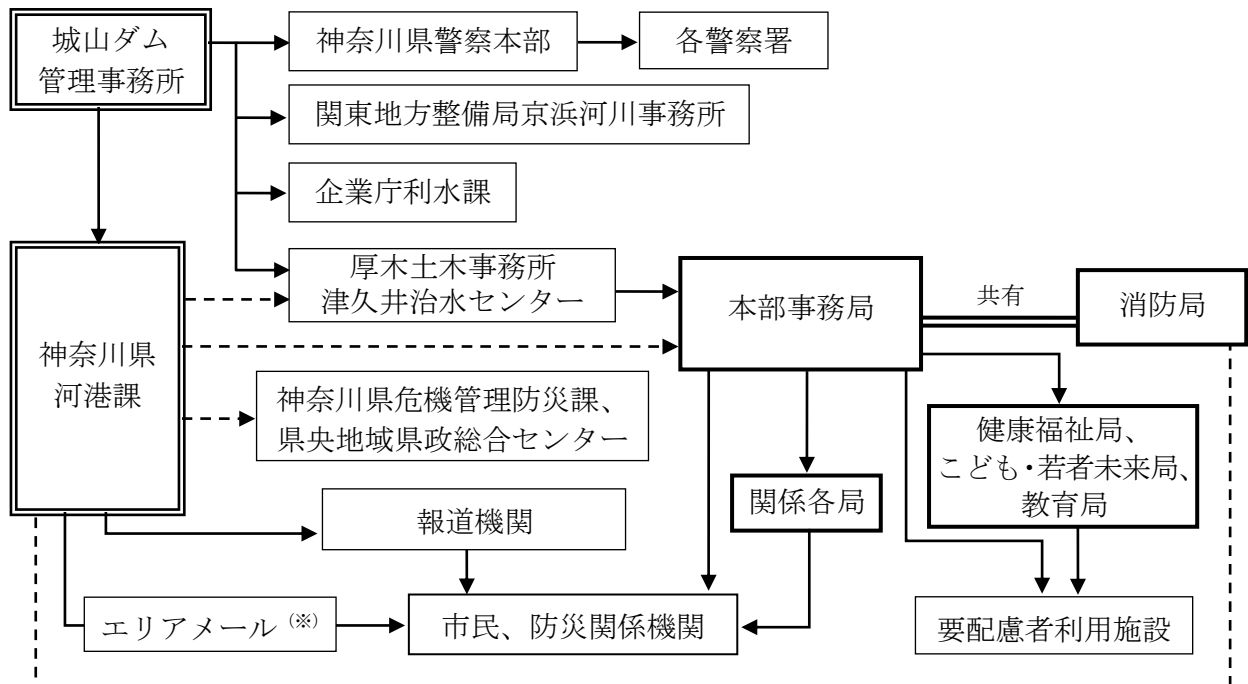
5 城山ダムにおける異常洪水時防災操作（緊急放流）に関する伝達系統

令和元年東日本台風の豪雨により、城山ダムにおいて運用開始以来、初めて異常洪水時防災操作（緊急放流）^(※) が実施されたことを踏まえ、神奈川県は、新たな情報共有の仕組みを構築し、緊急放流に関する情報連絡・共有体制を強化した。

市は、緊急放流に関する情報提供を受けたときは、次の系統図に基づき市民等に伝達し、相模川の洪水浸水想定区域内の住民等に避難行動を促すほか、必要に応じて避難支援を行う。

(※) 「異常洪水時防災操作（緊急放流）」とは、ダム貯水池が満水（貯留の限界）に近づいた段階において、ダムからの放流量をダム貯水池への流入量と同程度になるよう漸増させ、満水に達したときには流入量をそのまま下流に通過（放流）させる操作をいう。

＜城山ダム緊急放流に関する情報伝達系統図＞



---▶ : LINE WORKS、防災行政通信網による一斉情報発信の流れ

(※) 事前情報や解除情報等、緊急放流に関する情報の一部は配信されない。

<神奈川県から伝達される緊急放流に関する情報項目及び伝達のタイミング>

情報項目	情報伝達のタイミング
① 事前情報	緊急放流を実施する可能性が生じたとき（２～３日前）。
② 見込み情報	緊急放流を実施する時刻の見込みが明らかになったとき。
③ ３時間前予告	緊急放流を実施する予定時刻のおおむね３時間前
④ 見送り情報	想定より降雨量が少なかった等により、予定時刻での緊急放流の実施を見送ったとき。
⑤ １時間前予告	緊急放流を実施する予定時刻のおおむね１時間前
⑥ 中止情報	想定より降雨量が少なかった等により、緊急放流を中止するとき。
⑦ 開始情報	緊急放流を開始したとき。
⑧ 継続情報	緊急放流実施後、更に放流量が増加し、氾濫等による甚大な被害が予測されるとき。
⑨ 解除情報	緊急放流を終了したとき。
⑩ 臨時情報	その他、①～⑨の定形外の情報伝達が必要となったとき。

6 水防法の対象施設に伝達する手段及び情報

（１）対象施設への情報伝達方法

水防法第１５条に規定する対象施設（地下街等、要配慮者利用施設及び延べ面積が１万平方メートル以上である工場、作業場又は倉庫）への情報伝達手段は、ファクシミリ、防災メール等とする。

本部事務局は、防災メール等を活用し、事前に申出のあった対象施設へ情報を伝達する。

健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、その他の手段を活用し、対象施設へ情報を伝達する。

（２）対象施設への伝達情報

対象施設に伝達する情報は、次のとおりとする。

洪水に関する 情報等	(1) 大雨特別警報（浸水害） (2) 相模川中流洪水予報（氾濫危険情報、氾濫発生情報） (3) 水位周知河川における水位到達情報（氾濫危険情報） (4) 城山ダムの緊急放流に関する情報 (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (6) その他浸水対策上有効な情報
---------------	---

第6節 通信の運用

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	デジタル地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）、簡易無線等の運用に関する こと。 非常通信の依頼、アマチュア無線局の活用 に関すること。
	財 政 局 （ 財 政 部 ）	★	加入電話の確保、運用に関すること。
	消 防 局	★	消防救急無線の運用に関すること。
	本 部 事 務 局	★	衛星携帯電話、簡易無線、災害用スマー トフォン等の通信機器の運用に関する こと。
	消 防 局		
	区 本 部		
関 係 関	神 奈 川 県	—	県防災行政通信網、災害情報管理システ ムの運用に関すること。
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	—	非常通信の運用に関すること。

2 通信手段の確保

（1）災害時の通信連絡

災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話（有線通信）、又は無線若しくはその他の通信により速やかに行う。

加入電話を使用する場合は、財政局が、次の回線を確保する。

災害時優先電話	非常災害時、発信する際にのみ、優先的に回線が確保される電話
一 般 加 入 電 話	回線に輻輳 ^{ふくそう} のない状況下に使用。非常災害時、通話制限される電話

（2）通信の統制

広域災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、関係各局は必要に応じ、適切な通信統制を実施する。

（3）通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じて通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じて相互協力を行う。

3 消防救急無線の運用

消防局は、相模原市消防通信管理運用規程（平成22年相模原市消防局訓令第7号）に基づき、消防局と各消防署所の通信体制を確立し、消防救急無線の無線統制及び運用を行う。

(1) 無線局の種別

種 別		設置・配置場所
基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル
中継局		三角山（青野原山中）、小仏城山
陸上移動局	可搬型無線装置	各指揮隊及び指令課
	車載型無線装置	各消防車両
	携帯型無線装置	各消防署所、指令課及び消防団部長以上
	署活動用無線局	各消防署所

(2) 通信の統制

基地局は、災害時に無線通信の円滑な運用を期するために、無線通信の統制を行う。

種 別	統制を必要とする場合	統制内容
第1統制	火災の発生に際し、通信が混乱し、又は混乱が予想され、通信統制をする必要があると認められる場合	基地局及び指揮本部並びに各消防署の指定された陸上移動局からの通信以外は行わない。
第2統制	大規模な火災等の発生又は多数の火災等の同時発生のおそれがある、通信統制をする必要があると認められる場合	基地局及び指揮本部からの通信以外は行わない。
第3統制	特に強力な通信統制をする必要があると認められる場合	基地局からの通信以外は行わない。

4 デジタル地域防災無線の運用

本部事務局は、相模原市防災行政用無線局管理運用規程（平成25年相模原市訓令第16号）に基づき、デジタル地域防災無線の運用を行う。

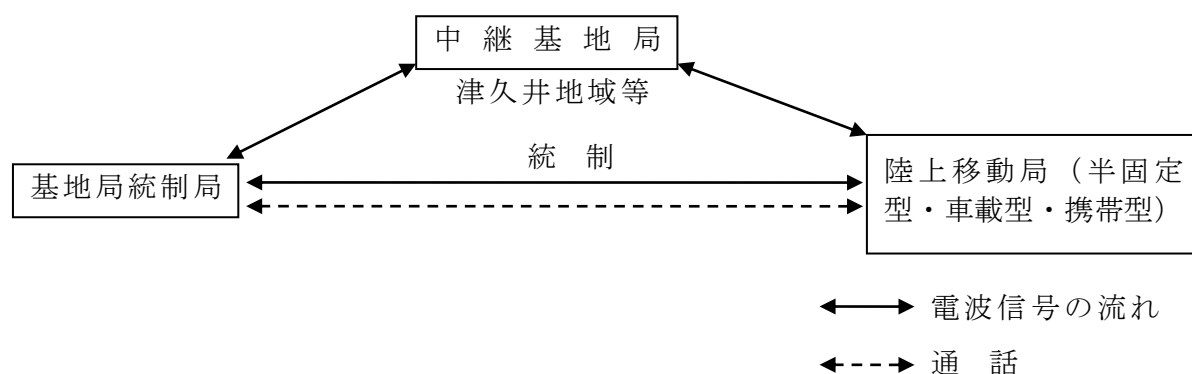
(1) 無線局の種別

種 別		設置・配置場所
基地局統制局		消防指令センター
中継基地局		三井金沢、三角山（青野原山中）、鉢岡山、青根橋津原
中継局		小仏城山
陸上移動局	車載型	公用車両
	半固定型	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校
	携帯型	防災関係機関、財政局、都市建設局ほか

(2) 通信の体系

災害発生時におけるデジタル地域防災無線の運用は、各対策所が移動局からの情報を、無線機を使用して集約することとし、また、基地局統制局が陸上移動局を必要に応じて統制する。

<システムの概要>



5 防災行政用同報無線（ひばり放送）の運用

本部事務局は、相模原市防災行政用無線局管理運用規程に基づき、防災行政用同報無線（ひばり放送）の運用を行う。

（１）無線局の種別

種 別	用 途
防災行政用同報無線（ひばり放送）親局	子局の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局
同 子局（ひばり放送塔）	親局の通信の相手方となる拡声装置を持つ受信局
同 子局（戸別受信機）	屋内用の受信局

（２）放送の方法

方 法	内 容
一斉放送	全市域に放送
一斉放送（Ａ群・Ｂ群・Ｃ群）	固定系子局をＡ，Ｂ，Ｃ群に分け、同一の内容を群別に放送時間をずらして、全市域に放送
群別放送	おおむね各公民館を中心とした特定地域のみに放送
個別放送	子局単独の放送

6 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網は、専用線による「有線系」と地域衛星通信ネットワークによる「衛星系」の２系統の回線が相互にバックアップを行うことにより、災害時においても信頼度の高い通信網を確立しているほか、庁舎外でも使用可能な閉域ＬＴＥ網を備えている。サーバ等の主要機器をデータセンターに設置しており、県庁基幹局が万一被災した場合でも、代替災害対策本部となる県総合防災センターから、国・県主要機関、ライフライン機関、公共交通機関等との通信も可能となっている。

県防災行政通信網の通信機器について、本市の設置場所は次のとおりである。

区 分	設 置 場 所
受令端末	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課 情報通信室（１台）、災害対策室（１台） ○消防局 指令課 通信指令室（１台）
スマートフォン （閉域ＬＴＥ・ 庁内ｓＸＧＰ）	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課 情報通信室 （閉域１台、庁内１台、庁内＜衛星対応＞１台） ○消防局 警防課（閉域１台）、指令課 通信指令室（庁内１台）
ＩＰ電話	消防指令センター ○消防局 指令課 事務室（＜衛星対応＞１台）、 警防課（１台）、講堂（１台）
共用網電話	消防指令センター ○危機管理局 危機管理課 情報通信室（１台）

7 衛星携帯電話及び簡易無線等の運用

発災時に一般電話や携帯電話がつながりにくい場合、途絶した場合等に、現地との情報連絡を的確に行うため、区本部、現地対策班、避難所等、救護所等に配置した簡易無線、衛星携帯電話（避難所を除く。）等を運用する。

8 その他通信施設の運用

（１）防災関係機関等に対する非常通信の依頼

本部事務局は、災害の状況により、市有の無線が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関東地方非常通信協議会会則（昭和４５年４月）に基づき、その構成機関所有の無線局に非常通信（総則・予防計画編第２款「第５章 応急対策への備え」予－５９参照）を依頼する。

（２）アマチュア無線局の活用

本部事務局は、災害の状況により、必要に応じて、相模原市役所アマチュア無線クラブを通じて、アマチュア無線局に協力を依頼する。

第7節 災害情報の収集伝達

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	異常現象の通報、被害状況の取りまとめ及び災害資料の作成、県への被害及び活動状況の報告に関すること。
	消 防 局	★	国・県への災害即報に関すること。
	区 本 部	★	区内の被害状況の取りまとめ及び災害資料の作成、本部への報告に関すること。
	財 政 局	●	罹災証明書（火災を除く。）の発行に係る住家等及び市有建物の被害調査に関すること。
	区 本 部		
	都 市 建 設 局（土 木 部）	★	道路被害調査に関すること。
	関 係 各 局	★	所管施設等の被害調査及び本部への報告に関すること。 被災者台帳の作成・利用、安否情報の確認及び回答に関すること。
	区 本 部		
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	被害状況等の情報交換に関すること。

2 異常現象の通報

（1）発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、遅滞なく市長又は警察官に通報する。この場合、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

（2）市長の処置

異常現象の通報を受けた場合、市長は、県知事及び関係機関に通報する。ただし、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に併せて通報する。

3 被害状況等の収集体制の確立

（1）情報収集・伝達体制の確立

関係各局は、所管事項等の被害状況を調査し、活動状況等と併せて本部事務局へ報告するとともに、応急対策活動に必要な関連情報等は、本部事務局から収集する。本部事務局は、災害の状況により現地情報収集班（オートバイ隊）の運用や協定締結先の無人航空機（ドローン）による支援を要請し、情報収集に努める。

ただし、区本部、現地対策班から提供された地域の被災状況や風水害時避難場所・避難所に関する情報等の総合的な収集は区本部を経て本部事務局が行い、関係各局への仕分けを行う。関係各局等は、情報連絡員等の派遣を通じて、本部事務局から所管事項の関連情報を収集し、各種の対応を行う。

また、防災関係機関は、被害情報等の情報収集体制を確立する。

（2）情報の報告の手段

- ア 被害状況等の報告は、有線又は無線等の通信手段のうち、最も迅速・確実な手段を使う。
- イ 有線が途絶した場合は、デジタル地域防災無線、消防救急無線、県防災行政通信網、警察無線、関東地方非常通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線を利用する。
- ウ 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を活用して報告する。

4 被害調査

(1) 住家等被害認定調査

財政局は、区本部と連携して被害調査班を編成し、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部（罹災証明書発行担当）へ報告する。

なお、必要に応じて、県や応援協定団体等へ調査員等の派遣を要請し、内閣府が定める「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等を参考に、効果的な調査体制を確保する。

(2) 市有建物被害調査

財政局は、被害調査班を編成し、「住家及び市有建物の被害調査実施要領」に基づき、区本部と連携し市有建物の被害調査を行う。調査は、調査員が行い、市災害対策本部に報告する。

(3) 道路被害調査

都市建設局は、道路被害について、警察、道路管理者等の関係機関と連携して調査・情報収集を行い、市災害対策本部に報告する。

(4) その他の被害調査

関係各局は、その他の所管施設等の被害について、それぞれで定める調査要領等に基づき、調査を行い、市災害対策本部に報告する。

5 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

本部事務局及び区本部は関係各局と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、罹災証明書や災害救助法に基づく各種報告書等を活用して次の被災者情報を記載又は記録した被災者台帳の作成に努める（災害対策基本法第90条の3）。

市長は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

<被災者台帳に記載又は記録する被災者情報>

- | | | | |
|--|----------|-----|---------|
| ○氏名 | ○生年月日 | ○性別 | ○住所又は居所 |
| ○住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 | ○援護の実施状況 | | |
| ○災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由 | | | |
| ○その他（連絡先、世帯構成、罹災証明書の交付状況など、災害対策基本法施行規則第8条の5に定める事項） | | | |

(2) 被災者台帳に記載し、又は記録された情報（台帳情報）の利用及び提供

市長は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、災害対策本部内において台帳情報を利用することができる。

また、台帳情報の提供について申請があった場合、次のいずれかに該当し、かつ当該申請が不当な目的によるものでないと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより、知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときに、当該申請に係る台帳情報を提供することができる（災害対策基本法第90条の4及び同法施行規則第8条の6）。

<台帳情報を提供できる場合>

- | |
|---|
| ○本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 |
| ○他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。 |

6 安否情報の確認・提供

市長は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づいて回答することができる。

このため、区本部は関係各局と連携し、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察署等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

なお、特別事情情報対象者等も含まれるため、所在等の個人情報を伝えることのないよう慎重に対応するものとする。

7 神奈川県等への報告

(1) 危機管理局

次の項目について県防災行政通信網等を利用して、県へ報告する。また、県災害情報管理システムの運用開始の通報を受理した後は、被害速報、被害詳細報告、被害確定報告を逐次県災害情報管理システムで報告する。

なお、通信障害等によりオンラインによる報告が不可能なときは、報告書を作成し、県防災行政通信網等を活用して報告する。

- ア 被害状況等報告
- イ 被害の程度
- ウ 人的・建物被害等（災害発生・被害中間）報告
- エ 公共施設等被害（災害発生・被害中間）報告
- オ 避難状況・救護所開設状況（速報・中間）報告
- カ 確定報告

(2) 消防局

被害状況等を火災・災害等即報要領等に基づき、県に報告する。

ただし、直接即報事案に該当する場合は、直接消防庁へ報告する。

【県への報告先】

消防保安課	電 話	045-210-3436	（平日8：30～17：15）
指令情報室		045-210-3456	（上記以外）
消防保安課	ファクシミリ	045-210-8829	（平日8：30～17：15）
指令情報室		045-201-6409	（上記以外）

【消防庁への報告先】

（NTT回線）	電 話	03-5253-7527	（平日9：30～18：15）
		03-5253-7777	（上記以外）
ファクシミリ		03-5253-7537	（平日9：30～18：15）
		03-5253-7553	（上記以外）

【消防庁災害対策本部等連絡先】

（NTT回線）	電 話	03-5253-7510
	ファクシミリ	03-5253-7553

8 関係機関等との協力

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、必要に応じ相互に被害状況等について情報の交換を行う。

第8節 災害時の広報・広聴

1 基本方針

災害時には、市民の情報に対する必要性が飛躍的に高まることから、市及び防災関係機関は、適切かつ効果的な広報活動を実施し、情報不足による不安や混乱等を防止するとともに、生活関連情報の提供や問合せに適切に対応し、混乱の防止及び人心の安定を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報通信システムの活用に関すること。
	市 長 公 室		
	市 長 公 室	★	災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
	市 長 公 室（政策部）	★	初期間合せ窓口の設置・対応、災害相談室の設置・運用に関すること。
	区 本 部		
	市 民 局		
	市 長 公 室	★	災害時要援護者への配慮に関すること。
	市 民 局		
	健 康 福 祉 局		
	消 防 局	★	災害広報に関すること。
	消 防 団		
	関 係 各 局	★	広報広聴活動への応援協力に関すること。
関 係 機 関	（株）エフエムさがみ	－	関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。
	横浜エフエム放送（株）		
	（株）ジェイコム湘南・神奈川		
	相模原市印刷広告協同組合		
	防 災 関 係 機 関		

3 災害広報の実施

市長公室、消防局及び消防団は、災害発生時に市民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民が適切な行動をとるように広報を実施する。

4 広報事項

（１）市長公室、消防局及び消防団は、適切かつ効果的な広報媒体の活用、広報内容等を想定した広報計画に基づき、災害発生後の時間的推移に応じた広報活動を行う。

（２）注意報・警報等発表時等の主な広報事項

時 期	広報事項	広報媒体
注意報・警報等発表時の広報	(1) 注意報、警報等に関する事項 (2) 災害の防止に関する事項 (3) 災害発生時への準備に関する事項	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) tvkデータ放送 (7) 市ホームページ等 (8) 相模原市LINE公式アカウント

時 期	広報事項	広報媒体
災害警戒時の広報	(1) 災害に関する情報、気象情報、河川水位、浸水状況等 (2) 避難の準備、指示、要請、規制に関する事項 (3) 出火防止、初期消火、消火活動に関する事項 (4) 市災害対策本部の設置等の対応状況 (5) その他必要な事項	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) まちづくりセンター、避難所等での広報 (7) 広報車等 (8) 緊急時の速報メール (9) 防災アプリ (10) 市ホームページ (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント
その後の広報	(1) 災害に関する情報、気象情報等 (2) 被害状況及び応急活動の情報 (3) 避難所等、救護所の開設及び避難誘導情報 (4) 生活関連情報 ア 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況及び今後の見通し等 イ 道路及び交通機関、ライフライン、病院・診療所の復旧等の情報 (5) 各機関の対応状況等 (6) 地域ごとの被害状況、被害なし情報、安否情報 (7) 混乱等防止のため流言の打ち消し情報 (8) 全体的な安心情報、励まし等 (9) 不足物資、人員等の応援要請情報 (10) 救援物資、ボランティアの要請	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 防災アプリ (6) 市災害情報X (7) まちづくりセンター、避難所等での広報及び掲示 (8) 新聞、テレビ等 (9) 広報車等 (10) 市ホームページ等 (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント
災害復旧・復興期の広報	(1) 生活関連情報(交通機関、ライフラインの復旧状況、食料・生活必需品の流通情報等) (2) 復旧に必要な各種情報(罹災証明書、仮設住宅、住宅応急修理、税金等の減免及び支払猶予、がれき処理等) (3) 各種行政機能の復旧状況 (4) 相談窓口の紹介	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 防災アプリ (6) 市災害情報X (7) まちづくりセンター、風水害時避難場所・避難所等での広報及び掲示 (8) 新聞、テレビ等 (9) 広報車等 (10) 市ホームページ等 (11) tvkデータ放送 (12) 相模原市LINE公式アカウント

5 広報の方法

(1) 市民への広報

ア 防災行政用同報無線（ひばり放送）

気象情報や大雨、強風等に対する災害防止の呼び掛け、避難誘導、被害状況及び避難生活関連情報の広報並びに情報伝達媒体の柱とする。

イ 広報紙

- (ア) 協定締結団体と連携して、発行体制を早期に整える。
- (イ) 個別情報等で情報量が多大になるものについては、情報入手先を明記する等の対応を行い、被災者の情報ニーズ全てに対して対応できる紙面構成とする。
- (ウ) 広報紙は、通常の配布手段が活用できない場合、避難所等、区役所、まちづくりセンター、公共施設等で掲示、配布を行う。また、民間業者やボランティア等による個別配布や、市外で避難生活を送る被災市民のためにも市ホームページへの掲載等に努める。

ウ 情報システム及びインターネットの活用

- (ア) 緊急速報エリアメール、緊急速報メール及び防災メール等を活用し、警報・避難情報等を、携帯電話等へ一斉に即時配信する。
- (イ) 市ホームページ及び市災害情報X等を活用し、迅速に各種の災害情報を提供するとともに、X等による情報の随時把握に努める。
- (ウ) 「さがみはら防災マップ」を活用し、避難所等の開設状況及び混雑状況に関する情報を提供する。
- (エ) その他の情報システムや電子メールを活用し、災害情報の提供や被災者等からの情報収集に努める。
- (オ) 市が行う警報や避難指示等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（同）、LINE ヤフー（株））と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。また、LINE ヤフー（株）が提供する「Yahoo!防災速報」や三井住友海上火災保険（株）が提供するアプリ「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。

エ 広報車等

特にきめ細かい情報提供や避難誘導を行う必要がある場所に、防災行政用同報無線（ひばり放送）等による情報伝達活動の補助的手段として活用する。

なお、前表中の「その後の広報」及び「災害復旧・復興期の広報」において、特にきめ細かな情報提供が必要な場合は、関係各課が公用車等を活用し実施する。

オ 放送機関の活用

（株）エフエムさがみとの「災害情報等の放送に関する協定書」及び横浜エフエム放送（株）との「災害時における放送要請に関する協定」に基づくラジオ放送並びに地上デジタル放送を活用し、ひばり放送や防災メールの情報伝達を補完する。

- (ア) テレビのデータ放送を活用し、防災メールや市ホームページの内容を、tvk（テレビ神奈川）に表示する。
- (イ) 災害により、市内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報をJ:COM（ジェイコム湘南・神奈川）に表示する。

(2) 報道関係機関等との連携

市長公室は、次のように報道機関との連絡調整等を行う。

ア 放送機関への要請

日本放送協会横浜放送局、（株）アール・エフ・ラジオ日本への放送要請等については、県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。

イ 報道機関との連携

取材への対応は、原則として記者会見、資料提供、掲示板への掲出により行う。

(ア) 記者会見

被害状況に応じて緊急又は定期的に記者会見を行い、市災害対策方針、被害状況等の情報提供を行う。

(イ) 記者会見の場所

記者会見の会場については、応急対策活動の実施に影響しない適切な場所を設定して行う。

ウ 報道機関対応担当者の設置

報道機関への対応は、専任の担当者を置くとともに、情報の提供方法、情報内容及び広報のマニュアルを作成し、定期的に整理し、統一された情報提供を行い、情報の混乱を防止する。

6 防災関係機関の広報活動

- (1) ライフライン事業者、交通機関など、その他の防災関係機関は、あらかじめ定める災害時の広報計画に基づいて市民、利用者への広報活動を実施するものとする。
- (2) 広報活動の実施に当たっては、市災害対策本部と提供情報の共有化を図る。また、防災関係機関と市災害対策本部は、必要に応じて相互に広報の協力を要請するものとする。

7 初期の問合せ窓口の設置及び対応

市長公室及び区本部は、災害発生直後の被災した市民の心理的な安定を図り、混乱の発生を防ぐとともに、災害対策活動が円滑に行えるよう、初期の問合せに対する窓口を設置する。

- (1) 役割
 - ア 市長公室は、市民、報道機関、国、他の地方公共団体等の各方面からの問合せに対する一次的な対応及び担当部局への振り分けを行う。
 - イ 区本部は、被災者のニーズ、混乱等の発生の危険を察知する情報を入手し、関係各局での対策に反映させる。
- (2) 運営体制
 - ア 市民に公表する情報は、市長公室が準備する。
 - イ 問合せ窓口の運営は、区本部が中心となってい、必要に応じて他局からの応援職員を要請して運営に当たる。なお、市長公室は、コールセンターの業務継続に努める。
 - ウ 運営時間等は、対策活動の推移、被害状況、問合せ状況等から随時体制を見直し、必要な体制を整える。
 - エ 本部事務局と常に密接な連携体制をとり、最新情報の収集に努めるとともに、情報の適切な取捨選択を行い、効果的な情報提供を行う。

8 広聴活動

- (1) 災害相談室の開設
 - 区本部は、災害の状況に応じて、災害相談室を開設し、広聴活動を行う。
 - 市民局は、相談員の確保を行う。
- (2) 災害相談室における活動
 - 災害相談室では、各局及び防災関係機関が協力し、総合的に市民の被災及び復旧に係る相談、要望等を聴取する。
- (3) 災害相談室の設置場所
 - ア 災害相談室は、原則として各区役所の市民相談室に設置する。
 - イ 被害等により市庁舎等が使用できない場合は、復旧までの間、周辺の公共施設に設置する。
- (4) 相談及び要望等の受付方法
 - 相談及び要望等の受付は相談室窓口で直接又は電話により行うが、聴覚障害者等に配慮し、電子メール又はファクシミリによる受付も行う。
- (5) 要望等の処理
 - 聴取した要望等については、関係局及び防災関係機関に連絡し、必要に応じて相互の調整を行い、復旧計画に反映させるものとする。

9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮

- (1) 聴覚障害、視覚障害者への対応
 - 市長公室は、健康福祉局と連携し、各広報事項について、文字媒体と音声媒体の両方を活用し、聴覚障害者及び視覚障害者への情報提供に配慮する。
- (2) 外国人等への対応
 - 市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣等を行う。また、「マイ広報さがみはら」や「カタログポケット」(多言語ユニバーサル情報配信ツール)により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。

第9節 応援要請

1 基本方針

他の地方公共団体等の応援が必要な場合は、相模原市災害受援計画及び各種応援協定に基づき、迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	地方公共団体等（協定先を除く。）への応援要請、自衛隊派遣要請、在日米軍との応援要請に関すること。
	市 長 公 室	★	在日米軍との連絡調整に関すること。
	総 務 局	●	行政応援の受入れ、受入施設の確保に関すること。
	消 防 局	★	緊急消防援助隊の応援要請に関すること。
	関 係 各 局	★	協定団体等への応援協力要請に関すること。
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力に関すること。

3 他の地方公共団体等への応援要請

(1) 応援の要請

本部事務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、次の基準に基づき応援を要請する。

ア 各部、各班の対応をもってしても、災害応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合

イ 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

ウ その他応援の必要があると認めた場合

(2) 応援要請の種別

要 請 先	要請の内容	根拠法令
県知事	応援の要求及び災害応急対策の実施要請	災害対策基本法第 68 条第 1 項
	指定行政機関及び指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣あつせん要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項
	他の自治体職員の派遣あつせん要請	災害対策基本法第 30 条第 2 項
	普通地方公共団体（委員会、委員を含む。）の職員の派遣	地方自治法第 252 条の 17
	自衛隊の派遣要請	自衛隊法第 83 条 災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項
	緊急消防援助隊の応援要請	消防組織法第 44 条及び 45 条

要 請 先	要請の内容	根拠法令
他の市町村長	応援の要求及び災害応急対策のための応援の要求	災害対策基本法第 67 条第 1 項
自衛隊	自衛隊の派遣要請 (県知事に派遣要請が出来ない場合の通知)	災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項
指定地方行政機関の長、指定公共機関の長	職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
その他の団体	協定等に定める事項	各種災害時応援協定

4 応援要請の手続

(1) 本部事務局は、次の場合に応援要請を行う。

応援要請に当たっては、要請内容、担当者氏名、連絡先、集合場所等について明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとる。

ア 危機管理局が窓口となっている災害時応援協定（行政機関への応援要請含む。）

イ 自衛隊への災害派遣要請

ウ 個別協定に基づかない応援要請（一般ボランティア含む。）

(2) 関係各局は、次の場合に応援要請を行う。

応援要請に当たっては、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について明らかにし、文書により行う。ただし、事態が緊急を要する場合は、電話等の手段により要請を行い、事後速やかに正規の手続をとるとともに、本部事務局に報告する。

ア 各局・各区内の所管課が窓口となる協定に基づく応援要請

イ 専門職等による国の調整に基づく応援要請

ウ 所管課に直接他機関からの応援の申出があった場合の要請

5 経費の負担

応援を要請した場合に要した経費は、原則として、要請した市が負担する。

6 応援職員の受入れ

関係各局は、応援職員の受入れに当たっては、次のとおり、受入れを行う。なお、総務局は、必要に応じて食料等の調達や宿泊場所の確保など、受入体制を補完する。

(1) 受入れの準備

ア 必要な資機材の準備

イ 活動拠点の確保

ウ 要請する業務内容・手順等の整理

エ 宿泊場所の確保（応援団体による確保が困難な場合）

(2) 受入れ

ア 受付及び業務内容等の説明

イ 情報共有及び業務管理

ウ 業務の実施状況の報告・調整

エ 交代に係る対応

(3) 受入れの終了

応援職員等が従事する業務が終了する場合や、局内調整等により業務に必要な人員が充足された場合など、受入れの必要が無くなる見込みとなった場合は、応援団体と連絡調整を行い、受入れを終了する。

7 広域応援活動拠点等の確保

警察、消防、自衛隊、国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、ライフライン事業者、他の自治体職員等の応援を受け入れる際には、活動者が市内に進出する際の目標として一時的に集結する場所となる進出拠点や宿营地、車両置場、資機材置場等として使用する広域応援活動拠点が必要となることから、市、県、民間施設等を活用し、円滑な受入体制の確保を図る。

広域応援活動拠点を指定する際には、「災害時における広域応援活動拠点等指定要綱」に基づき、関係各局や施設管理者と連携し、各区に適切に配置するとともに施設の調査を定期的に行い、広域応援活動拠点等の有効性の確保に努める。

8 消防の広域応援要請

市長は、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊の応援を受け必要があると認める場合は、県知事に対し応援要請を行う。なお、緊急消防援助隊について、県知事と連絡を取ることができない場合には、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。

9 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の範囲

自衛隊に災害派遣を要請する範囲は、原則として人命及び財産の救護を必要としたときで、おおむね次のような場合とする。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときの避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合において、通常他の救援活動に優先して行う捜索救助

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動

オ 消防活動

火災に対して、防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して行う消火活動（消火薬剤等は、原則として市が提供）

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が欠損し、又は障害物がある場合の啓開又は除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は、原則として市が提供）

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水の実施

コ 物資の無償貸付け又は譲与

防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲渡等に関する省令に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償の貸付け又は救じゅつ品の譲与

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて実施する火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

シ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

(2) 災害派遣要請要領

ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

イ 市長は、通信の途絶等により県知事への要請ができない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、防衛大臣又はその指定する者に対して、その旨及び災害の状況を通知する。

ウ 市長は、上記イによる通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知する。

エ 要請窓口

(ア) 県知事への要請先は、県くらし安全防災局防災部危機管理防災課とする。

(イ) 自衛隊への通知先は、陸上自衛隊第4施設群（座間駐屯地）とする。

オ 要請に必要な事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となる事項

(3) 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊に対する派遣要請を県に依頼する場合は、次の事項について検討し、受入体制の整備に努める。

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部事務局は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、重点的、効率的な作業分担（各担当局が作成）の作成に努める。

イ 作業計画の作成及び資機材等の準備

本部事務局は、自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、作業計画（各担当局が作成）を作成するとともに、作業に必要な資機材等をあらかじめ準備し、かつ、諸作業に関係ある管理者と緊密な連絡を図るものとする。

ウ 宿营地等の準備

(ア) 本部事務局は、自衛隊の活動が円滑に遂行されるようヘリポート及び資機材の受入施設の確保に努める。

(イ) 本部事務局は、派遣された部隊に対し、必要に応じ宿营地として広域応援活動拠点等を確保する。

エ 現地連絡班の受入れ

現地連絡班が派遣されたときは、市有施設又は自衛隊の指揮連絡に適した場所に連絡所を設置する。

オ 通信要員の派遣

自衛隊の活動中は、通信要員を派遣し、活動状況の把握に努めるとともに、市災害対策本部との連絡調整に努める。

カ 連絡調整窓口の一本化

本部事務局は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、災害状況に応じ連絡窓口を明確にする。

キ 県知事への報告

本部事務局は、自衛隊の活動状況等を随時県知事に報告する。

(4) 災害派遣要請内容の変更

自衛隊の派遣期間、人員等に変更を必要とする場合、その理由を付して県知事に対して依頼する。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援及び復旧活動に要した経費は、原則として市が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備品を除く。）の購入費、借上料及び修繕料
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料等
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊が救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備品を除く。）の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、派遣部隊等の長と協議する。

(6) 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣部隊の長及び各関係機関等の協議により、市民生活の安定、復興に支障がなく、災害派遣要請の目的が達成されたとき、又はその必要性がなくなったと認められた場合には、県知事に対し撤収要請を行う。

10 海上保安庁に対する応援要請

市長は、災害に対処するに当たり、海上保安庁の航空機等の応援の必要があると認めるときは、県知事（県災害対策本部）に要請を行う。なお、災害による混乱等によって県と連絡が取れない場合は、海上保安庁（横浜海上保安部）に直接要請を行う。

また、海上保安庁に要請を行う事象はおおむね次のとおりとする。

- (1) 航空機等を活用した情報収集活動
- (2) 道路の寸断等による孤立地域の救出・救助活動
- (3) 浸水によって、被災地域から逃げ遅れた被災者の救出・救助活動
- (4) 航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送
- (5) その他市長が必要と認めた場合

11 在日米軍に対する応援要請

(1) 県への要請

市長は、災害に対処するため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて在日米軍に対し応援を要請する。また、県が在日米軍に対して応援要請を行った場合は、市は、円滑な活動が行えるように支援を行う。

(2) 覚書に基づく要請

市長は、災害が発生した際に、必要がある場合は、在日米陸・海軍に対し、市民及び米軍基地（相模総合補給^{ほきゅうしょう}廠、キャンプ座間及び相模原住宅地区並びに厚木海軍飛行場）の勤務者及び居住者の安全を確保するために在日米陸・海軍と締結した「災害準備及び災害救援活動に関する相模原市と在日米陸軍基地管理本部との覚書」、「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する相模原市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」及び「消防相互援助協約（相模原市及び在日米陸軍基地管理本部）」に基づき、被災者の受入れ等の災害救援活動及び災害対応準備活動並びに消防援助活動を要請する。

12 海外からの支援の受入れ

災害対策基本法第24条による非常災害対策本部等が海外からの支援の受入れを本市に決定した場合には、市は、その受入れと円滑な活動の支援に努めるものとする。

第10節 応援派遣等

1 基本方針

市は、他の地方公共団体の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応援を求められた場合は、迅速に派遣体制を確立する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	応援派遣の総合調整に関すること。 被災地復興支援本部の設置及び運営に関すること。
	総 務 局	★	派遣職員等の調整及び派遣職員へのバックアップに関すること。
	財 政 局（財政部）	★	派遣に要する資機材・物資・車両等の調達に関すること。
	関 係 各 局	★	職員の応援派遣に関すること。 その他災害対策本部設置時の所掌業務に準じた被災地支援業務の実施に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	応援派遣の連絡調整等に関すること。 (個別協定や指定都市市長会等の枠組による場合を除く。)

3 情報収集

他の地方公共団体の区域内に大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、防災主管課職員のうちあらかじめ指定された職員は、災害の規模、被害状況等の情報収集活動を行う。

なお、本部事務局は、指定都市市長会の応援派遣の仕組みである「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を適用する可能性があるとする場合や、災害時における相互応援に関する協定を締結している自治体において大規模な災害が発生し、被災自治体からの情報提供や具体的な要請が困難な状況と予測される場合において、被災地に先遣隊職員を派遣する。

先遣隊派遣職員は、被災地の応援ニーズ等の調査、被災自治体との連絡調整等を行い、その内容を速やかに市に報告する。

4 応援派遣の決定

- (1) 市長は、国、県又は被災した地方公共団体からの応援派遣要請があった場合や九都県市、指定都市市長会等の広域応援の枠組において応援の実施が決定された場合、特別な理由がない限り応援派遣を行う。
- (2) 市長は、災害時における相互応援に関する協定を締結している自治体において、被害程度が著しく甚大で、緊急の事態と認められる場合は、応援要請を待たずに、自らの判断で応援派遣を決定する。

5 応援派遣の実施

(1) 応援の内容

ア 活動要員の派遣

総務局は、要請のあった人員について、職員を派遣する。

イ 物資・資機材の供与

財政局は、要請のあった物資、資機材について、備蓄物資・資機材から、又は調達して供与する。

ウ その他

総務局は、その他要請のあった事項について、可能な限り応じるよう努める。

(2) 応援の準備

応援派遣に当たっては、食料、飲料水及び車両等活動に必要な装備を準備するとともに、宿泊所等の手配を行うなど自己完結的な活動が行えるよう努める。

(3) 指揮命令

応援派遣部隊は応援を要請した地方公共団体の長等の指揮下において活動する。

(4) 派遣職員のバックアップ等

派遣職員の疲労やストレスを考慮し、派遣ローテーションの調整やこころのケア対策を適切に行う。

6 総合応援体制の確保

広域的な激甚災害により、職員の派遣のほか、被災者の受入れ、救援物資等の支援など、総合的な被災地支援を必要とする場合は、被災地復興支援本部を設置する。

被災地復興支援本部は、被災地のニーズと本市の対応能力等を踏まえて、適宜組織することとする。

(1) 避難者の受入れ

被災地から被災者を受け入れる場合は、一時避難所を開設し、避難生活に関わる相談窓口の設置、生活必需品の提供等の支援に努める。

その他、被災地から市内に避難した被災者についても、その所在を把握し、広報、マスコミ等を通じて情報提供等を行う。

(2) その他

被災地支援のための救援物資、義援金等の募集及び取扱い等は、本市が被災した場合の応急対策に準じて行う。

7 経費の負担

応援派遣に係る経費は、原則として応援を要請した地方公共団体の負担とする。

8 法令又は個別計画に基づく応援派遣

関係法令又は個別計画に基づく応援派遣については、それぞれの法令又は個別計画に基づいて行う。

第2章 水防活動

第1節 風水害情報連絡体制及び風水害初動体制における活動

1 基本方針

大雨等により被害発生のおそれがある場合、風水害情報連絡体制（レベル0）により情報収集を行い、浸水被害警戒地域対策計画に基づく防御活動の準備を行う。

なお、被害が発生した場合には、状況に応じて風水害初動体制（レベル1）、風水害警戒本部体制（レベル2）又は災害対策本部体制（レベル3）に切り替え、防御活動を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	防御活動の準備（情報収集、防御資機材の点検準備・雨水排水施設等の点検等）に関すること。
	区 本 部		
	都 市 建 設 局（土 木 部）		
	消 防 局		
	消 防 団		
関 係 機	神 奈 川 県	—	防御活動の準備（情報連絡等）に関すること。
	（一社）相模原市建設業協会	—	防御活動の支援準備（情報連絡等）に関すること。
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
	相模原造園協同組合等		

3 風水害情報連絡体制及び風水害初動体制における活動

風水害情報連絡体制（レベル0）及び風水害初動体制（レベル1）における防御活動は、別に定める浸水被害警戒地域対策計画によるが、気象等の情報収集、防御資機材の点検準備、雨水排水施設等の点検等を行い、初動体制時には、第1次浸水被害警戒地域、河川及び崖地の巡回、広報活動及び防御活動を行う。

4 風水害情報連絡体制における報告

- （1）防災対策担当課長、道路計画課長、下水道経営課長、警防課長及び指令課長は、実施した活動状況を危機管理監に報告する。
- （2）危機管理監は、これらの活動状況を取りまとめ、市長に報告する。

5 風水害初動体制における報告等

- （1）副危機管理監、警防部長及び土木部長は、実施した活動状況を危機管理監に報告する。
- （2）危機管理監は、これらの活動状況を取りまとめ、市長に報告する。

第2節 風水害警戒本部体制における活動

1 基本方針

大雨等により複数箇所で局地的な浸水、その他の被害が発生又は発生のおそれがある場合には、風水害警戒本部体制（レベル2）により、市民、防災関係機関等と連携して、浸水被害警戒地域対策計画に基づく防御活動を行う。

また、水防警報が発表され河川による氾濫発生のおそれがある場合には、市は水防管理団体として、県水防計画に基づく水防活動を実施する。県水防計画（各土木事務所実施要領を含む。）における水防警報「出動」以前の体制は、風水害警戒本部がこれに当たる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	防御活動（情報収集、資材・雨水排水施設の点検、警戒地域・河川・崖地の巡回、警戒地域関係者等との連携、現場での防御活動等） に関すること。
	区 本 部		
	都 市 建 設 局（土 木 部）		
	消 防 局		
	消 防 団		
	関 係 各 局		
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	防御活動（情報連絡等） に関すること。
	警 察 署	—	防御活動（危険箇所の巡視等） に関すること。
	（一社）相模原市建設業協会 相模原市津久井地区建設業連絡協議会 相 模 原 造 園 協 同 組 合 等	—	防御活動の支援（資材・人員提供等） に関すること。

3 風水害警戒本部体制における浸水防御活動

風水害警戒本部体制（レベル2）における防御活動は、別に定める浸水被害警戒地域対策計画によるが、おおむね次の内容である。

- （1）情報収集
- （2）広報活動
- （3）第1次・第2次警戒地域、河川及び崖地の巡回
- （4）警戒地域関係者等との連携
- （5）防御活動

4 風水害警戒本部体制における洪水防御活動

（1）警戒体制

水防警報が発表され河川の氾濫発生のおそれがある場合には、市は水防管理団体として、県水防計画に基づく水防活動を実施する。県水防計画における水防警報「出動」以前の体制は、風水害警戒本部がこれに当たる。

（2）水防警報

県水防本部長又は県水防支部長は、気象状況に応じて次の水防警報を発表し、市水防管理者に通報する。

<水防警報の種類、内容及び発表基準>

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水又は水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	防災気象情報及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

《出典：神奈川県水防計画（令和6年5月）》

（３）水防活動

関係各局は、水防警報等に基づき、次のような水防活動を行う。

- ア 河川に関する情報収集
- イ 本部要員の確保準備
- ウ 県指定重要水防箇所及び防災上重要地域における河川、堤防等の警戒、巡視
- エ 通信・輸送の確保
- オ 水防資器材の点検、整備
- カ 河川、堤防等の巡視を行い、危険箇所の早期発見
- キ 現場に出動し水防活動を実施

（４）連絡体制

風水害警戒本部は、県水防支部と密接な連絡を取り、水防活動に当たるとともに、防災関係機関に情報を伝達する。

５ 風水害警戒本部体制における報告等

- （１）副危機管理監、警防部長及びその他の部長等は、各部が実施した活動状況を風水害警戒本部長に報告する。
- （２）風水害警戒本部長はこれらの活動状況を取りまとめ、市長に報告する。

第3節 災害対策本部体制における活動

1 基本方針

大雨等により大規模な被害が発生又は発生のおそれがある場合は、災害対策本部体制（レベル3）により、市の総力をもって防御活動を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	防御活動（災害対策本部の設置・運営、連絡調整等）に関すること。
	区 本 部		
	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）	★	防御活動（河川等の警戒巡視、浸水被害警戒地域等現場での水防活動等）に関すること。
	消 防 局		
	消 防 団		
関 係 機 関	関 係 各 局	★	防御活動（各分掌事務に基づく活動）に関すること。
	神 奈 川 県	—	防御活動（通信連絡、県管理河川における水防活動等）に関すること。
	警 察 署	—	防御活動（警戒巡視等）に関すること。
	（一社）相模原市建設業協会	—	防御活動の支援（資材・人員提供等）に関すること。
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
	相 模 原 造 園 協 同 組 合		
	そ の 他 の 防 災 関 係 機 関 等	—	各災害対策組織の設置、連絡、活動等に関すること。

3 災害対策本部体制（レベル3）における防御活動

災害対策本部体制（レベル3）における防御活動は、災害警戒本部体制と同様に、都市建設局及び消防局が警戒巡視、現場での防御活動等の中核的役割を果たしながら、本部事務局との連絡調整等のもと、各局が分掌事務に基づき、広報、保健医療救護、避難誘導、避難者対応等の応急対策活動を行う。

第3章 消火・避難誘導対策

第1節 災害時の消防活動

1 基本方針

消防活動は、消防局及び消防団の活動方針によるほか、次により行う。

- (1) 災害時の消防活動は、火災の延焼阻止に全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 火災の延焼阻止が可能な場合は、消火活動と平行して、救助救急活動及び避難誘導を行う。
- (3) 火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、消防力を救助救急活動に投入する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	★	消火活動、消防応援部隊の要請・運用、災害情報の収集伝達、警戒・広報活動、救出救護活動、避難誘導等に関すること。
	消 防 団		

3 消防局の活動

(1) 活動体制

消防局は、効率的な部隊運用を図り、災害対策に全力を尽くす。

(2) 初期活動

- ア 情報収集及び伝達、広報活動
- イ 消防職員及び消防団員の招集
- ウ 車両、機材等の点検及び確保
- エ 通信施設の点検及び無線局の開局
- オ 火災警戒活動
- カ その他必要な事項

(3) 消火活動

災害時の消火活動の効率性を確保するために必要な部隊運用を行う。

- ア 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的な防御活動を展開して鎮圧する。
- イ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先し、避難誘導を行うとともに、道路、河川、耐火建築物、空地等を延焼阻止線として守勢的な現場活動により延焼を阻止する。
- ウ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に消防活動を行う。
- エ 火災の拡大や規模等の状況を判断し、市の消防力での対応が困難と判断した場合は、速やかに消防応援要請を行うとともに、応援部隊の効果的運用を図る。
- オ 消防局は、消火栓の使用不能や消火用水が不足する場合は、消防団と連携し、遠距離送水を実施するほか、コンクリートミキサー車による消火用水の搬送を協定締結事業者に要請する。
- カ 消防局は、消防活動上支障となる障害物の除去又は消火活動上有効な開口部の設定に大型重機が必要と判断した場合は、協定締結事業者に応援を要請する。

4 消防団の活動

(1) 情報の収集

被害情報の収集と報告を行う。

(2) 警戒及び広報活動

火災等の災害発生が予測された場合は、地域住民に対して出火防止、初期消火及び飛び火の警戒を呼び掛ける。

(3) 消火活動

分団の受持区域内を基本として、消火活動に当たる。

(4) 救助救急

火災の発生が少なく、救助救急の活動が集中する場合は、救出、応急措置及び救護所等への搬送を行う。

(5) 避難誘導

高齢者等避難又は避難指示が発令された場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。

5 市民、自主防災組織及び自衛消防隊の活動

(1) 出火防止及び初期消火活動を行う。

(2) 付近で発生した災害情報の収集、通報及び伝達を行う。

(3) 負傷者の救出救護活動を行う。

6 消防応援部隊の要請と受入れ

(1) 消防応援部隊の要請

消防局は、大規模延焼火災が発生し、市の通常の消防体制では対応することが困難な場合は、速やかに「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。また、「神奈川県内消防広域応援実施計画」に基づく応援及び緊急消防援助隊を必要とする場合は、市長へ応援の要請を進言する。

(2) 消防応援部隊の運用

消防局は、「相模原市消防広域応援実施計画」及び「相模原市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防応援部隊の効率的な運用を図る。

第2節 避難誘導対策

1 基本方針

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等が必要であると認められる場合における避難誘導体制の確立を図るため、避難誘導の手順や関係機関の役割分担を明確にする。

市は、風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動をとる必要があると認める区域内の必要と認める居住者等に対し、迅速かつ適切に避難指示等を発令する。また、夜間に避難指示及び緊急安全確保を発令する可能性がある場合や、高齢者、障害者等の避難行動に時間を要する居住者等に対し、早めの段階で避難行動を開始することを求める必要があると認める場合には、避難行動をとりやすい時間帯の高齢者等避難の発令に努める。

なお、避難指示等の発令の際には、風水害時避難場所を開設していることが望ましいが、局地的かつ短時間の豪雨の場合など、避難のための時間が少ない状況においては、風水害時避難場所の開設が完了していない状況であっても、躊躇なく避難指示を発令する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。
	市 長 公 室	★	広報活動に関すること。
	区 本 部	★	避難誘導に関すること。
	消 防 局	★	避難誘導及び広報活動に関すること。
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察 署	—	避難誘導及び広報活動の支援に関すること。

3 来訪者、入所者等の避難

- (1) 公共施設及び防災上重要な施設の管理者は、事前に策定した避難計画に基づき、来訪者、入所者等の安全の確保及び避難誘導を行う。特に、自衛消防組織のある施設は、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておく。
- (2) 旅客輸送機関、不特定多数の者が出入りする商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内の旅客、従業員、来訪者の安全な避難誘導を行う。
- (3) 上記の機関、施設及び事業所は、鉄道等の運行情報を収集し、長期間の運行停止が見込まれる場合は、施設の安全を確認した上で、一斉帰宅による駅前の混乱や道路の渋滞等が緩和するまでの間、施設内に従業員等を待機させる。

また、一時滞在施設の開設状況について情報収集し、必要に応じて旅客等を一時滞在施設に案内する。

4 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

- (1) 避難情報の種類及び実施責任者

ア 高齢者等避難

高齢者等避難は、災害対策基本法第56条第2項に基づき、災害発生のおそれがある場合において、高齢者や障害者等の避難に時間を要する災害時要援護者に対し、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、また、災害時要援護者以外の者に対し、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛けるために、市長が発令する。

イ 避難指示

避難指示は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合において、市長が発令する。なお、市長から要求があった場合や市長が避難のための立退き等を指示することができない場合、関係法令に定められている指示の要件を満たしていると認められる場合においては、警察官や県知事等も避難指示を発令することができる。

ウ 緊急安全確保

緊急安全確保は、災害対策基本法第60条第3項に基づき、災害が発生又は切迫している状況で、風水害時避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険となるおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合に、高所への移動や屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する等の「緊急安全確保措置」を指示するために、可能な範囲で市長が発令する。なお、市長から要求があった場合や市長が緊急安全確保を指示することができない場合においては、警察官も発令することができる。

＜避難指示の実施責任者、根拠法令及び要件＞

実施責任者	災害の種類	根拠法令	指示の要件
市長	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項	(1) 市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。
県知事 県知事の命を受けた吏員等	洪水 地滑り	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
水防管理者	洪水	水防法第29条	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	自衛隊法第94条第1項	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。

(2) 発令の判断

避難指示等は、自ら収集した情報や関係機関からの情報を基に発令する。

洪水等に対する避難指示等の発令に当たっては、洪水予報や水位到達情報、河川水位を目安に、土砂災害に対する避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を目安に判断するが、これらの判断に当たっては、上流域の雨量、河川水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行うこととし、具体的な判断基準は別に定める。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全の確認に努めた上で行うこととするが、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域がある場合には、避難指示等を解除後、必要に応じ、再度避難指示を発令する。

(3) 警戒レベルを用いた避難指示等の発令

避難指示等の発令に当たっては、住民等がとるべき避難行動がわかるよう、警戒レベルを明記して行う。

＜警戒レベルと避難指示等発令の目安＞

警戒レベル	避難情報	発令される状況	居住者等がとるべき行動	発令の目安
警戒レベル3	高齢者等避難	災害のおそれがある状況	・避難に時間を要する高齢者等^(※1)は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保^(※2)）する。 ・高齢者等以外の住民等も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	【洪水等】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき。 ・河川の水位が避難判断水位に到達したとき。 【土砂災害】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。
警戒レベル4	避難指示	災害のおそれが高い状況	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保^(※2)）する。	【洪水等】 ・氾濫危険情報が発表されたとき。 ・河川の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生した状況又は切迫している状況（可能な範囲で発令）	・風水害時避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	【洪水等】 ・氾濫発生情報が発表されたとき。 ・大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 ・堤防の決壊や越水・溢水が確認されたとき。 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 ・土砂災害の前兆現象が確認されたとき。 ・土砂災害の発生が確認されたとき。

(※1)「高齢者等」は、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。

(※2)「屋内安全確保」とは、浸水想定区域等の危険区域内に自宅や施設が所在していても、ハザードマップ等で自ら災害の危険性を確認し、上階への移動や高層階に留まること（退避）等により、計画的に身の安全が確保できると判断した場合にとる避難行動をいう。

5 避難指示等の対象者

避難指示等は、浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域等の避難行動をとる必要があると認める区域内の居住者等のうち、立退き避難又は屋内安全確保をとる必要があると認める者を対象とする。

6 避難指示等の伝達等

(1) 市民への伝達

本部事務局、市長公室及び消防局は、避難指示等を発令した場合又は他機関から避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、防災行政用同報無線（ひばり放送）、広報車、自主防災組織等により次の事項を市民に周知する。

また、災害時要援護者に対しては、より確実に周知されるように、健康福祉局と連携し、避難行動要支援者名簿（総則・予防計画編第2款「第6章 災害時要援護者支援」予－83参照）の活用や、多様な伝達手段の活用により、円滑かつ適切な情報伝達を行う。

さらに、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等の住民に対しては自治会、自主防災組織等を通じて伝達するほか、同区域内の要配慮者利用施設へは当該施設を所管する関係各局から施設の管理者等へ伝達する。

ア 避難対象地区

イ 避難先

ウ 避難経路

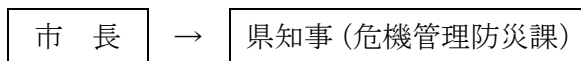
エ 避難指示等の理由

オ その他必要な事項

(2) 関係機関への通知

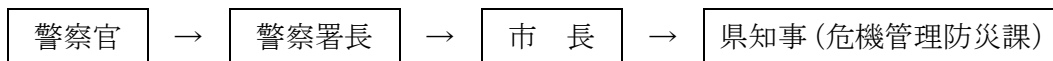
避難指示等を発令した者は、次により必要な事項を関係機関に通知する。

ア 市長の措置



イ 警察官の措置

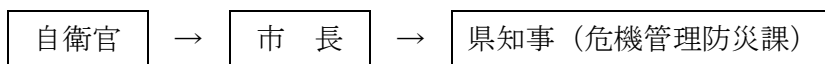
（ア）災害対策基本法に基づく措置



（イ）警察官職務執行法に基づく措置



ウ 自衛官の措置



<関係機関に通知する事項>

- 発令者 ○発令の理由及び発令日時 ○避難の対象地区 ○避難地
○その他必要な事項

7 避難誘導

(1) 避難誘導の実施者

ア 避難誘導は、風水害時避難場所や避難経路等の安全を確認しつつ、消防、警察、市職員、道路管理者、自主防災組織等が連携して実施する。

イ 避難誘導の実施者は、避難指示等を受けた者が立退き避難をするに当たり、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

(2) 避難誘導の対象者、施設等

ア 災害時要援護者の避難誘導

（ア）災害時要援護者のうち、自力避難が困難な市民については、災害時要援護者支援班（「第13章 災害時要援護者支援」風－103参照）が、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、避難誘導を行う。

- (イ) 土砂災害（特別）警戒区域及び浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、施設の所有者又は管理者が、当該施設に係る避難確保計画の定めるところにより円滑かつ迅速な避難誘導を行う。
- (ウ) 避難行動要支援者に係る個別避難計画（総則・予防計画編第2款「第6章 災害時要援護者支援」予－83参照）が作成されている場合は、個別避難計画に定めるところにより、避難支援等実施者が避難誘導及び支援を行う。
- イ 事業所等の避難誘導
事業所や商業施設等の多数の人が集まる場所・施設における避難の誘導は、原則としてその施設の管理者等が、あらかじめ定める避難計画に基づき実施する。
- ウ 交通機関等の避難誘導
交通機関等における避難の誘導は、原則としてその事業者があらかじめ定める防災に関する計画に基づき実施する。
- エ その他の居住者等の避難誘導
アからウまでを除く居住者等については、自らが身の安全を守るように避難行動をとることを前提とするが、災害の状況に応じて、自主防災組織、市職員（現地対策班・区本部）、消防署・消防団及び現場の警察官が連携して避難誘導を行う。
- (3) 避難及び避難誘導の方法
 - ア 携行品の準備
携行品は、平常時から非常持出袋等を用意するなど、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとし、風雨の状況により適切な避難方法を選定する。
 - イ 避難誘導の方法
避難誘導者は、避難に際して次の事項に留意し、混乱なく迅速に避難誘導を行う。
 - (ア) 災害現象の拡大方向を見極め、適切な時期に適切な方向へ避難誘導する。
 - (イ) できる限り早めに事前避難させるよう努める。
 - (ウ) 避難経路は、市災害対策本部からの指示が特になければ、避難の誘導に当たる者が関係者と連携を取り、選定する。
 - (エ) 避難経路の選定は、浸水、冠水及び土砂災害のおそれのない経路を選定し、また、状況により、あらかじめ経路の現況を確認して行う。
- (4) 市及び関係機関の活動
 - ア 消防局、消防署、消防団
 - (ア) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害の規模、道路、河川水位の状況等、現地の状況を速やかに市災害対策本部及び警察署に通報する。
 - (イ) 高齢者等避難又は避難指示が発令された場合は、消防車両等を活用した広報活動を実施するとともに、必要に応じて避難誘導等の支援に当たる。
 - イ 警察
消防職員その他避難措置の実施者と連携し、避難者が迅速かつ安全に避難ができるよう、風水害時避難場所等への誘導に努める。
 - ウ 区本部、現地対策班
高齢者等避難又は避難指示が発令された場合の市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。
 - エ 道路管理者
関係機関が実施する避難誘導を支援する。
 - オ 自主防災組織
市職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導を行う。また、災害の状況によって、行政側の避難誘導が期待できない場合は、自主防災組織が自主的に避難誘導を実施する。

8 広域避難

本部長は、市域に大規模な災害が発生するおそれがあることを理由に避難指示を発令した場合において、避難先である風水害時避難場所を確保することが困難であり、かつ、要避難者の生命又は身体を災害から保護するために、当該要避難者を広域避難させる必要があると認めるときは、近隣市町村と広域避難に係る協議を行う。

なお、他自治体から本市に対し要避難者の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。

(1) 広域避難の要請

ア 県内他市町村との協議

(ア) 受入要請

本部事務局は、予想される災害の規模等から要避難者の受入れが可能と予想される県内他市町村に、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示して協議する。なお、協議を行うに当たっては、あらかじめその旨を県に報告するものとするが、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。

(イ) 受入決定に係る公示等

本部事務局は、受入要請に係る協議を行った県内他市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

a 受入決定の通知の内容に関する公示

b 受入決定の通知を受けたときに、現に要避難者を受け入れている風水害時避難場所等の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知

c 県への報告

(ウ) 受入れの解除

本部事務局は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

a 要避難者を受け入れている県内他市町村への通知

b 受入決定の際に通知を行った者への通知

c 広域避難の必要がなくなった旨の公示

d 県への報告

イ 県外市町村との協議

(ア) 受入要請

本部事務局は、県外市町村へ広域避難させる必要があると認める場合に、県に対し、当該市町村が属する都道府県と要避難者の受入れについて協議するよう求める。ただし、緊急を要すると認めるときは、市が直接県外市町村に協議することとし、その旨をあらかじめ県に報告するか、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。

なお、いずれの場合においても、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示した上で、県に協議を求め、又は直接協議を行う。

(イ) 受入決定に係る公示等

本部事務局は、県又は受入要請に係る協議を行った県外市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けた場合には上記ア（イ）の a 及び b の措置を、県外市町村から通知を受けた場合には同 a から c までの措置を行う。

(ウ) 受入れの解除

本部事務局は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けている場合には上記ア（ウ）の b から d までの措置を、県外市町村から受入決定の通知を受けている場合には同 a から d までの措置を行う。

(2) 広域避難の受入れ

ア 他市町村から要避難者の受入要請があった場合

本部事務局は、他市町村又は県から要避難者の受入れについて協議の求めを受けた場合は、次の理由に該当しない限り、要避難者を受け入れるものとし、要避難者を受け入れるための施設を提供する。

- (ア) 本市も災害の発生が予想されること。
- (イ) 要避難者の受入れに必要な施設が確保できないこと。
- (ウ) 地域の実情により、災害時要援護者等特段の配慮が必要な要避難者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。
- (エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

イ 受入施設の確保及び通知

他市町村の要避難者を受け入れる施設は、風水害時避難場所、避難所その他の公共施設の中から要避難者の数や想定される滞在期間を踏まえて決定するものとし、受入施設決定後、本部事務局は直ちにその旨を次の者に通知する。なお、県から協議の求めを受けた場合については、(ウ)への通知に代わり、その旨を県に報告する。

- (ア) 受入施設の管理者
- (イ) 関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者
- (ウ) 本市に要避難者の受入れを要請した他市町村

ウ 受入施設の運営等

他市町村の要避難者を受け入れる施設の運営や必要となる援助物資の提供など、要避難者を受け入れるに当たり必要となる支援については、可能な範囲で本市が行うことを前提に、広域避難を要請した他市町村と協議し決定する。

エ 受入れの解除

本部事務局は、他市町村又は県から広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに上記イ(ア)及び(イ)に通知する。

(3) 費用負担

要避難者の受入れに要した費用は、避難実施市町村が負担する。

9 広域一時滞在

本部長は、大規模な災害が発生し、市内に避難所を確保することが困難となった場合において、被災住民を他の自治体に広域一時滞在させる必要があると認めるときは、他の市町村と広域一時滞在に係る協議を行う。

なお、他自治体から本市に対し被災住民の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。

広域一時滞在に係る要請や受入れに係る手順等については、「8 広域避難」(1)から(3)までの内容を次のとおり用語を読み替えて準用する。

＜広域避難の内容を準用するに当たり、読み替える用語＞

読替え前の用語	読替え後の用語
広域避難	広域一時滞在
予想される災害の規模	被災状況
要避難者	被災住民
風水害時避難場所等	避難所等
避難支援	支援
災害の発生が予想される	被災している

10 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

実施者	災害の種類	根拠法令	要件
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条第2項	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
		警察官職務執行法第4条	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条第3項	市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	消防法第36条において準用する同法第28条	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に消防警戒区域を設定する。
消防機関に属する者	洪水	水防法第21条	水防上緊急に必要な場所

11 市民の避難行動

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令される前であっても、警戒レベル相当情報等（第1章「第3節 気象警報・注意報」風－9参照）を踏まえ、自らの判断で主体的に避難行動をとるものとし、市は、災害発生の危険度に応じた避難指示等の発令等、避難行動を支援する情報の提供や避難誘導を行う。

<避難行動の分類>

（1）立退き避難

ハザードマップに掲載されている洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域のほか、そのような区域に指定されていないものの災害リスクがあると考えられる地域の居住者等が、その場を離れ、対象とする災害に対し安全な場所に移動する行動で、避難行動の基本となる。

（2）屋内安全確保

災害リスクのある区域等に自宅等が所在していても、ハザードマップ等で自ら災害の危険性を確認し、上階への移動や高層階に留まること（退避）等により、計画的に身の安全を確保できると判断した場合にとる避難行動で、以下の条件が満たされている場合に、居住者等が自ら確認・判断する。

- ①自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。
- ②自宅等に浸水しない居室があること。
- ③自宅等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水・食料の不足等）を許容できること。

（3）緊急安全確保

「立退き避難」を行うことがかえって危険を伴う場合に、近隣の堅固な建物への退避や、自宅の2階以上の高い場所への移動、窓等の開口部から離れた屋内の場所での待避など、命の危険から身の安全を可能な限り確保するためにとる行動

第3節 帰宅困難者対策

1 基本方針

大規模な風水害が予想される場合は、学校、事業者等が公共交通機関の停止に備えて従業員等の帰宅を促進し、滞留者の発生を防止する。

ただし、公共交通機関の停止により多数の滞留者が発生した場合には、地震対策に準ずる一斉帰宅の抑制措置等を講ずる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時 期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	区本部との調整及び災害時帰宅支援ステーションの情報に関する事。
	市 長 公 室	★	情報の提供に関する事。
	都 市 建 設 局 (まちづくり推進部)	★	交通関係機関との連絡調整に関する事。 駅前滞留者の誘導及び情報提供に関する事。
	区 本 部	★	駅前滞留者の誘導及び情報提供に関する事。 一時滞在施設の総括に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県	★	一時滞在施設(県有施設)の開設に関する事。
	警 察 署	★	駅周辺道路の交通整理等に関する事。
	東 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	★	乗客及び駅利用者等の誘導に関する事。
	小 田 急 電 鉄 (株)		
	京 王 電 鉄 (株)		
	神 奈 川 中 央 交 通 (株)	★	臨時バスの運行に関する事。
	京 王 バ ス (株)		
	富 士 急 バ ス (株)		

3 安全確保と情報提供

東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、神奈川中央交通(株)、京王バス(株)、富士急バス(株)及び大型店舗等の管理者は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。

また、駅前混乱の防止のため、一時滞在施設の情報や帰宅に必要な災害時帰宅支援ステーション(コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等)の情報、交通情報等を提供する。

本部事務局及び市長公室は、関係各局及び関係機関と連携し、事業所等に、公共交通機関の運行情報、長期間の運行停止時における施設内での従業員等の待機要請及び一時滞在施設の開設状況等を、各駅にデジタル地域防災無線で連絡するほか、防災行政用同報無線(ひばり放送)及び防災メール等を利用して広報する。

4 駅前混乱の防止

都市建設局及び区本部は、市内の各鉄道駅及びその周辺の混乱防止のため、誘導員、駅連絡員、一時滞在施設・避難施設応援担当職員を派遣し、情報の収集・提供を行い、駅前滞留者を駅周辺一時避難場所等に誘導する。

また、駅周辺一時避難場所等に情報所を設置し、簡易無線機等を利用して本部から情報を収集し、滞留者に必要な情報を提供する。

その他、交通関係機関や警察署等と連携して、迅速かつ的確に混乱防止活動を実施する。

5 一時滞在施設の開設・運営

区本部は、帰宅困難者の一時滞在が必要な場合、関係各局と連携し、一時滞在施設を開設するとともに、都市建設局、各鉄道会社及び警察署等と連携して、帰宅困難者への広報、誘導を行う。

一時滞在施設では、受け入れた滞在者の名簿を作成し、人数や必要な物資等を区本部に報告するとともに、交通機関の運行開始情報など、帰宅支援に関する情報を提供する。

なお、一時滞在施設の運営が長期化した場合は、滞在者を避難所へ誘導し、避難者と同様の対応を行うこととする。

6 徒歩帰宅者等の支援

市は、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの情報を提供する。

鉄道事業者は、徒歩帰宅が困難な高齢者等の帰宅のため、バス事業者等と協議して輸送体制を確保する。

第4章 救出・救助・保健医療救護対策

第1節 救出・救助活動

1 基本方針

風水害においては、浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊等により、要救出・救助者が多数発生することが予想される。

これらに対処するため、市は、警察、自衛隊、消防応援部隊等の防災関係機関と連携を図り、救出・救助体制を確立し、迅速かつ適切な救出・救助活動に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	救出・救助班の設置、救出・救助の要請情報の集約に関する事。
	消 防 局	★	救出・救助活動に関する事。 各防災関係機関との連絡調整等に関する事。
	消 防 団		
関 係 機 関	警 察 署	—	救出・救助活動に関する事。
	自 衛 隊	—	
	(一社)相模原市建設業協会	—	救出・救助活動への協力に関する事。
	相模原造園協同組合		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		

3 情報の収集等

(1) 情報収集体制の構築

ア 本部事務局は、発災後、速やかに消防局及び各防災関係機関と連携し、情報収集体制を構築する。

イ 消防局は、救出・救助活動の統制、運営・管理等の調整に当たる。

(2) 情報の収集・集約

本部事務局は、発災後の初期段階において、消防局、消防団、区本部、現地対策班、警察署、被災者等から集められた救出・救助の要請情報を集約する。

(3) 各防災関係機関との調整

消防局は、各防災関係機関との連絡を密にし、情報共有を行う。

4 救出・救助活動の原則

(1) 救出・救助活動は、救命処置を必要とする者を優先する。

(2) 救出・救助の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救助を優先する。

(3) 病院や社会福祉施設等の自力避難困難者等が多い施設を優先する。

なお、発生時刻によっては、不特定多数の者を収容している対象物の救助事案にも留意する。

(4) 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として、少数の隊員で多数の人命を救助できる事案を優先する。

なお、活動隊員に比べて多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。

(5) 救出作業について、付近住民等で救出可能な事案は、可能な限り協力を要請し、救出に技術を要する事案は、消防局及び各防災関係機関の救出隊が行うなど役割分担を積極的に行い、活動効果を上げる。

5 応援の要請

(1) 消防応援部隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に緊急消防援助隊等の要請を行う。県知事と連絡を取ることができない場合は、直接、消防庁長官に対して応援要請を行う。

(2) 自衛隊

市長は、市の救出・救助体制では対応することが困難な場合は、速やかに県知事に自衛隊の応援を要請する。

なお、緊急を要し、県知事を経由するいとまがない場合は、直接、自衛隊に対して通知し、事後、速やかにこれを県知事に通知する。

6 救出・救助活動

消防局は、集約した救出・救助の要請情報に基づき、出動場所、出動人員、出動機材等を振り分け、速やかに救出・救助活動を開始する。

(1) 救出・救助体制

ア 各防災関係機関と活動区域等の調整を行い、救出・救助に係る協力体制を構築する。

イ 消防局活動部隊及び各防災関係機関の救出隊に活動場所、災害状況等の情報を伝達するとともに、情報連絡体制の確立を図る。

ウ 各部隊は、自隊の人員及び資機材を有効活用し、効率的な救出・救助活動を行うこととし、複数の機関が同一現場で、救出・救助に当たる場合には、相互の連携を強化し、一体となって行う。

エ 各部隊は、災害概要、活動状況等を報告することとし、救出・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合は、本部事務局へ要請する。

(2) 消防局の活動

ア 各防災関係機関と協力して救出・救助活動を行うとともに、応援を必要とする場合は、市災害対策本部に要請する。

イ 救出・救助事案の数、災害概要及び活動状況を可能な限り早期に市災害対策本部に連絡する。

(3) 防災関係機関の活動

ア 警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、県、市及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施する。

イ 自衛隊は、市長の要請等により、救出・救助活動を行う。

ウ 自主防災組織及び事業所の自衛消防隊は、発災直後から自主的に救出・救助活動を行う。また、災害時要援護者が入所している施設での救出・救助活動を支援する。

エ 協定締結団体等は、市災害対策本部の要請に基づき救出・救助活動を支援する。

7 救出者の搬送

災害現場において救出された負傷者は受傷機転、傷病程度に応じ、医療機関又は救護所に搬送する。なお、救護所への搬送については、家族、自主防災組織等に協力を要請する。

第2節 行方不明者の搜索

1 基本方針

消防局及び消防団は、警察署、自衛隊等と連携し、災害現場において行方が確認できない者に関し、周辺の市民及び事業所等からの情報等により搜索活動を継続し、その発見に努める。

また、公的又は民間の団体による救助犬を伴う搜索活動については、相互に情報共有を図るなどし、状況に応じて連携した活動を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	消 防 局	●	行方不明者の搜索に関すること。
	消 防 団		
関 係 機 関	自 衛 隊		
	警 察 署		

3 行方不明者の搜索

(1) 対象者

風水害により所在不明となっていて、かつ死亡の疑いがある者。

(2) 搜索方法

消防局及び消防団は、行方不明者があるときは、人員及び搜索機器を確保し、その搜索に当たる。搜索は、生存の可能性がある者を優先して行う。

また、行方不明者の搜索は、警察署と連携を取り、状況により自衛隊、自主防災組織、市民の協力を得て実施する。

行方不明者の搜索中に遺体を発見したときは、警察及び市災害対策本部に連絡し、身元確認を依頼する。

(3) 搜索の期間

ア 行方不明者の搜索は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第10条第1号に定める期間を準用するものとする。

イ 災害の規模、罹災地域の状況、経過期間等を踏まえ、アに定める期間を超えて搜索する必要がある場合は、関係機関と協議の上、市災害対策本部会議において搜索を延長する期間や搜索体制等を決定する。また、更に搜索を延長する場合についても同様とする。

第3節 保健医療救護対策

1 基本方針

市内に大規模な災害が発生した場合は、市と医療関係団体で策定した「相模原市災害時医療救護マニュアル」に基づき『一人でも多くの被災傷病者の生命を救う』という基本理念を実現するため、相模原市災害時保健医療調整本部を中心に、傷病者へのトリアージや初期治療を行う救護所等と重傷者に対応する後方医療機関が一体となった保健医療救護活動を展開する。

また、急性期以後は、疾病対策、健康管理、精神保健等の保健対策を展開する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (地 域 包 括 ケ ア 推 進 部 ・ 保 健 衛 生 部)	★	保健医療救護の全体調整、救護所等の開設・運営、医薬品等の調達、医療機関等との連絡調整並びに医療情報の収集に関すること。
		▲	被災者への保健対策（疾病対策、健康管理、精神保健等）に関すること。
関 係 機 関	(一社) 相 模 原 市 医 師 会	—	医療救護班の派遣、医療の実施に関すること。
	(公社) 相模原市病院協会		
	(公社) 神奈川県看護協会 相 模 原 支 部		
	(公社) 相模原市歯科医師会	—	医療救護班の派遣に関すること。 歯科医療の実施に関すること。
	(公社) 相模原市薬剤師会	—	医療救護班の派遣に関すること。 医薬品等の管理・確保・提供に関すること。
	神 奈 川 県	—	保健医療救護活動の総合調整・支援に関すること。
	(公社) 神奈川県柔道整復師会 相 模 支 部	—	医療救護班の派遣等による保健医療救護活動の支援に関すること。
	(公社) 神 奈 川 県 医 師 会		
	日本赤十字社神奈川県支部		
	自 衛 隊	—	保健医療救護活動の支援に関すること。

3 保健医療救護の対象

(1) 医療の対象

- ア 災害により、負傷した者
- イ 災害により、医療の手段を失った者

(2) 助産の対象

- ア 災害により、助産の手段を失った者
- イ 災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

4 保健医療救護の範囲

(1) 医 療

- ア 診 療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

5 費用負担

医療及び助産の費用は、原則として医療を必要とする者等の負担とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、災害救助法の定めるところによる。

6 保健医療救護体制

(1) 市災害時保健医療調整本部

健康福祉局は、医療関係団体の協力の下、原則、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）で、保健医療活動に関する総合調整等を行うため、市災害時保健医療調整本部を運営する。

なお、市災害時保健医療調整本部には、同本部長（保健所長）の指揮下で、医療救護に関して必要な判断・調整等を行う市災害医療コーディネーターを配置する。

ア 設置基準

(ア) 次の特別警報が発表されたとき。

①大雨特別警報

②暴風特別警報

(イ) 大規模な被害が発生又は発生のおそれがあるとき。

(ウ) 氾濫発生情報が発表されたとき。

(エ) その他市長又は保健所長が必要と認めたとき。

イ 主な活動内容

(ア) 保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整

(イ) 市災害対策本部、医療関係団体等との連絡・調整

(ウ) 広域応援（DMA T・DPAT・DHEAT・派遣保健師等の保健医療活動チーム）等の受入調整

(エ) 市内医療機関の被害状況及び医薬品等医療資源のニーズ把握・調達

(オ) 救護所の開設・運営にかかる調整

(カ) 傷病者の搬送調整（広域搬送調整を含む。）

(キ) 医療ボランティアの派遣調整

(ク) 保健活動に必要な保健師等の派遣調整

(2) 救護所等

健康福祉局は、医療関係団体の協力の下、あらかじめ指定している市立小・中学校等で救護所等を運営する。

ア 開設基準

(ア) 市災害対策本部が開設を決定した場合

(イ) 健康福祉局が医療関係団体と協議の上、市災害対策本部に救護所の開設を要請し、市災害対策本部が開設を決定した場合

イ 活動内容

(ア) トリアージ

(イ) 後方医療機関等への搬送順位の決定

(ウ) 傷病者に対する初期治療

(エ) 死亡診断

(3) 後方医療機関

ア 後方医療機関の種類

- (ア) 災害拠点病院・・・3 病院（県指定）
- (イ) 災害協力病院・・・2 病院（県指定）
- (ウ) 地域救護病院・・・1 2 病院（市指定）※2 災害協力病院を含む。

イ 活動内容

(ア) 災害拠点病院

主に救護所においてトリアージの結果、重症（赤タグ）とされた生命の危機を伴う傷病者を受け入れ、処置を行う。

(イ) 災害協力病院

災害拠点病院のバックアップとして、主に救護所においてトリアージの結果、重症（赤タグ）又は中等症（黄タグ）とされた傷病者を受け入れ、処置を行う。

(ウ) 地域救護病院

主に救護所においてトリアージの結果、中等症（黄タグ）とされた傷病者を受け入れ、処置を行う。

7 情報連絡体制

	市災害時 保健医療調整本 部	救護所等	後方 医療機関	県保健医 療調整本 部
固定電話	○	○	○	○
F A X	○	○	○	○
デジタル地域防災無線	○	○		
災害用スマートフォン	○	○		
衛星携帯電話	○		○	
衛星・I P 無線	○	○		
市災害情報共有システム	○	○（※1）		
M C A 無線	○			
M C A アドバンス無線	○		○（※3）	○
広域災害救急医療情報システム（E M I S）	○		○（※2）	○

（※1）内部システムのため、操作は市職員に限定する。

（※2）発災後、直ちに職員情報、被害情報、患者受診情報等を入力する。

（※3）災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣要請等に用いる（後方医療機関のうち、北里大学病院のみ）。

8 傷病者の搬送体制

傷病者は、原則として、被災現場から近隣の救護所等に向かい、トリアージを受けるものとし、この際の搬送は、家族を始め、地域住民、自主防災組織など地域の防災力によるものとする。

救護所等でのトリアージの結果により、医療機関での処置が必要な傷病者は、救急車等により後方医療機関へ搬送する。ただし、消防局は初期消火対応を優先するため、初期の搬送対応は、市災害時保健医療調整本部において、市災害対策本部や民間企業等への協力要請を行うなど、市内の限られた搬送手段を有効活用するとともに、市外の医療機関へ搬送する場合には、ヘリコプター等の活用を考慮する。

その他、市災害時保健医療調整本部は、ドクターヘリや広域医療搬送を活用する場合は、県保健医療調整本部と十分な調整を行う。

9 医薬品及び医療資機材の確保体制

- (1) 健康福祉局は、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）及び救護所等に医薬品等を備蓄する。
- (2) 市薬剤師会は、協定に基づき、指定の救護所等に参集する際に、店舗の医薬品等を持参する。
- (3) 後方医療機関は、大規模災害に備えた医薬品等の備蓄に努める。
- (4) 健康福祉局は、救護所等で医薬品等が不足した場合は、未開設の救護所等及び総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）の備蓄医薬品を活用する。
- (5) 健康福祉局は、市内で医薬品等の確保が困難となった場合、県保健医療調整本部に支援を要請する。
- (6) 健康福祉局は、医薬品卸問屋及び外部からの援助による医薬品を総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）に集積し、救護所等の要請に対応する。

10 急性期以後の保健医療体制

- (1) 医療情報の提供
健康福祉局は、人工透析患者など、医療的配慮を必要とする被災者に、必要な医療情報を提供する。
- (2) 疾病の予防
健康福祉局は、被災者に対する感染症や車中泊等の避難所外避難で発症する可能性のあるエコノミークラス症候群の予防のための普及啓発や指導、健康状態の確認や健康相談等を行う。
- (3) 避難所等での巡回医療
健康福祉局は、避難所等の被災者の健康管理を図るため、医療関係団体と連携して医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士等で構成される「巡回医療チーム」を編成し、巡回医療を行う。
- (4) メンタルヘルス対策
健康福祉局は、心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐため、保健師等による保健活動やメンタルケア等の活動を行う。
また、必要に応じて相模原市精神保健福祉センター診療所（けやき会館1階）に、精神科救護所を開設して、DPAT等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。
- (5) 歯科保健対策
健康福祉局は、被災者の口腔衛生状態の悪化に伴う疾患等を防ぐため、歯科衛生士等による歯科保健活動や、歯科健康相談等の活動を行う。
また、口腔内に問題が生じている避難者に対して、歯科医療関係団体と連携して巡回診療の手配や、近隣の歯科医療機関の情報を提供する。
- (6) 栄養・食生活支援対策
健康福祉局は、被災者への食事の安定供給と避難生活における健康状態の悪化を予防するため、特殊栄養食品の確保を含めた栄養・食生活支援活動や栄養に関する啓発、栄養相談等を行う。
また、栄養・食生活支援活動に必要な他の自治体や団体等からの栄養士の派遣調整を行う。

第5章 緊急輸送・交通・警備

第1節 道路啓開及び障害物除去対策

1 基本方針

風水害においては、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊、工作物の転倒落下等により、大量の障害物が発生する場合がある。これらの障害物は、緊急車両の通行及び被災者の日常生活の障害となるため、防災関係機関と連携し、道路啓開及び障害物の除去を迅速に進める等、被災者が一日も早く通常の生活を営むことができるよう努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）	★	緊急輸送道路の確保（道路啓開）に関すること。
		●	道路、河川上の障害物の除去に関すること。
	消 防 局	★	消防活動に伴う障害物の除去に関すること。
	消 防 団		
	本 部 事 務 局	★	広報活動に関すること。
	市 長 公 室		
	環 境 経 済 局 （ 環 境 部 ）	★	撤去物の処分に関すること。
	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）		
	財 政 局 （ 財 政 部 ）	●	道路、河川上の障害物の仮置場の確保に関すること。
関 係 関 機	関東地方整備局相武国道事務所	—	緊急輸送道路の確保（道路啓開）、障害物の除去に関すること。
	自 衛 隊		
	警 察 署	—	緊急交通路の確保（交通規制）に関すること。
	（一社）相模原市建設業協会	—	緊急輸送道路の確保（道路啓開）及び障害物の除去への協力に関すること。
	相 模 原 造 園 協 同 組 合		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		

3 道路啓開

（1）緊急に道路啓開を行う路線の選定

土砂、倒木等の障害物により交通障害が発生した場合の緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路に指定される道路の道路啓開を優先して実施するほか、市災害対策本部は、都市建設局等の収集した道路被害状況等に基づき、次により緊急に道路啓開を行う路線を選定する。

ア 緊急交通路

イ 緊急輸送道路

ウ 市役所、区役所、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）、中央区の6公民館（小山、星が丘、清新、中央、横山及び光が丘）、消防署、警察署等防災対策を実施する上で重要な施設を結ぶ路線

エ その他上記の路線を補完する路線及び消防局、警察署等から緊急に要請があった路線

(2) 道路啓開の実施

ア 実施体制

- (ア) 啓開作業は、都市建設局、各道路管理者、自衛隊、協定締結団体等が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。
- (イ) 消防局及び消防団は、火災、救出・救助等の活動を優先して実施し、消防活動の支障となる場合において障害物の除去を行う。なお、障害物の除去に特殊な機械力を必要とする場合は、市災害対策本部へ要請する。
- (ウ) 啓開作業は、救急・救援活動等の状況や、孤立集落の発生状況等を考慮して（「第17章 孤立対策」風－133参照）、啓開路線の優先順位を定め、効率的に実施する。

イ 実施内容

- (ア) 応急復旧
都市建設局及び各道路管理者は、復旧に先立ち、道路及び橋りょう等の施設の被害状況の把握を行い、緊急車両の走行に支障のない程度に舗装破損箇所の応急復旧を行う。
- (イ) 障害物の除去
原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去する。
- (ウ) 車両の移動
放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動等を行う。
- (エ) 応援の要請
都市建設局は、市が管理する道路において、市の体制では道路啓開が困難な場合、国への応援を検討し要請する。

(3) 情報の伝達

ア 情報の共有

都市建設局は、国土交通省、神奈川県、中日本高速道路（株）等の各道路管理者、警察署、自衛隊等防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有し、迅速に道路啓開を実施する。

イ 広報

本部事務局及び市長公室は、速やかに道路啓開に関する情報を市民や運転者等へ広報するとともに報道機関等に情報の提供を行う。

(4) 資機材の確保

都市建設局は、平常時から資機材の整備を行うとともに、協定締結団体等の協力を得て、必要な資機材を確保する。

4 障害物の除去

(1) 障害物除去を行う場合

- ア 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 交通の安全と輸送の確保のため除去を必要とする場合
- ウ 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他特に除去を必要とする場合

(2) 実施機関

- ア 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は水防管理者が指定する者又は消防局及び消防団が行う。ただし、除去不能な工作物等については、市災害対策本部へ要請する。
- イ 道路、河川上にある所有権者の不明な障害物の除去は、原則としてその道路、河川の管理者が行う。
- ウ その他、施設、敷地内にある障害物の除去及び施設、敷地内から道路、河川に出た障害物の除去は、原則としてその施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

(3) 障害物除去の実施

都市建設局は、市災害対策本部により優先度の高い箇所の指定を受け、防災関係機関の意見及び周囲の状況を考慮し、作業班を編成して防災関係機関との連携により実施する。

ア 道路内の障害物の除去

指定に基づき、原則として車両の交互通行が確保できるよう道路上の障害物等を除去する。

イ 河川等の障害物の除去

(ア) 河川等の管理者は、河川等の機能を確保し、市民の生命、財産権を保護するため、防災関係機関等と連携を図り、災害時における管理河川等の巡視を行う。

(イ) 橋脚、暗きょ吐口及び工事箇所の仮設物等につかえ、河川本来の機能を失わせる浮遊物、その他の障害物を発見した場合は、防災関係機関と協力して除去する。

5 粉じん・有害物等の飛散防止

道路啓開及び障害物の除去に当たっては、都市建設局及び関係機関は、倒壊建物等の解体、撤去に伴う粉じん、有害物等の飛散防止など、関係法令等を遵守し適正な作業及び処理に努める。

6 仮置場の確保

財政局は、道路、河川上の土砂、流木の撤去により発生した撤去物の仮置場を（総則・予防計画編第2款第5章「第9節 4 災害時における土地利用に関する事前対策」予-78参照）に基づき、迅速に確保する。

7 撤去物の処分

環境経済局は、家屋の倒壊等により発生した撤去物（災害廃棄物）を（「第10章 清掃対策」風-94参照）に基づき、迅速に処分するとともに、災害廃棄物の処分先について、関係機関への情報提供を行う。

また、都市建設局は、道路、河川上の土砂、流木の撤去物を迅速に処分する。

第2節 輸送車両等の確保対策

1 基本方針

災害応急対策活動に必要な輸送手段の確保は、県及び関係機関の協力を得て行う。また、緊急車両の運用に際しては、救出救助活動に支障がないよう人命優先の輸送活動を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	ヘリコプター、被災者の運送等の要請に関すること。
	財 政 局 （ 財 政 部 ）	★	車両・燃料の確保及び配車（清掃関係を除く。）、輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、緊急通行車両の確認手続に関すること。
	関 係 各 局	★	ヘリコプターの臨時離着陸場の管理の状況確認に関すること。
	環 境 経 済 局 （ 環 境 部 ）	★	清掃車両・燃料の確保及び配車に関すること。
	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	県公安委員会（警察署等）	—	緊急通行車両の標章等の交付に関すること。
	日 本 通 運 （株）	—	車両輸送の協力に関すること。
	（一社）神奈川県トラック協会		
	神 奈 川 中 央 交 通 （株）		
	京 王 バ ス （株）		
	富 士 急 バ ス （株）		
	神奈川県石油商業組合相模原支部	—	燃料供給の協力に関すること。
	神奈川県石油商業組合津久井支部		
	東 日 本 旅 客 鉄 道 （株）	—	鉄道輸送の協力に関すること。
	小 田 急 電 鉄 （株）		
	京 王 電 鉄 （株）		

3 輸送車両等の需要予測

財政局は、災害による被害状況及び応急対策活動の状況から、各応急対策活動に必要な輸送車両等の需要予測を行い、関係機関に協力を要請する。

4 輸送の対象

緊急通行車両による輸送は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

第1段階	(1) 救助、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 (4) 緊急輸送に必要な輸送施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

5 輸送手段の確保

(1) 車両の確保（財政局。ただし清掃関係は環境経済局、バスは都市建設局）

ア 市保有車両

財政局、環境経済局は、災害対策を実施するため保有の車両により輸送を行う。

イ 民間車両

(ア) 乗用車、バス、貨物自動車

輸送車両の協力を、協定締結団体（（一社）神奈川県トラック協会や日本通運（株）、神奈川中央交通（株））等に要請する。

(イ) 特殊自動車

運送業者又は建設業者等に協力を求める。

(2) 燃料の確保（財政局。ただし、清掃関係は環境経済局、バスは都市建設局）

市保有車両及び応援車両の燃料は、市所有の燃料及び協定締結団体に要請し確保する。

(3) 鉄道機関への協力要請

都市建設局は、災害対策の輸送に際し必要があるときは、東日本旅客鉄道（株）、小田急電鉄（株）、京王電鉄（株）に協力を求める。

(4) ヘリコプターの要請

本部事務局は、応急対策の実施に際し空中輸送の必要を認めたときは、関係各局にヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認し、県知事を通じてヘリコプターの派遣を要請するとともに、必要に応じて、協定締結事業者へも要請する。

なお、指定施設以外に適地があるときは、関係各局に状況を確認の上、随時に指定する。

(5) ヘリコプター臨時離着陸場の状況の確認

関係各局は、災害時において救援物資の輸送等にヘリコプターを使用する場合は、ヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認する。

(6) 要避難者・被災者の運送要請

本部事務局は、広域避難や広域一時滞在等のため、要避難者又は被災者を広域的に緊急輸送する必要がある場合は、指定公共機関（日本通運（株））又は指定地方公共機関（神奈川中央交通（株）等）による運送を神奈川県に要請する。

6 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの事前確認（総則・予防計画編第2款第5章「第6節 災害時輸送体制の整備」予ー71参照）を受けていない車両については、県知事が確認を行う車両（県保有車両及び調達車両）を除き、県公安委員会（警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署及び交通検問所）に、「緊急通行車両確認申出書」により申請し、「緊急通行車両確認標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。

なお、令和５年８月３１日以前に「緊急通行車両等事前届出済証」及び「緊急通行車両確認証明書」（以下「届出済証等」という。）の交付を受けている車両は、警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊の各本隊、各警察署、交通検問所、県危機管理防災課及び各地域県政総合センターに対して届出済証等の提示及び「緊急通行車両確認申出書」の提出を行うことで、届出済証等の交付を受けていない車両に優先して「緊急通行車両確認標章」の交付を受けることができる。

第3節 交通対策

1 基本方針

警察署は、風水害の発生に際して、緊急通行車両の通行を確保するため一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。

市は、警察署との連絡調整に基づき、交通規制に関する情報収集等を行う。

また、被災状況により国や関係機関と連携し、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の実施により、交通及び輸送機能の早期回復を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）	★	交通規制に係る警察署との連絡調整に関すること。 災害時交通マネジメント検討会の設置要請、施策検討及び実施に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	★	交通規制による緊急交通路の確保等に関すること。
	関 東 地 方 整 備 局 相 武 国 道 事 務 所	★	災害時交通マネジメント検討会の設置、施策検討及び実施に関すること。

3 被災地への流入抑制及び交通規制の実施

(1) 警察署

ア 危険防止及び混雑緩和の措置

災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報など、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

イ 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

(ア) 被災地への流入抑制

災害が発生した直後においては、次により、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- 混乱防止及び被災地への流入抑制のため通行禁止区域又は通行制限区域（以下「通行禁止区域等」という。）を設定し、交通整理又は交通規制を行う。
- 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合は、隣接都県と連絡を取りつつ行う。
- 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。

(イ) 緊急交通路確保のための交通規制

災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となることから、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(ウ) 道路管理者等への通知及び要請

(イ) による通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行う。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させる等の措置命令を行うことを要請する。

(エ) 警察官の措置

通行禁止域等において、車両その他物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい障害を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させる等の措置命令を行う。

(2) 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行う。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡調整を行う。

4 交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

警察署は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、情報を収集する。

(2) 交通情報の広報

警察署は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報又は必要に応じて市の協力を求める。

5 交通マネジメント

都市建設局は、大規模災害によって中央自動車道や国道20号等の主要交通網に途絶が生じた場合、緊急輸送の確保や復旧活動等への影響を最小限に留めることを目的に、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の包括的な検討及び調整等を行うため、「(仮称)災害時交通マネジメント検討会」の設置を国に要請するとともに、施策の実施に当たっては、国や関係機関と連携を図りながら行う。

第4節 警備対策

1 基本方針

警察署は、風水害の発生に際して、人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

市は、警察署との連絡調整に基づき、交通安全対策及び防犯対策に必要な支援等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	市 民 局	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。
	区 本 部		
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	★	警備活動による治安の維持等に関すること。

3 警備体制の確立

- (1) 警察署は、台風・低気圧の接近に伴って、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立する。
- (2) 警察署は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

4 災害応急対策の実施

警察は、市災害対策本部等関係機関と連携し、次の対策を実施する。

- (1) 警報等の伝達
災害に関する警報等を認知した場合には、その内容、情勢等を分析検討し、必要がある場合には、地域住民に対する広報を行う。
また、当該警報等の緊急性、市の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市が行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。
- (2) 情報の収集・連絡
災害警備活動上必要な情報を収集し、収集した情報を必要により関係機関へ連絡する。
- (3) 救出救助活動
把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、市及び消防等の防災関係機関と協力して、的確な被災者の救出救助活動を実施する。また、警察署長は、防災関係機関と連携を密にするとともに、各関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
- (4) 避難指示等
警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ、警察官職務執行法第4条により、避難の指示や避難の措置を講ずる。
- (5) 交通対策
警察は、被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

(6) 防犯対策

警察署は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) ボランティア等との連携

警察署は、自主防犯組織、ボランティア団体等の関係組織との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民の不安除去等を目的として行われる活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

(8) 広域応援

県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。

5 被災者等への情報伝達活動

(1) 情報伝達活動の実施

警察は市と連携し、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して、適切な伝達に努める。

(2) 相談活動の実施

市は警察と連携し、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努める。

第6章 二次災害の防止

1 基本方針

災害により造成地等の宅地で擁壁や地盤で、亀裂や崩壊等の被害が発生した場合に、その後の降雨や地震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	●	被災宅地の危険度判定の総括に関する こと。
	本 部 事 務 局	●	被災宅地危険度判定の広報に関する こと
	市 長 公 室		
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	被災宅地危険度判定士の派遣・後方 支援活動に関すること。

3 判定の実施

都市建設局は、局内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地危険度判定士の確保に努め、必要に応じて県に支援を要請する。

被災宅地の危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

危険度判定の結果、施設等に著しい被害が生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策の実施及び被災施設や危険箇所等への立入制限を実施する。

第7章 避難所等の運営

1 基本方針

台風や豪雨等により、洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための一時的な避難先として小・中学校及び義務教育学校並びに公民館等に風水害時避難場所を開設する。また、風水害による被害が長期化、家屋の倒壊及び浸水等により生活が困難になった被災者に対し、生活の再建の支援に向け、小・中学校等に避難所を開設する。

この章では、風水害時避難場所及び避難所を「避難所等」という。また、風水害情報連絡体制及び風水害初動体制配備時に風水害時避難場所の開設、運営及び閉鎖を行う場合においては、本部事務局を危機管理局に、区本部を区役所に、現地対策班をまちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く。）及び中央6公民館に読み替えるものとする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	避難所等の開設・運営の支援の総括及び在宅避難者の把握に関すること。
	本 部 事 務 局	★	避難所等の情報の収集・仕分けに関すること。
	教育局（教育環境部、学校教育部、生涯学習部）	★	避難所等の開設・運営の支援に関すること。
	環境経済局（経済部）	●	避難所への食料及び生活必需物資の配送に関すること。
	関 係 各 局	★	避難所等の運営支援、本部事務局からの避難所等の情報の収集・対応、在宅避難者への各種支援に関すること。
	特 命 担 当 員 （避難所担当職員、風水害時避難場所担当職員、一時滞在施設・避難施設応援担当職員）	★	避難所等の開設、運営又は運営の支援に関すること。
関 係 機 関	避 難 所 運 営 協 議 会	★	避難所の自主運営に関すること。

3 避難所等の運営体制

（1）市の体制

風水害時避難場所担当職員は、風水害時避難場所の開設と運営を行う。また、風水害による被害が長期化する場合等に開設される避難所にあつては、避難所担当職員がその開設と運営の支援を行う。

区本部はこれを総括し、避難所等に関する情報を収集し、本部事務局へ報告する。

教育局は、避難所等の施設管理者として、避難所等の開設と運営に協力する。

関係各局は、情報連絡員の派遣等を通じて、本部事務局から避難所等に関する所管事項の情報を収集し、必要な対応を行う。

（2）施設の体制

避難所等に指定された施設の管理者は、避難所等の運営が円滑に行われるまでの間、避難所等の運営について協力、支援する。

（3）避難所の体制

自主防災組織等により設置されている避難所運営協議会は、避難所担当職員、校長等の施設管理者と協力し、避難所運営を行う。

また、避難者やボランティア等は、避難所運営協議会の避難所運営に協力する。

＜避難所運営協議会の主な役割＞

平常時	災害時
○ 避難所運営方法の検討 ○ 生活ルール、避難所内の空間配置図、レイアウト図等の作成 ○ 検討及びルールに基づいた訓練の実施	○ 円滑な避難所運営 ○ 生活ルール、避難所内の配置、レイアウト等の調整 ○ 様々な組織との連絡調整

4 避難所等の開設

(1) 避難所担当職員等の参集

ア 勤務時間内の参集体制

災害の発生が勤務時間内の場合は、職員参集システム、庁内電話又は庁内放送等により行動する。

イ 勤務時間外の参集体制

災害の発生が勤務時間外の場合は、別に定める非常配備基準に基づき、原則として各避難所等に参集する。

なお、避難所等への参集の対象となる職員については、職員参集システム及び市災害対策本部又は区本部の指示により行う。

(2) 風水害時避難場所の開設

ア 開設の準備

危機管理監は、災害の発生するおそれのあるときには、必要により風水害時避難場所の開設の準備を指示する。

イ 開設の判断

危機管理監は、風水害時避難場所の開設が必要と判断したときは、風水害時避難場所を開設する。なお、風水害時避難場所が不足する場合は、協定を締結した施設や公共施設等の活用を図る。

ウ 区本部の措置

区本部は、風水害時避難場所を開設した場合、直ちに現地対策班とともに、避難所担当職員等の参集状況及び避難者の状況を把握し、必要な対策を行う。

エ その他

風水害時避難場所の鍵は、区本部、現地対策班、消防署所、風水害時避難場所担当職員、施設管理者等が管理する。

(3) 避難所の開設

ア 開設の準備

本部長は、災害が発生した場合には、必要により避難所の開設の準備を指示する。

イ 開設の判断

本部長は、避難所の開設が必要と判断したときは、避難所を開設する。なお、避難所が不足する場合は、協定を締結した施設や公共施設等の活用を図る。

ウ 区本部の措置

区本部は、避難所を開設した場合、直ちに現地対策班とともに、避難所担当職員の参集状況及び避難者の状況を把握し、必要な対策を行う。

エ その他

避難所の鍵は、区本部、現地対策班、消防署所、避難所担当職員等が管理する。

(4) 避難所等開設の広報

ア 市民への広報

本部事務局及び市長公室は、避難所等を開設した場合、防災行政用同報無線（ひばり放送）又は広報車等により、避難所等の開設を市民に周知するとともに、車中泊等の避難所外避難を行っている市民に対しては、避難所等へ移動するよう呼び掛ける。

イ 防災関係機関への連絡

本部事務局は、県、警察署及び必要に応じて自衛隊、その他の防災関係機関に避難所等の

開設を連絡する。

ウ インターネットの活用

本部事務局は、災害時に必要な情報を市民に広くかつ迅速に伝達できるよう、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（同）、LINE ヤフー（株））と連携し、市内の避難所等の開設状況等の情報を運営事業者のサイトから確認できるようにする。

5 避難所等の運営

（１）風水害時避難場所の運営

風水害時避難場所では、主に次の事項を行う。

- ア 避難者の受入れ
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 現地対策班等との連絡調整
- エ 災害時要援護者への支援
- オ 避難者への気象情報等の提供
- カ 風水害時避難場所内での感染症対策
- キ その他円滑に風水害時避難場所を運営するために必要な事項

（２）避難所の運営

避難所では、主に次の事項を行う。

- ア 避難所施設や設備の安全点検、管理
- イ 避難所の設営及び避難者の受入れ
- ウ 避難者名簿の作成
- エ 現地対策班等との連絡調整
- オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援
- カ 備蓄食料、物資等の応急配布
- キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分
- ク 炊き出しの実施
- ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供
- コ 住民等の安否情報の収集、提供
- サ 避難所の生活の場の環境の整備、管理
- シ 避難者の健康状態の把握
- ス 避難所内での感染症対策
- セ その他円滑に避難所を運営するために必要な事項

6 避難所等の運営に関する視点

（１）風水害時避難場所の運営に関する視点

風水害時避難場所の運営に当たっては、避難者の安全性や災害時要援護者支援、性別や年齢等にとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。

- ア 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。
- イ 風水害時避難場所の混雑状況を市ホームページ等を活用して随時提供する。
- ウ 避難者に対し、気象に関する情報や避難指示等の発令状況、河川の水位、土砂災害の危険度等の災害情報を随時提供する。
- エ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。
- オ 男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室やトイレの確保等に関する配慮を行う。
- カ ペット同行避難者に対しては、ペットをケージに入れるよう指導する。また、ペット区画について、動物アレルギーの方等に配慮し、避難者が滞在する区画とは離れた場所に設置する。
- キ 感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。
- ク 避難者の定期的な体温測定など体調管理に努める。

- ケ 体調不良者は専用スペースへ誘導するなど、感染症拡大防止策を講じる。
- コ 障害のある方、慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者等に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点に基づく運営を行う。
- サ 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に暴露することがないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。

(2) 避難所の運営に関する視点

避難所の運営に当たっては、被災者の安全性の確保を始め、生活環境の向上、災害時要援護者支援、性別や年齢などにとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。

- ア 避難所担当職員及び避難所運営協議会の運営に当たっては、女性の参画に努める。
- イ 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。
- ウ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。
- エ 避難所での生活が著しく困難な場合は、福祉避難所又は適切な施設への移動を考慮する。
- オ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室やトイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。
- カ 避難所担当職員及び校長等は、避難所運営協議会の運営の助言・支援に当たる。
なお、避難所担当職員は、区本部内で動員及び配置等の調整を行い、区本部内でも不足する場合は、総務局が全庁的に避難所担当職員を確保する。
- キ 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。
- ク 健康福祉局が実施する避難所の巡回医療（被災者の健康管理、診療、保健指導、メンタルケア等）や、防疫のための保健師の巡回等による避難所の衛生指導等に協力する。
- ケ 食料の提供に当たっては、栄養バランスのとれた温かい食事等の提供に努め、食物アレルギーのある避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。
- コ 防火・防犯のため、避難者への出火防止措置の指導、巡回警備等を行う。
- サ ペット同行避難者に対しては、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難する等の指導を行う。また、ペット区画について、動物アレルギーの方等に配慮し、避難者の居住区画とは離れた場所に設置し、ペットは必ずケージに入れるか、リードによりつなぎとめて飼育するよう指導する。
- シ 感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。
- ス 避難者の定期的な体温測定など体調管理に努める。
- セ 体調不良者は専用スペースへ誘導するなど、感染症拡大防止策を講じる。
- ソ 障害のある方、慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者等に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点に基づく運営を行う。
- タ 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に暴露することがないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。
- チ 良好な生活環境の確保のため、必要に応じて専門性を有したNPO等の外部支援者と情報交換を行う。

7 生活関連物資の配布

(1) 風水害時避難場所における生活関連物資等の配布

風水害時避難場所は、避難者が食料、水等の避難に必要な物品等を用意することとし、原則生活関連物資等の配布を行わない。

ただし、避難が長時間にわたる場合や、避難者の状況によっては、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。

(2) 避難所における生活関連物資等の配布

ア 食料等の確保

災害発生直後における食料等生活に必要な物資は、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。なお、女性用物資の配布に当たっては、女性の担当者から配布を行い、女性専用スペースや女性トイレに常備するなど配慮する。

イ 炊き出しによる供給体制

市立学校給食施設（学校給食センターを含む。）を利用して炊き出しを行う。

なお、避難所周辺地域の住民への炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営協議会と調整を図りながら進める。

ウ 燃料の確保

避難所の非常用発電設備等に必要な燃料は、財政局が調達協定により確保し、搬送を依頼する。

8 ボランティアの活用

避難所の運営に当たっては、人的確保が急務となることから、災害ボランティアセンターと連携し、救援物資の搬入、搬出、安否確認、炊き出し及び災害時要援護者の介護生活支援など避難所運営全般にわたってボランティアの協力を得ることとする。

9 避難所以外の被災者への対応

（１）在宅避難者への対応

在宅避難者とは、被災者の中で「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者」又は「ライフライン等が途絶した中で自宅で不自由な生活を送っている者」を指すが、在宅避難者の中で支援が必要な人は、避難所にて在宅避難者名簿に登録を行う。

市は、防災行政用同報無線（ひばり放送）等を活用し、支援が必要な在宅避難者に対して、避難所での在宅避難者名簿の登録を行うように広報を実施する。

登録者には、必要な生活関連物資の配布など、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め、以下の対応を行う。

ア 避難所運営協議会は自治会等と連携して、在宅避難者名簿の情報から、在宅避難者の所在等を確認し、避難所担当職員は現地対策班にその情報を報告する。

イ 関係各局は、在宅避難者へ必要な保健医療サービス、情報提供等の支援を行う。

ウ 環境経済局は、在宅避難者に関する情報に基づき、在宅避難者の最寄りの避難所へ食料及び生活必需物資を配送する。

エ 在宅避難者は、原則、最寄りの避難所で物資を受け取るものとする。

避難所運営協議会は、配送された食料及び生活必需物資を自治会、災害ボランティア等と協力しながら、在宅避難者に避難所で配布するものとする。避難所に来ることのできない災害時要援護者については、自治会等と協力して配布の方法を検討し対応する。

（２）車中泊等の避難所外避難者への対応

車中泊避難は、避難者数等の実態把握が困難であり、またエコノミークラス症候群等の発症による健康被害のおそれがあることから、避難所への避難を誘導するが、やむを得ず車中泊を選ぶ避難者については、支援が必要な在宅避難者と同様に、防災行政用同報無線（ひばり放送）等を活用し、避難所での在宅避難者名簿の登録を行うように広報を実施する。

在宅避難者名簿の登録者には、必要な生活関連物資の配布など、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め、上記「（１）在宅避難者への対応」のアからエを行う。

また、関係各局及び避難所運営協議会は、車中泊等の避難所外避難者に対し、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。

10 避難所等の閉鎖

（１）風水害時避難場所の閉鎖

本部事務局、区本部及び関係各局は連携し、次のとおり風水害時避難場所を閉鎖し、関係機関に連絡する。

ア 風水害による被害発生のおそれなくなった場合

イ 風水害時避難場所から避難者が全員退去した場合

ウ 風水害による被害が長期化し、避難所が開設された場合。避難所を兼ねない風水害避難場所については、避難者全員が避難所に移動した場合

(2) 避難所の閉鎖

本部事務局、区本部及び関係各局は連携し、次のとおり避難所を閉鎖し、関係機関に連絡する。

ア 避難者が全員退去した場合

イ 避難者の減少や学校教育の早期再開の必要性から、避難所の統廃合がされた場合

ウ 応急仮設住宅の建設等、避難者の移転先が確保された場合

第8章 被災生活支援

第1節 応急給水対策

1 基本方針

市は、災害発生の際、水道施設の被害等により飲料水を確保できない被災者に対し、応急給水を実施し、神奈川県企業庁は、応急給水を支援する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健康福祉局（保健衛生部）	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給（上水道区域）に関すること。
	都市建設局（土木部）	★	飲料水の供給（簡易水道区域）に関すること。 障害物の除去（道路啓開）に関すること。
	関 係 各 局	★	飲料水供給の支援に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県 企 業 庁	—	上水道区域に係る応急給水支援に関すること。
	（ 公 社 ） 日 本 水 道 協 会 神 奈 川 県 支 部	—	簡易水道区域に係る応急給水支援に関すること。
	自 衛 隊	—	応急給水支援に関すること。 障害物の除去（道路啓開）に関すること。
	県 北 管 工 事 協 同 組 合	—	給水タンク等の提供支援に関すること。
	相模原市管工事設備協同組合		
	津久井管工事協同組合		
	相模原市管工事協会		
	（一社）神奈川県トラック協会		

3 給水需要の予測

上水道区域については健康福祉局が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域等については都市建設局が、それぞれ給水関連施設等の被災状況の把握に努める。

また、市内の断水被災人口及び応急給水を必要とする病院及び社会福祉施設等について、給水必要量を推計する。

4 災害時の応急給水

市民及び事業者は、災害発生の初期は、あらかじめ備蓄した飲料水を利用する。

健康福祉局及び都市建設局は、被災した市民の生命維持に必要な飲料水として、当面、1人1日3リットルを供給基準とし避難所運営協議会等と連携して、次により応急給水を実施する。

また、数日後は、生活用水を考慮して給水を実施する。

（1）緊急遮断弁付受水槽

緊急遮断弁付受水槽から飲料水を供給する。

（2）飲料水兼用貯水槽

飲料水兼用貯水槽から飲料水を供給する。

(3) 災害用指定配水池等

健康福祉局及び都市建設局は、神奈川県企業庁の災害用指定配水池等に確保された飲料水を、関係機関と連携して、給水車又は給水タンクにより運搬し供給する。

＜災害用指定配水池等一覧＞

災害用指定配水池	所在地
谷ヶ原浄水場、谷ヶ原配水池	緑区谷ヶ原
中野高区配水池	緑区中野
^す ^わ ^ら ^し 寸沢嵐配水池	緑区 ^す ^わ ^ら ^し 寸沢嵐
落合浄水場	緑区沢井

(4) 各協定先からの飲料水の受入れ

物資供給協定締結事業者に対し、飲料水の提供を依頼する。

(5) 消火栓を利用した応急給水

神奈川県企業庁と消火栓からの応急給水について調整する。

(6) 応急給水の支援

飲料水の不足が予想される場合、健康福祉局は神奈川県企業庁、都市建設局は（公社）日本水道協会神奈川県支部を通じ、他都市の水道事業体に協力を要請する。また、緊急性があり、他に飲料水を供給する手段がない場合には、県知事に応急給水に係る自衛隊の災害派遣要請を要求する。

5 市民への応急給水等の情報の伝達

(1) 上水道区域については健康福祉局が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域については都市建設局が断水情報を収集する。

(2) 健康福祉局及び都市建設局は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。

ア 防災行政用同報無線（ひばり放送）

イ 防災メール

ウ 市災害情報X

エ テレビ神奈川データ放送

オ 相模原市LINE 公式アカウント

6 給水の方法

(1) 給水の優先順位

ア 病院等医療機関

イ 社会福祉施設

ウ 避難所

エ 上記以外の指定する場所

(2) 給水場所及び水量等は、被災状況を考慮して決定する。

(3) 関係機関の協力を得て給水車又は給水用タンク等を積載したトラックにより給水する。

輸送手段については、必要に応じて協定締結団体等に要請する。不足する場合は、他の地方公共団体等へ応援要請を行うほか、緊急性があり、他に輸送する手段がない場合には、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

(4) 広範囲な地域に給水が必要となる場合は、効果的に実施できるよう地区別に給水拠点を定めて、事前に市民へ周知を行い、供給体制の迅速化を図る。

7 応急復旧に係る道路啓開

健康福祉局及び都市建設局は、断水の復旧に当たり、土砂や倒木等の障害物により復旧箇所に到達することができない等の情報を得た場合、関係機関との連携の下、断水の影響範囲など、道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、都市建設局や関係部署と協議し、道路啓開の優先順位を決定する。
また、道路啓開に当たり、自衛隊等の協力が必要な場合には、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第2節 食料供給対策

1 基本方針

災害発生の影響により、食料の流通は混乱状態となることが予想されるため、災害により食料を確保できない被災者に対して速やかに食料の供給が可能となるよう、平常時から災害用食料を備蓄するほか、協定等の締結により緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	環 境 経 済 局 （ 経 済 部 ）	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送・配送に関すること。
	教 育 局	●	炊き出しの実施に関すること。
	関 係 各 局	★	食料供給の支援に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	食料供給の支援、食料品の輸送・配送の協力に関すること。
	相 模 原 商 工 会 議 所	—	食料品の供給支援に関すること。
	城 山 商 工 会		
	津 久 井 商 工 会		
	相 模 湖 商 工 会		
	藤 野 商 工 会		
	（一社）相模原市商店連合会		
	相模原市生活協同組合運営協議会		
	神奈川つくい農業協同組合		
	（公社）神奈川県LPガス協会	—	炊き出し等の支援に関すること。
	日 本 通 運（株）	—	食料品の輸送・配送の協力に関すること。
	佐 川 急 便（株）		
	西 濃 運 輸（株）		
	（一社）神奈川県トラック協会		
	日 本 G L P （ 株 ）	—	食料品の受入れ協力に関すること。

3 給食需要の予測

環境経済局は、災害による被害状況並びに水道、ガス等の支障状況の把握に努め、給食必要量を推計する。

4 食料品の応急供給

環境経済局は、災害の状況により食料を確保できない被災者に対し、必要な食料を供給する。

（1）供給対象者

供給対象は、避難所で生活する者及び電気・ガス・水道等のライフライン施設の支障により炊飯の不可能な在宅被災者等とする。

ア 避難所（福祉避難所を含む。）に受け入れた者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水等で、炊飯のできない者

ウ 市内を旅行中の者又は一時滞在者

エ 被害を受け、一時縁故先に避難する者

オ 電気・ガス・水道等のライフライン施設の支障により炊飯の不可能な在宅被災者

カ その他市長が必要と認める者

(2) 供給する食料等

ア 食料の品目

備蓄から供給する食料はアルファ化米、長期備蓄食料、ビスケットなど、また、調達して供給する食料は、パン、弁当、米飯等とする。

イ 食料の供給

食料の供給は、被災状況を勘案し、備蓄食料や協定を締結している者等から調達した弁当等を供給する。また、給食施設の活動体制が整った段階で、可能な範囲で米飯等を供給する。

ウ 乳幼児・高齢者等への給食の配慮

乳児に対する粉ミルク、ベビーフード、幼児・高齢者や病人に対する給食等について配慮する。

(3) 供給の方法

ア 避難所で生活する者への供給は、避難所において供給又は給食を行う。

イ 避難所以外で生活する被災者等への供給は、申出により、原則として指定する避難所等の場所において供給を行う。

5 食料品の調達

(1) 食料品の調達

環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所本庁舎に設置し、食料品の調達・管理を行う。災害発生後の食料品の調達については、プッシュ型支援により調達することとし、並行して避難所等のニーズの把握に努め、プル型支援による調達に移行する。

ア プッシュ型支援

プッシュ型支援とは、被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して輸送する支援方法である。

環境経済局は、国によるプッシュ型支援が行われる場合は、本市に輸送される品目や数量、到着時期等を把握し、食料品の受入れ及び各避難所等への配送を行う。

イ プル型支援

プル型支援とは、被災地からの要請に基づき、物資を調達して輸送する支援方法である。

(ア) 県からの調達

環境経済局は、避難所等での食料品の不足が見込まれる場合は、品目や数量を把握し、県に食料品の要請を行う。

(イ) 協定締結団体等からの調達

環境経済局は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て、食料品を調達するとともに、原則として避難所等への配送を要請する。

(2) 米穀の調達

ア 環境経済局は、応急用米穀を市内の米穀卸売業者及び米穀小売販売業者から協力を得て調達する。

イ 環境経済局は、災害の状況により市内の団体・業者等から米穀の供給が困難な場合には、県知事に対し応急用米穀の供給を要請する。

ウ 環境経済局は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 第4章 第10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」に基づき、政府所有米穀の供給に関して、県知事に要請することができる。交通、通信の断絶のため、政府所有米穀の引取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請する。

(3) 広域応援要請

環境経済局は、上記（1）、（2）の対策を講じて米食料の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。

6 食料等の配送

環境経済局は、救援物資受入拠点や県が運営する広域防災活動拠点（県立相模原弥栄高等学校及び県津久井合同庁舎）に集められた食料を市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ配送する。

7 米飯の炊き出し

- （１）教育局は、米飯の炊き出しを、原則として市立学校給食施設（学校給食センターを含む。）及び炊き出し施設を使用して行う。
- （２）教育局は、自衛隊、自主防災組織、（公社）神奈川県ＬＰガス協会、ボランティア等の協力を得て、炊き出しを行う。

第3節 生活必需物資供給対策

1 基本方針

災害発生により、物資の流通が停滞又は混乱すると予想されることから、生活必需物資を確保できない被災者に対して速やかに供給が可能となるよう、平常時から生活必需物資を備蓄するほか、協定等の締結により緊急に生活必需物資を調達し得る措置を講ずる。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	環 境 経 済 局 （ 経 済 部 ）	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送・配送、救援物資の受入れ・供給に関すること。
	市 民 局	●	物価の監視に関すること。
	関 係 各 局	★	生活必需物資供給の支援に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	生活必需物資供給の支援に関すること。
	相 模 原 商 工 会 議 所	—	生活必需物資の供給支援に関すること。
	城 山 商 工 会		
	津 久 井 商 工 会		
	相 模 湖 商 工 会		
	藤 野 商 工 会		
	（一社）相模原市商店連合会		
	相模原市生活協同組合運営協議会		
	神 奈 川 つ く い 農 業 協 同 組 合		
	（公社）神奈川県LPガス協会		
	日 本 通 運（株）	—	生活必需物資の輸送・配送協力に関すること。
	佐 川 急 便（株）		
	西 濃 運 輸（株）		
	（一社）神奈川県トラック協会		
	日 本 G L P （ 株 ）	—	生活必需物資の受入協力に関すること。

3 供給需要の予測

環境経済局は、災害による被害状況を勘案し、生活必需物資の供給品目及び必要量を推計する。

4 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は、次の各号に該当する者のうち、生活必需物資を直ちに入手することができない状態にあると認めた者とする。

- （１）住家が全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等の被災者
- （２）被服、寝具、その他生活上必要な家財を喪失した者
- （３）被服、寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

5 供給範囲

災害により供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めたものとする。

品 目	物 資
被服、寝具及び身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴、雨具等
日用品	石けん、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ等
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
光熱材料	固形燃料、液化石油ガス、使い捨てライター等
その他必要と認めるもの	

6 生活必需物資の調達

(1) 生活必需物資の調達

環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所本庁舎に設置し、生活必需物資の調達・管理を行う。災害発生後の生活必需物資の調達については、プッシュ型支援により調達することとし、並行して避難所等のニーズの把握に努め、プル型支援による調達に移行する。

ア プッシュ型支援

プッシュ型支援とは、被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して輸送する支援方法である。

環境経済局は、国によるプッシュ型支援が行われる場合は、本市に輸送される品目や数量、到着時期等を把握し、生活必需物資の受入れ及び各避難所等への配送を行う。

イ プル型支援

プル型支援とは、被災地からの要請に基づき、物資を調達して輸送する支援方法である。

(ア) 県からの調達

環境経済局は、避難所等での生活必需物資の不足が見込まれる場合は、品目や数量を把握し、県に生活必需物資の要請を行う。

(イ) 協定締結団体等からの調達

環境経済局は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て、生活必需物資を調達するとともに、原則として避難所等への配送についても要請する。

(2) 広域応援要請

環境経済局は、上記(1)の対策を講じても生活必需物資の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。

7 義援品の要請

環境経済局は、生活必需物資が不足し必要と認めるときは、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて全国へ義援品の要請を行う。ただし、義援品の受入れは、原則として、事業者、団体からの物資とする。

義援品の要請を行うに当たっては、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供し、必要がある時期に市災害対策本部からの要請に基づいて配送する体制とする。

また、物資が充足した時点で、報道機関等を通じ要請の打切りについて情報提供する。

8 救援物資の集積・配送

環境経済局は、被災の状況や物資の輸送経路を踏まえ、あらかじめ指定した施設の中から救援物資受入拠点を開設する。

トラック等で大量に持ち込まれた物資は、救援物資受入拠点へ誘導することとし、救援物資受入拠点において集積された物資は、協定締結団体やボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、必要に応じて避難所に配送する。

< 救援物資受入拠点の主な役割 >

拠点名		主な役割
地域内 輸送拠点 ^(※)	相模原市救援物資集積・配送センター	○備蓄品の配送 ○調達した物資の集積配送 ○救援物資、義援品の集積配送
	淵野辺公園 (市立相模原球場、銀河アリーナ)	
	G L P アルファリンク相模原	
市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）		○調達した物資の集積配送
市立北相中学校体育館		
市体育館		○救援物資、義援品の保管（補助）

(※)「地域内輸送拠点」とは、大規模災害時に県が開設する広域物資輸送拠点（国等から供給される物資を受け入れる拠点）から送られてくる物資を受け入れ、避難所へ配送するための拠点をいう。

9 備蓄物資の配送

環境経済局は、市が備蓄管理する物資を、市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ配送する。

10 物資の配分

物資は、原則として、それぞれの世帯構成員実数に応じて被災世帯ごとに配分する。

11 物価の安定・物資の安定供給

市民局は、県と連携して生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第9章 遺体等の収容・埋火葬等

1 基本方針

災害時に多数の死者が発生した場合、死者の尊厳が守られることを第一として、各関係機関は遺体等の収容、検案等から埋火葬まで速やかにかつ厳粛に行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (生 活 福 祉 部)	★	遺体の収容・一時保管に関すること。
		●	身元不明等の遺体の埋火葬に関すること。
	市 民 局	●	市営斎場での火葬に関すること。
	区 本 部	●	死体埋火葬許可証の発行に関すること。
関 係 機 関	警 察 署	—	遺体の検視・調査等に関すること。

3 遺体収容施設の開設

健康福祉局は、災害時に遺体が多くに及ぶ場合、管轄する警察署と協議し、総合体育館、北総合体育館、串川地域センター、千木良公民館のうち、遺体等が多数発生している地域に近い施設から遺体収容施設を開設し、収容、検視・調査など、検案、安置措置等を総合的に行う。

なお、遺体数が開設した遺体収容施設の収容量を上回る場合には、遺体等が多数発生している地域に近い施設から開設することを基本的な考えとして、管轄する警察署と協議する。

4 遺体の取扱い

遺体の取扱いについては、「神奈川県広域火葬計画」に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

(1) 広 報

消防局、健康福祉局及び警察署は、災害現場から遺体を発見した場合は、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨通報するように広報を徹底する。

(2) 通 報

消防局及び健康福祉局は、捜索により災害現場から遺体を発見又は取り扱った場合は、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨通報する。

(3) 遺体の搬送

健康福祉局は、遺体が多くに及ぶ場合、現場に職員及び委託葬儀業者等を直ちに派遣し、捜索により遺体を発見した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、状況等を聴取し、発見された遺体を引き取り、遺体収容施設へ搬送する。

(4) 遺体の引渡し

健康福祉局は、搬送した遺体を遺体収容施設に収容し、現場で聴取した遺体に関する情報を確実に警察署に引継ぐ。

(5) 検視・調査等

警察署は、遺体の検視・調査等を行う。

(6) 検 案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

(7) 遺体の引受け

警察署は、死体検視・調査等及び医師による検案が終了した遺体を健康福祉局に引き継ぐ。

(8) 遺体の処置

健康福祉局は、警察署から市に引き渡された遺体について、必要に応じ、洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。

(9) 遺体の一時保管

健康福祉局は、遺体収容施設において一時保管を行う。一時保管に必要な棺、ドライアイス等は、委託葬儀業者や他の地方公共団体から調達・確保するとともに、遺族の心情を考慮して、生花、焼香台等についても配慮する。

また、遺体収容施設においては、遺体取扱台帳を作成し、必要な事項を記録する。

(10) 身元確認、身元引受人の発見

健康福祉局は、警察署、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(11) 身元不明遺体の取扱い

健康福祉局は、身元の確認ができない遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法により取り扱う。

5 遺体の埋火葬

健康福祉局は、市民局及び区役所と連携し、次のように身元不明等の遺体の埋火葬を行う。

(1) 対象者

災害時に死亡した者のうち、遺族がいない場合又はその遺族が混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合に応急的な措置として埋火葬を実施する。

(2) 遺体の埋火葬方法

ア 遺体は「死体埋火葬許可証」等に基づき埋火葬を行う。

イ 火葬の終了した遺骨及び遺留品は遺族に引き渡す。ただし、遺族がいない場合は、市営斎場に一時保管する。

ウ 火葬に要する費用は免除とし、棺、骨つぼは、原則として現物支給とする。

(3) 火葬の場所

火葬の場所は、次の施設によって処理する。

施設名	所在地	火葬炉
相模原市営斎場	南区古淵 5-26-1	11基（内死胎炉1基）

6 広 報

市長公室は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、警察署、消防等機関と協議の上、統一的に行う。

7 他の地方公共団体への応援要請

(1) 応援要請

市民局は、市営斎場が地震等の被害により使用できない場合又は火葬を許可された遺体が市営斎場の火葬能力を上回る場合は、他の地方公共団体等へ応援要請を行う。

(2) 遺体の搬送

遺体の搬送は、原則として遺族等により行うこととするが、市外や県外の斎場への搬送は、必要により関係機関へ要請するほかボランティア等の協力を得て行う。

第 10 章 清掃対策

1 基本方針

災害の発生に起因し、被災地では道路の通行障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理が困難となることが予想される。排出されたごみ等が、無秩序に放置されると、地域の衛生環境を著しく阻害するだけでなく、復旧活動の妨げともなるため、これを速やかに処理することは、市民の安全な生活の確保及び復旧を円滑に進めるためにも必要である。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	環 境 経 済 局 （ 環 境 部 ）	●	ごみの収集・処分にすること。
		●	災害廃棄物の処分・指導、災害廃棄物の仮置場等用地の調達要請・管理にすること。
	財 政 局 （ 財 政 部 ）	●	災害対策用地の確保及び利用計画の調整にすること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	ごみ、災害廃棄物等処理の支援にすること。
	神 奈 川 県 県 央 地 区 廃 棄 物 処 理 業 協 議 会	—	災害廃棄物等処理の協力にすること。
	(公 社) 神 奈 川 県 産 業 資 源 循 環 協 会		
	(旧 (公 社) 神 奈 川 県 産 業 廃 棄 物 協 会)		
	(一 社) 相 模 原 市 建 設 業 協 会	—	倒壊家屋の解体撤去の協力にすること。
	(一 社) 神 奈 川 県 建 物 解 体 業 協 会		
	相 模 原 市 環 境 事 業 協 同 組 合	—	ごみ収集運搬の協力にすること。

3 ごみ処理

環境経済局は、災害廃棄物等の処理計画「相模原市災害廃棄物等処理計画」に基づき被災状況の的確な把握を行うとともに、必要に応じて、県、その他の地方公共団体及び廃棄物処理業者等の協力を得て、その状況に応じて適正かつ迅速にごみ処理を行う。

(1) 収集区域の設定

被災の状況に応じた収集区域等の設定を行う。

ア 通常収集区域

被災程度が軽度で、通常の収集が可能な区域

イ 特別収集区域

被災程度が中度で、通常の収集は困難であるが、状況に応じた収集が可能な区域

ウ 収集困難区域

被災程度が重度で、道路や家屋の損壊が甚だしく、収集が困難である区域

エ 避難所

指定された避難所

(2) 収集方法

それぞれの収集区域等における収集方法は、次のとおりとする。

ア 通常収集区域

現行の分別、袋収集とし、収集回数は現行どおりとするが、他の区域の災害の状況によっては、一時延期及び回数の削減を行う。

イ 特別収集区域

(ア) 既存の集積場所が使用できない箇所又は排出量が多く収容しきれない場所等については、臨時の集積場所を確保する。

(イ) 現行の分別・袋収集を原則とし、収集回数については被災状況に応じて対応する。

(ウ) 収集は、市収集を基本とするが、通常を大きく上回るごみの排出量が見込まれるときは、県、他の地方公共団体及び廃棄物処理業者、運送業者等の応援体制を講ずる。

ウ 収集困難区域

区域外に臨時の集積場所を確保し、それぞれの状況に応じた収集を行う。

エ 避難所

(ア) 臨時集積場所を設置するとともに、袋収集に努める。

(イ) 現行の分別、袋収集を原則とし、収集回数は排出量等の状況に応じて対応する。

(3) 処理方法

ごみの排出量や中間処理施設等の破損状況、道路状況等を把握し、適正な処理方法を決定する。

ア 現行の処理が可能な場合

現行の処理方法により対応するが、排出量が多く見込まれるときは、中間処理施設周辺に一時保管場所の確保に努める。

イ 現行の処理が困難な場合

一時保管場所の確保に努めるとともに、他の地方公共団体等に処理を要請する。

なお、運搬については適地に中継基地を設けるなど、円滑化を図る。

(4) 処理施設

施設名	機能	所在地	処理能力
南清掃工場	ガス化溶融	南区麻溝台 1524-1	破砕機30t/日（5時間） ガス化溶融炉525t/日 （175t/日×3炉）
北清掃工場	焼却	緑区下九沢 2074-2	焼却炉450t/日（150t/日×3炉）
北清掃工場 （粗大ごみ処理施設）	破砕選別等	〃	85t/日（5時間）
一般廃棄物最終処分場	埋立て	南区麻溝台 3412-2	全体容量1,235,300m ³

4 災害廃棄物処理

環境経済局は、被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、建物の倒壊、浸水及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の災害廃棄物を適正に処分する。

(1) 処理方法

ア 仮置場の確保

環境経済局は、市災害対策本部に対して仮置場として必要な用地の調達要請を行い、用地に関する市災害対策本部の調整、財政局による確保が行われた後は、その管理を行う。

なお、仮置場の用地選定は、市有地、国・県有地、借上げ民地の順に検討する。

(ア) 仮置場

住民が自ら持ち込む災害廃棄物の仮置場を確保する。

(イ) 破砕作業用地、焼却施設用地

仮設破砕機・焼却炉等の設置及び分別作業等を行う用地を確保する。

(ウ) 保管用地

中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管や、危険物を含めた有害廃棄物等を一時的に保管する用地を確保する。

イ 中間処理・再利用・最終処分

搬出された災害廃棄物は、破砕処理等の中間処理を行った後、分別を徹底し、再利用を図る。

再利用が不可能な物に限り焼却溶融処理し、生成される溶融スラグ等の利活用を図り、減容・減量した上で最終処分場に搬入する。

ウ 解体工事・災害廃棄物の運搬

解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則として所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保及び処理に関する情報の提供等を行う。

なお、災害の規模や状況によっては、公費負担について県等と協議を行う。

(2) 協力体制

処理に当たっては、資機材の提供を含め、県、他の地方公共団体及び民間業者の協力を得て効率的に実施する。

5 有害廃棄物等の処理

環境経済局は、災害に伴い発生した有害廃棄物等の処理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な作業に努めるよう指導等を行う。

6 大規模災害時の措置

環境経済局は、災害対策基本法第86条の5の規定による政令で指定される大規模災害となり、環境大臣により指定災害廃棄物の処理に関する基本的な方針が定められた場合、当該方針に基づいて廃棄物処理を行う。

また、環境大臣により廃棄物処理特例地域に指定された場合で、市が災害廃棄物を処理することが困難であると本部長が認める場合は、環境大臣に処理の代行を要請する。

第 1 1 章 防疫・衛生

1 基本方針

防疫は、災害による非衛生的な生活環境を改善するため薬剤の配布及び薬剤散布を実施し、感染症の媒体となるねずみ族、昆虫等の発生防止と駆除を行うことによって、感染症の発生を未然に防止するとともに被災者に対する衛生指導の徹底を図り、市民生活の安定を目的とする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)	●	防疫活動、避難所の保健衛生対策、食品衛生対策、ペット対策、入浴支援要請に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	防疫活動への支援に関すること。
	(一 社) 相 模 原 市 獣 医 師 会	—	犬猫等の救護活動に関すること。
	(学) 麻 布 獣 医 学 園	—	入浴支援に関すること。

3 防疫班の編成

健康福祉局は、県と緊密な連携を図り、防疫班を編制し、防疫活動を行う。

- (1) 防疫班は、災害の状況に応じて、班数及び編成人員を適宜増員し、関係機関に協力を要請する。
- (2) 防疫担当員は、指示された場所の防疫を実施する。

4 防疫活動

健康福祉局は、県と緊密な連携を図り、次の防疫活動を行う。

- (1) 被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置等の予防措置を行う。
- (2) 感染症予防上の必要に応じて、被災地及び避難所の清潔・消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (3) 被災地の家屋周辺の清掃や井戸水の消毒について指導又は指示を行う。
- (4) ワクチン等の確保を行い予防接種を実施する。
- (5) 厚生労働省の承認を得た上で予防内服薬を投与する。
- (6) 疫学調査を行い、その結果必要があれば健康診断を行う。

5 実施対象

災害により衛生環境が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、下痢患者や有熱患者が多発している地域、避難所、浸水地域など衛生条件が良好でない地域を優先して防疫活動を行う。

6 避難所の保健衛生対策

健康福祉局は、避難者の健康管理及び感染症・食中毒の予防のため、避難所運営協議会等に対して、次のような避難所の衛生管理を徹底するよう指導する。

- (1) 避難者の健康状態の把握
- (2) 避難所居住スペースの清掃
- (3) トイレ・ごみ置場の清掃・消毒
- (4) 手洗い・うがいの励行

- (5) 食品・飲料水の管理
- (6) 炊事場の清掃
- (7) 炊き出し時の衛生管理等
- (8) ねずみ族、昆虫等の駆除

7 食品衛生対策

健康福祉局は、食品衛生対策として、次のような活動を行う。

- (1) 救援食料の監視指導
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生防止

8 ペット対策

- (1) 放浪犬等への措置

健康福祉局は、飼い主の被災により放置された又は逃げ出したペットを保護するとともに、速やかな飼い主等への引渡しに努める。

また、特定動物の被災状況を確認するとともに、飼養者に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。

- (2) ペットへの措置

避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととし、避難所へのペットの同行避難者がいる場合は、避難者の居住区画とは離れた場所にペット区画を設置する（「第7章 避難所等の運営」風－79参照）。

健康福祉局は、避難所又は風水害時避難場所においてペットに係る問題等が生じた場合は、ペット同行避難者への適正飼養の指導等を行うとともに、救援物資及びボランティア派遣の調整等を行う。

9 入浴支援要請

健康福祉局は、被災者等の衛生状態の維持を図るため、協定を締結した団体に対して、入浴支援の要請を行う。

第 1 2 章 応急住宅対策

1 基本方針

応急仮設住宅の供与、公営住宅等の一時提供及び被災住宅の応急修理など、避難者に対して一時的に住宅を確保する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	財 政 局 （ 財 政 部 ）	●	災害対策用地の確保及び利用計画の調整、応急仮設住宅の建設用地の調達要請、応急仮設住宅の建設の工程管理、住宅の応急修理に関すること。
	都市建設局(まちづくり推進部)	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等の一時提供、住宅の応急修理に関すること。
	関 係 各 局	●	災害時要援護者の住宅支援に関すること。 応急住宅の供給支援に関すること。 生活必需品の支給に関すること。
関係機関	神 奈 川 県	－	応急仮設住宅の建設に関すること。
	(一社)相模原市建設業協会	－	応急住宅供給への支援に関すること。
	相 模 原 市 電 設 協 会		
	相 模 原 造 園 協 同 組 合		
	相 模 原 市 津 久 井 地 区 建 設 業 連 絡 協 議 会		
	その他の関係機関・団体		

3 応急仮設住宅

災害救助法が適用された場合は、国や県等と連携を図り、次のとおり行う。

(1) 建設型応急住宅

ア 建設予定戸数の把握

財政局は、災害発生後の被害調査に基づき、必要な建設戸数及び配慮すべき災害時要援護者世帯数の把握に努める。

イ 建設用地の選定

財政局及び都市建設局は、応急仮設住宅に必要な建設用地に関する調整、選定及び確保を行う。

なお、応急仮設住宅の設置場所については、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な地で、交通の便、地域のコミュニティ等をも考慮して、公有地又は民有地から選定する。また、必要な場合には、市外への建設も検討する。

ウ 規模・設計等

(ア) 規 模

応急仮設住宅の規模は、1戸当たり29.7平方メートル(9坪)を基準とする。

(イ) 設 計

1戸建て又は長屋建てとし、標準となる規格、仕様、間取り等は別に定める。また、迅速、大量に建設でき、かつ、プライバシーが確保できるよう配慮する。

さらに、高齢者や障害者のいる世帯へは、手すり等の付帯設備の設置や段差の解消等に努める。

(ウ) 集会所等

ごみ置場、案内板、外灯（防犯灯）、集会所など被災者が生活する上で必要な設備を設けるよう努める。

(エ) 費 用

工事費は、原則として災害救助法に基づく限度額以内とする。

エ 着工時期

災害発生の日から原則として20日以内に着工するが、可能な限り早期着工を行う。

オ 建設方法及び建築資材の調達

応急仮設住宅の建設及び建築資材の調達は、協定締結団体、建築材料業者等に要請するとともに県に対しても要請する。

カ 供与期間

供与期間は、完成の日から2年以内とする。

キ 撤 去

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、撤去を行う。

(2) 賃貸型応急住宅

賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給）については、都市建設局が実施する。

ア 費用負担

借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

イ 賃料

賃料については、世帯人数に応じて賃料の上限を設定するため、賃料の範囲内で物件を選定する。

ウ 供与期間

賃貸型応急住宅の供与期間は、契約成立日から2年以内とする。

4 応急仮設住宅の入居手続及び管理

(1) 入居対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、風水害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 住宅の応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者

(2) 入居者の募集、受付及び選定

都市建設局は、次のように応急仮設住宅の受付及び選定を行う。

ア 募集方法

応急仮設住宅の入居希望者の募集については広報紙等により行う。その際、入居対象者、入居可能時期、戸数、建設場所、間取り、募集期間、抽選方法、応募方法等を明確にする。

イ 応募の受付窓口

受付窓口は、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所など、被災者の利便を考慮した場所に設ける。

ウ 受付方法

(ア) 入居希望者の応募の受付は原則として窓口での面接方式による。

(イ) 入居希望者が被災による入院、その他の理由により直接窓口に来場できない場合は代理人又は郵送による応募も受け付ける。

(ウ) 被災世帯の家族構成により、あらかじめ受け付ける住宅のタイプを制限する。

(エ) 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。

エ 選定方法

- (ア) 応募のあった入居対象者の数が募集戸数を超えた場合、入居の順番、希望住宅の割当て等については、抽選とする。
- (イ) 抽選に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児のいる世帯等を優先するなど、災害時要援護者に配慮した優先順位を設定する。

オ 入居者決定の周知

原則として、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所など、被災者の利便を考慮した場所に掲示して行う。

(3) 生活必需品の支給

環境経済局は応急仮設住宅入居時における生活に最低限必要な被服や日用品等の生活必需物資を支給する。

(4) 管 理

ア 都市建設局は、応急仮設住宅の管理業務を行う。

- (ア) 雨水対策、敷地内通路の整備、住宅、共同利用施設の維持管理
- (イ) 入退居管理、要望受付
- (ウ) 生活再建支援の窓口相談や助成制度等の周知
- (エ) 一般住宅への転居の促進

イ 関係各局は、応急仮設住宅入居者へのケアを行う。

- (ア) 援護を要する高齢者や障害者等に対して、保健師、ホームヘルパーの派遣など在宅福祉体制の整備を図る。
- (イ) 集会所等での巡回相談の実施やコミュニティの活性化を図るなど被災者の安心感に配慮した対応を図る。
- (ウ) 市民による巡回など防犯対策を実施する。

5 公営住宅等の一時提供

都市建設局は、次のように公営住宅等の一時提供を行う。

(1) 公営住宅等の一時提供

- ア 市営住宅の空き家等を確保し、一時入居を受け入れる。
- イ 県、県住宅供給公社、他の地方公共団体等の協力を得て、広域的に住宅を確保し、一時入居を受け入れる。
- ウ 供与期間は、原則6か月とする。

(2) 民間住宅の確保とあっせん

一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅等の確保と一時提供によるほか、民間住宅や事業者の社宅等の情報を提供するなど、民間住宅の確保とあっせんを行う。

6 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、財政局及び都市建設局は、国や県等と連携を図り、次のように行う。

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯であって、災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 規模・費用・方法

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、費用は、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第7条第1号に基づく実費弁償の限度額以内とする。

ウ 応急修理期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、被災時に市内に在住していた世帯であって、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 規模・費用・方法

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し現物をもって行うものとし、費用は、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間を定める規程第7条第2号に基づく実費弁償の限度額以内とする。

ウ 応急修理期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。

(3) 住宅の応急修理の受付

ア 受付窓口

受付窓口は、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、避難所など、被災者の利便を考慮した場所に設ける。

イ 受付方法

原則として申請者本人が窓口で申請することとするが、申請者が被災による入院、その他の理由により直接窓口に来場できない場合は代理者等による応募も受け付ける。

第 1 3 章 災害時要援護者支援

1 基本方針

災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等の災害時要援護者に対して、地域住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	健 康 福 祉 局	★	災害時要援護者支援対策に関すること。
	こ ども ・ 若 者 未 来 局		
	区 本 部		
	市 民 局	★	外国人支援体制に関すること。
	区 本 部		
	関 係 各 局	★	災害時要援護者への各種支援に関すること。
	区 本 部	●	災害相談窓口の設置に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	災害時要援護者への各種支援に関すること。
	関 係 福 祉 団 体		

3 災害発生時の対応

(1) 災害時要援護者支援班の設置

- ア 健康福祉局及びこども・若者未来局は、災害時要援護者に対する総合的な支援を行うため、災害時要援護者支援班を設置する。
- イ 災害時要援護者支援班は、地区災害時要援護者支援担当を現地対策班に配置する。

(2) 情報収集

- ア 災害時要援護者支援班は、関係機関等の協力を得て、社会福祉施設等の被災状況の情報収集に努める。
- イ 災害時要援護者支援班は、自主防災組織、消防団、福祉団体、その他関係機関等の協力を得て、災害時要援護者の所在把握、安否確認等に努める。

(3) 避難誘導

災害時要援護者支援班は、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、自力避難が困難な災害時要援護者の避難誘導、搬送等に努める。

(4) 情報提供

健康福祉局、こども・若者未来局、本部事務局、区本部等は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、災害時要援護者を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害時要援護者の救助救援・支援活動に従事する者に、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。

また、情報提供に当たっては、情報提供先において、避難行動要支援者情報の適正な管理が図られるよう、情報漏えいの防止のために適切な措置を講ずるよう努める。

4 被災者への生活支援

(1) 避難所の運営

区本部は、関係各局と連携し、災害時要援護者に配慮した避難所の運営を支援するとともに、避難所運営協議会と連携し、緊急物資等を優先的に提供するよう努める。

(2) 福祉避難所の開設

災害時要援護者支援班は、避難所で被災生活をしている災害時要援護者のうち、特別な援護を必要とする者のため、あらかじめ福祉避難所として位置付けた社会福祉施設等へ福祉避難所運営担当を派遣し福祉避難所の開設を支援する。

(3) 福祉避難所への支援

災害時要援護者支援班は、福祉避難所の運営を支援するとともに、広域の社会福祉施設への入所等の措置が円滑に行われるよう関係機関と調整を図る。

(4) 災害時要援護者の搬送

災害時要援護者支援班は、特別な援護を要する災害時要援護者を家族やボランティア及びその他関係機関の協力を得て、福祉避難所や広域の社会福祉施設等に搬送する。

(5) 食料・飲料水・生活必需物資の供給

災害時要援護者支援班は、関係各局と連携し、福祉避難所及び在宅で生活する災害時要援護者に対し優先的に食料及び飲料水等を供給する。

(6) 福祉避難所の閉鎖

福祉避難所から避難者が全員退去した場合は福祉避難所を閉鎖し、関係機関に連絡する。

5 応急住宅

(1) 応急仮設住宅

財政局及び都市建設局は、健康福祉局及びこども・若者未来局と連携し、応急仮設住宅の供与について、国や県と連携を図るとともに、入居については、災害時要援護者を優先とした入居認定基準とする。

また、応急仮設住宅（建設型）の供与に当たっては、災害時要援護者と一般世帯との適正な混在を確保する。

(2) 住宅のあっせん

健康福祉局及びこども・若者未来局は、都市建設局と連携し、応急仮設住宅に入居した災害時要援護者の健康状態、必要な介護の状況等を考慮し、県や周辺の地方公共団体の協力を得るとともに、公営住宅を始めとした住宅のあっせんと積極的に行う。

6 情報提供・相談サービス

(1) 情報の提供

ア 健康福祉局、こども・若者未来局、市民局及び区本部は、被災者への情報の提供のため、ファクシミリ、手話通訳、外国語通訳など災害時要援護者のための情報伝達手段の確保に努める。

イ 健康福祉局は、人工透析や助産を必要とする者、難病患者等への医療情報の提供を行う。

(2) 相談サービス

ア 災害時要援護者支援班は、区本部が設置する災害相談窓口（災害相談室）と連携して、災害時要援護者の生活相談や健康相談に応じる相談窓口を総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）及び地区保健福祉センターに設置する。また、被災地域の避難所を中心に、巡回相談を行う。

イ 災害相談窓口（災害相談室）は、災害時要援護者からの相談に応じるため、必要に応じ、手話通訳の配置のほかファクシミリの設置や電子メール等による照会等の対応を行う。

ウ 市民局は、外国人のための相談窓口を開設し、多言語による相談サービスを行う。

第 1 4 章 災害ボランティア対策

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、被災者の生活を守るため、各種ボランティアとの連携を図るとともに、活動の必要性を把握するなどボランティアに対する支援を積極的に行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (地 域 包 括 ケ ア 推 進 部)	●	災害ボランティアセンターとの連絡調整(ボランティア担当職員の配置等)に関すること。
	市 民 局	●	専門ボランティアの受入れ・活動支援等に関すること。
	健康福祉局(地域包括ケア推進部、保健衛生部)		
	都 市 建 設 局	●	ボランティアの活動要請又は支援に関すること。
関 係 機 関	関 係 各 局		
	(福) 相模原市社会福祉協議会	ー	災害ボランティアセンターの運営、生活支援ボランティア(一部専門ボランティアを含む。)の受入れ・活動支援等に関すること。
	相模原災害ボランティアネットワーク		
	(公社) 相模原青年会議所	ー	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。
	(公社) 津久井青年会議所		

3 災害ボランティアセンターの活動支援

健康福祉局は、災害ボランティアセンターの迅速な設置やボランティア活動支援のため、活動の拠点となる施設の確保や、不足する活動用備品の提供など、市が所有する資産の利活用を行うとともに、災害ボランティアセンター等との連絡調整を円滑に行うため、市災害対策本部にボランティア担当職員を配置する。

4 ボランティアの受入れ・支援

(1) 災害ボランティアセンター

ア (福) 相模原市社会福祉協議会は、協定に基づき、災害ボランティアセンターを設置し、生活支援ボランティア及び福祉ボランティア(手話通訳、介護士)等の一部の専門ボランティアの受入れを行う。

イ 災害ボランティアセンターは、健康福祉局の協力と支援を得て、(福) 相模原市社会福祉協議会と相模原災害ボランティアネットワークが運営する。

ウ 災害ボランティアセンターは、受け入れたボランティアの活動調整、派遣先の指示、活動の集約等を行う。

エ 受け入れたボランティアの派遣を必要とする局は、災害ボランティアセンターと連携を図り、ボランティア活動上必要な情報の提供、支援を行う。

オ (公社) 相模原青年会議所及び(公社) 津久井青年会議所は、協定に基づき、被災状況や災害ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供や、災害ボランティア活動支援物資等の調達及び仕分け輸送の協力、災害ボランティアセンターの運営への人的支援を行う。

(2) 専門ボランティア対応窓口

専門ボランティアの窓口担当局は、対応窓口を設置し、専門分野での活動が期待される専門ボランティアを受け入れ、必要な情報の提供、活動調整・支援、派遣先の指示、活動の集約を行う。

＜専門ボランティア対応窓口＞

専門分野	担当局
相談関係・外国語	市民局
医療・福祉・保健関係	健康福祉局
建築・土木関係	都市建設局

(3) ボランティアの募集等

本部長は、必要に応じ、生活支援ボランティアや海外を含む広域の専門ボランティアの募集・派遣等の要請を県知事に行う。

5 ボランティア活動に対する市の支援

関係各局は、災害発生時、専門ボランティア又は生活支援ボランティアの円滑な活動を促進するため、参加証及び活動用腕章の交付、ボランティア活動に必要な資機材の提供等を行う。

6 ボランティアの活動期間

ボランティアの受入れと活動を要請する期間は、災害の状況に応じて定める。

第 1 5 章 都市機能等応急対策

第 1 節 電気施設の応急対策

東京電力パワーグリッド（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、電力供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	財 政 局 （ 財 政 部 ）	★	電力供給機関との連絡調整に関すること。
	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）	★	障害物の除去（道路啓開）に関すること。
関 係 機 関	東京電力パワーグリッド（株）	—	電気施設の応急対策に関すること。
	相 模 原 市 電 設 協 会	—	
	自 衛 隊	—	障害物の除去（道路啓開）に関すること。

2 目 的

災害の発生が予想される場合及び災害が発生した場合における電気施設の応急対策等について、市及び東京電力パワーグリッド（株）の役割及び体制等を定める。

市は、市民の生命、身体及び財産を保護し、東京電力パワーグリッド（株）は、電力の安定供給を担い、連携して停電の早期復旧に取り組むことを目的とする。

3 災害対策態勢

災害が発生したとき東京電力パワーグリッド（株）は、次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

非常態勢が発令された場合は災害対策支部が設置され、非常災害対策活動に関する一切の業務は対策支部の下で行う。

（１）非常態勢の発令基準

非常態勢の発令基準は、次のとおりとする。

区 分	情 勢	発令者
第 1 非常態勢	・ 災害が発生した場合 ・ 災害の発生が予想される場合 ・ 電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ・ サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合	支社長
第 2 非常態勢	・ 大規模な災害が発生した場合 ・ 大規模な災害の発生が予想される場合 ・ 電気事故及びサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・ 東海地震注意情報が発せられた場合 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	
第 3 非常態勢	・ 大規模な災害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・ 電力供給区域又は事業所のある都・県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ・ 警戒宣言が発せられた場合 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	

(2) 相模原市域における非常態勢

相模原支社に災害対策支部を設置する。

支社長が支部長となり、「情報班」、「復旧班」、「総務班」、「広報班」を編成し、災害対策活動を行う。

4 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、社内の災害対策規定に基づき災害復旧活動に当たるものとする。

5 市及び関係機関との情報連絡

(1) NTT災害時優先電話等により連絡体制を確保する。

(2) 地域防災無線を活用し、市災害対策本部と連絡を図る。必要に応じて、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

6 応急対策

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察署、消防署等から要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるとともに、出火防止、感電防止等の二次災害の発生防止に努める。

(1) 安全確保措置

(2) 被害状況の収集・伝達

(3) 資機材の調達、輸送

(4) 重要施設等への応急対応

(5) 広域応援

(6) 停電等問合せ対応要員の派遣

停電等に係る市民からの問合せに適切に対応するための要員を、必要に応じて市災害対策本部に派遣する。

7 市民への停電情報の伝達

(1) 東京電力パワーグリッド（株）は、停電が発生した際には、ホームページ等により停電情報を周知する。

(2) 市は、東京電力パワーグリッド（株）と連携を図り、停電に関連する情報を以下の方法で市民に的確に周知する。

ア 防災行政用同報無線（ひばり放送）

イ 防災メール

ウ 市災害情報X

エ テレビ神奈川データ放送

オ 相模原市LINE 公式アカウント

8 復旧対策

(1) 復旧の基本的方針

ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速適切に実施する。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。具体的には、官公庁等の公共機関、病院、避難所、水道、ガス、通信、交通、報道機関及びその他の重要施設に対して優先的に送電する。

(2) 関係機関との調整

ア 復旧工事に当たって、関係機関間の調整が必要な場合は、財政局の下に調整を行う。

イ 財政局は、停電の復旧に当たり、土砂崩落や倒木等の障害物により道路寸断等の情報を得た場合、関係機関との連携の下、停電の範囲など、道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。

災害対策本部は、都市建設局（土木部）や関係部署と協議し、道路啓開の優先順位を決定する。

また、道路啓開に当たり、自衛隊等の協力が必要な場合には、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第2節 都市ガス施設の応急対策

東京ガスネットワーク（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、都市ガス供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	財 政 局 （ 財 政 部 ）	★	都市ガス供給機関との連絡調整に関する こと。
関 係 機 関	東京ガスネットワーク（株）	－	都市ガス施設の応急対策に関する こと。

2 目 的

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急処置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、災害時の活動態勢、応急対策、復旧対策について必要な事項を定める。

3 活動体制

（1）非常体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生（以下「非常事態」という。）した場合に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障が発生、又は予測される場合 3 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障が発生、又は予測される場合

（2）通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

（3）通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

4 災害時における情報収集及び広報

（1）情報収集

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

イ 被害情報

(ア) 一般情報(一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通(鉄道・道路等)・通信・放送施設等の施設を始めとする当該受持区域内全般の被害情報)

(イ) 対外対応情報(地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況)

(ウ) 出社途上における情報収集

(エ) その他災害に関する情報(交通状況等)

ウ ガス施設等被害の状況及び復旧状況

エ ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食糧又は応援隊等に関する情報

オ その他災害に関する情報

(2) 広報

ア 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

5 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

ア 取引先、メーカー等からの調達

イ 被災していない他地域からの流用

ウ 他ガス事業者等からの融通

(2) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

6 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における応急工事

応急復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速、適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被害者の生活確保を最優先に行う。

8 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

ア 災害が発生した場合、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

(ア) 復旧手順及び方法

(イ) 復旧要員の確保及び配置

- (ウ) 復旧用資機材の調達
- (エ) 復旧作業の期間
- (オ) 供給停止需要家への支援
- (カ) 宿泊施設の手配、食糧等の調達
- (キ) その他必要な対策

(2) 復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 漏えい調査
- (ウ) 漏えい箇所の修理
- (エ) ガス開通

イ 低圧導管の復旧作業

- (ア) 閉栓作業
- (イ) 復旧ブロック内巡回調査
- (ウ) 被災地域の復旧ブロック化
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 灯内内管の漏えい検査及び修理
- (ク) 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- (ケ) 開栓

第3節 液化石油ガスの応急対策

(公社)神奈川県L Pガス協会は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、液化石油ガス供給に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	財 政 局 (財 政 部)	★	液化石油ガス供給機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	(公社)神奈川県L Pガス協会	—	液化石油ガスの応急対策に関すること。

2 目 的

災害発生時の液化石油ガス施設による二次災害の発生を防止するため、緊急措置及びガス供給先の緊急措置を実施するとともに、被災市民等へのガスの応急供給を円滑に実施することを計画の目的とする。

3 活動体制

(公社)神奈川県L Pガス協会は、協会に災害対策本部、支部に現地対策本部を設置する。

4 情報連絡体制

- (1) 一般電話、携帯電話、電子メール等により市との通信手段を確保する。
- (2) 通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

5 活動組織の機能

(1) 協会災害対策本部の機能

- ア 支部現地対策本部及び防災関係機関との連絡調整
- イ 被害状況及び復旧状況の情報収集、分析、広報
- ウ 県内各支部への応援隊の派遣要請
- エ 他の都道府県協会等からの応援の調整と派遣要請
- オ 応急供給と緊急資材の調達及び輸送の調整
- カ 二次災害防止のための報道機関等を通じた広報活動
- キ 支部現地対策本部の活動支援と調整

(2) 支部現地対策本部の機能

- ア 協会災害対策本部及び市災害対策本部、防災関係機関との連絡調整
- イ 緊急措置と応急措置
- ウ 被害状況及び復旧状況の調査
- エ 応急供給
- オ 協会災害対策本部への応援隊の派遣要請
- カ 緊急資材の受入れ及び応援隊の受入調整と要請
- キ 二次災害防止のための広報活動

6 災害への事前対策

(1) 応急活動関連資料の整備

災害発生時の緊急措置及び応急措置を円滑に行うため、次の書類を整備し、各支部事務所・保安センター及び支部長・副支部長の事務所に保管しておくものとする。

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | 緊急連絡網（支部会員・官公庁・防災関係機関等） |
| イ | 災害対策組織図 |
| ウ | 災害発生時の対応表 |
| エ | 応急供給先を含む避難所等重要特定施設の地図及び概要 |
| オ | 緊急資材等の保管場所の案内図等 |

(2) 教育・訓練

災害対策要員に対する教育及び訓練を実施する。

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 災害に関する知識 |
| イ | 支部現地対策本部の設置訓練 |
| ウ | 災害緊急措置（初期点検）・応急措置等の訓練 |
| エ | 就業中及び就業時間外における参集訓練 |
| オ | 高圧ガス防災緊急措置訓練 |
| カ | 市及び自主防災組織等との防災訓練 |

7 災害発生時の対策活動

（公社）神奈川県LPガス協会及び液化石油ガス販売店は次のとおり災害発生時の対策活動を行う。

(1) 公共施設への対応

市災害対策本部との連携により、災害対策上必要な関連施設へ優先的に応急供給を行う。

(2) 炊き出し施設等への対応

市災害対策本部との連携により、炊き出し施設に液化石油ガスを応急供給する。

(3) 一般家庭への対応

一般家庭への対応は、支部組織内の地区割り担当に基づき、災害発生後の情報、交通手段の不自由な状況下でも自動的に作業が出来る体制を整備している。また、必要に応じて他の地域の支部、他県からの応援隊を配置し対応を図る。

ア 緊急措置

発災直後から48時間以内を目標に二次災害防止のために液化石油ガス容器のバルブ閉止、転倒容器の立て直し、容器の退避等を行う緊急措置作業を行う。

イ 応急措置

緊急措置作業終了後から14日以内を目標に安全確認検査後、使用可能な設備はガス供給を再開する。使用不可能な設備は、ゴムホース等を利用してコンロ用にガス供給する応急措置作業を行う。

ウ 復旧

応急措置作業が終了した後、液化石油ガスを供給している販売店は、使用不可能であった設備を改善して、液化石油ガス供給を全面再開する復旧作業を行う。

第4節 水道施設の応急対策

1 基本方針

神奈川県企業庁及び都市建設局は、風水害等により被災した水道施設に対する速やかな復旧と、需要家に対する正常な供給を図るため、次の具体的な対策を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。
	都市建設局（土木部）	★	簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。
	関 係 各 局	★	所管する市有施設内の給水施設の応急復旧 に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県 企 業 庁	—	県営水道施設の応急対策に関すること。

3 目 的

この計画は、台風・大雨等がもたらす風水害等の災害及び偶発的事故並びに長時間の停電等による大規模断水に対して、神奈川県企業庁及び都市建設局の組織及び職員の役割等を明確にし、水道施設等の被害の軽減と復旧の早期対応を図るとともに、応急給水活動時の迅速処理に努めることを目的とする。

4 対策本部の設置

神奈川県企業庁は、風水害等の災害及び事故並びに停電等による大規模断水が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、対策本部を設置し、応急対策活動を組織的に進める。

都市建設局は、簡易水道区域において、災害対策本部の設置基準により、配備体制をとる。

5 応急対策

神奈川県企業庁は、「企業庁災害対策計画」等に基づいて、県営水道施設の応急対策を行う。

都市建設局は、緊急度の高い施設（病院、避難所等）を優先して、簡易水道の応急対策を行う。

なお、消火活動への影響、消火栓への給水栓設置等がある場合は、消防との調整を行うとともに、他のライフライン機関と調整して、各地区のライフラインの復旧予定の整合を図る。

6 水道施設の応急復旧

（１）神奈川県企業庁及び都市建設局は、各道路管理者と連携を図りながらそれぞれの管理する水道施設の応急復旧を行う。

（２）関係各局は、所管する市有施設内の給水施設について、速やかに応急復旧を行う。

第5節 下水道施設の応急対策

1 基本方針

大雨等による浸水被害の発生・拡大を防止するため、汚水、雨水の流下等に支障がないよう応急措置等を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）	★	下水道施設の応急対策に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	下水道施設の応急対策支援に関すること。
	（一社）相模原市建設業協会	—	下水道施設の応急対策への協力に関すること。
	相模原造園協同組合等		
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会		
	（公社）日本下水道管路管理業協会		

3 応急対策

雨水桝、管きょ、雨水調整池等の排水施設にある障害物を除去し、排水機能の回復を行う。
また、雨水のマンホールポンプや雨水調整池のポンプ施設等の送水機能の確保を図る。

4 資機材・車両の確保

- （1）下水道施設の応急復旧に当たっては、都市建設局、県、協定締結団体等が連携を図り、効果的かつ迅速に実施する。
- （2）応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行う。災害規模により多くの資機材又は車両を必要とする場合には、関係機関等に調達協力を要請する。

第6節 電話施設の応急対策

東日本電信電話（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、情報通信に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	市 長 公 室	★	情報通信機関との連絡調整に関する こと。
関 係 機 関	東 日 本 電 信 電 話（株）	—	電話施設の応急対策に関する こと。

2 目 的

風水害等における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれを生ずるなどその影響は大きい。このため、風水害等発生時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、応急対策、復旧等を早期に実施する。

3 活動体制

（1）体 制

ア 本社の体制

（ア）台風等の災害予報に関し警戒体制が発せられた場合及び台風等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

（イ）災害対策本部は被害状況、通信の疎通状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動、その他の業務を行う。

イ 相模原市域における体制

（ア）東京事業部に災害対策本部を設置する。

（イ）エリアには東京西支店災害対策本部がN T T 錦町別館ビルに設置される。

（ウ）支店本部長（東京西支店長）の下、市災害対策本部並びに関係機関と連携を図り災害復旧活動を行う。

（2）要員確保

ア 相模原市域内における要員確保

（ア）台風等が発生又は発生のおそれがある場合において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な動員を行う。

（イ）社員の配置、任務、作業内容等は別に定める。

（ウ）社員を非常招集する場合の連絡方法は別に定める。

イ 社内における広域応援

全国の支店、関係グループ会社、事業所等への応援要請方法は別に定める。

4 情報収集・連絡体制

（1）社内の情報連絡体制

ア 台風等により災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 本社～東京事業部、東京事業部～東京西支店・関係グループ会社及び災害対策本部員、社員への周知等の連絡網を別に定める。

（2）市及び関係機関との情報連絡体制

ア 災害時優先電話等で情報連絡体制をとる。

イ 気象業務法に基づき、気象庁から伝達される各種警報については速やかに関係する区市町村等に通報する。

ウ 市災害対策本部との連絡は、災害時優先電話を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

5 応急対策

(1) 応急措置

- ア 災害により通信施設が被災し又は異常^{ふくそう}輻輳が発生した場合に、最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。
- (ア) 臨時回線の確保
 - (イ) 災害応急復旧用無線電話機等の運用
 - (ウ) 中継順路の変更
 - (エ) 特設公衆電話の設置
 - (オ) 規制等疎通確保
 - (カ) 災害用伝言ダイヤル「171」の運用
 - (キ) その他必要な措置
- イ 台風等による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、次の設備資機材の点検等を行う。
- (ア) 電気通信設備の巡回・点検及び防護
 - (イ) 災害対策用機器及び車両の点検、整備
 - (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確保
 - (エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認
- ウ 電話をつなぐ交換機等が被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧に当たる。NTTビル間をつなぐケーブルが被災したときは、応急ケーブルやデジタル衛星車等により通信を確保する。
- (2) 被害状況の収集、確認
各エリア拠点で収集した状況は、(株)NTT東日本東京事業部に集約する。
- (3) 資機材の調達
ア 災害対策用資機材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を設ける。
イ 陸上運送経路、海上運送の引き揚げ箇所及びヘリポート等の運送ルートは別に定める。
- (4) 重要施設等への応急対応
ア 災害救助法が適用された場合（災害救助法の適用が確実と思われる場合を含む。）は、当該地域を受け持つNTTビル、災害対策本部、避難所、救護所等に臨時電話・電報受付所を設置する。
イ 災害時は硬貨を使用せずに通話が可能な特設災害用公衆電話を設置する。
ウ 広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。
エ 市及び防災関係機関から、防災活動上重要な施設の通信の復旧要請があった場合は優先的に対応する。
- (5) 広域応援
必要に応じて、本社及び各支店から広域応援を行う。

6 復旧対策

(1) 復旧の基本的方針

ア 復旧の手順

区 分	内 容
応急復旧工事	(1) 設備等を応急的に復旧する工事 (2) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
現状復旧工事	電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
本 復 旧 工 事	(1) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事 (2) 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧の優先順位

風水害等により被災した電気通信設備の復旧は、次表の順位に従って実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	(1) 気象機関に設置されるもの (2) 水防機関に設置されるもの (3) 消防機関に設置されるもの (4) 災害救助機関に設置されるもの (5) 警察署に設置されるもの (6) 防衛機関に設置されるもの (7) 運送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (8) 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (9) 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	(1) ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (2) 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの (3) 選挙管理機関に設置されるもの (4) 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの (5) 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの (6) 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(2) 資機材、要員の確保

応急対応と同様に資機材、車両等の確保を行う。

(3) 関係機関との調整

復旧工事に当たって、関係機関間の調整が必要な場合は、市災害対策本部の下に調整を行う。

(4) 広域応援

必要に応じて、広域応援を要請する。

第7節 東日本旅客鉄道（株）の応急対策

風水害等により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、東日本旅客鉄道（株）はおおむね次の応急対策を実施することとしている。
市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）	—	旅客鉄道施設の応急対策に関すること。

2 災害時の活動体制

（1）組織体制

ア 災害対策本部

大雨等により被害が発生若しくは大規模な事故が発生した場合又はおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策を実施する。

（ア）災害対策本部は、横浜支社、八王子支社に設置する。

（イ）現地対策本部は、地区長（地区長が到着するまでの職務代行は、駅長又は保守区長とする。）を本部長として被災現場に設置する。

（ウ）復旧は、各施設の担当部門が現地に集結して行う。

（エ）被害が広域に及ぶ場合又は甚大な場合は、本社に災害対策本部を設置する。

イ 市との連携、調整

（ア）災害発生時には、帰宅困難者対策等（第3章「第3節 帰宅困難者対策」風－57参照）について、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

（イ）市との連絡調整は、各駅長が行う。また、橋本駅、相模原駅、町田駅、藤野駅、相模湖駅等の駅前混乱防止対策については、市が派遣する駅連絡員と十分に調整を行う。

（2）情報連絡体制

ア 社内における情報伝達

災害情報は、橋本CTCセンターに集約する。

（ア）列車無線：列車と輸送指令及びCTCセンターとの連絡用

（イ）専用電話：駅間の連絡用（テレスピ）

（ウ）専用電話：CTCセンターと駅との連絡用

（エ）トランシーバ：駅構内での連絡用

イ 乗降客、駅利用客への情報提供

（ア）構内放送を用いて広報を行う。

（イ）停電時など構内放送が使用できない場合は、拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関との連絡

（ア）市及び防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努め、また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

（イ）緊急の場合は、最寄りの交番、消防署へ伝令を送る。

3 発災時の初動措置

（1）運転規制、乗務員の措置

ア 降雨によるもの

線区ごとに規制区間を設け、「時雨量」、「連続雨量」又は「時雨量と連続雨量」を基に規制を実施する。

(ア) 速度規制

a 全列車の運転速度を15km/h以下に制限する。

b 列車の運転速度を貨物列車は25km/h以下、貨物列車以外は35km/h以下に制限する。

(イ) 運転中止

運転を見合わせる。

イ 河川増水によるもの

線区ごとにけた下水位測定橋りょうを定め、けた下水位を基に規制を実施する。

(ア) 速度規制

列車の運転速度を貨物列車は25km/h以下、貨物列車以外の列車は35km/h以下に制限する。

(イ) 運転中止

運転を見合わせる。

ウ 乗務員の措置

(ア) 運転中に危険を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

(ウ) 列車を停止させた場合、CTCセンター又は最寄りの停車場の駅長と連絡を取り、その指示を受ける。

(エ) 車内放送により、冷静な行動を呼び掛ける等の安全措置を図る。

(2) 駅舎内での措置

ア 構内放送により、冷静な行動を呼び掛ける等の安全措置を図る。

イ 駅構内及び自由通路等の施設の安全確認を迅速に行う。

ウ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

(ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼び掛ける。

(イ) 駅構内（ホーム、コンコース等）においては、構内放送により冷静な行動を呼び掛ける。
構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼び掛ける。

(ウ) 混雑時には、駅員等をホームやコンコースに配備し、冷静な行動を呼び掛ける。

(エ) 出火防止に努める。

(オ) 駅構内の店舗等では営業を中止するなど必要な措置を講じ、混乱防止に努める。

イ 混乱発生時の対応

(ア) 入場規制を行う。

(イ) 構内の安全な場所で乗降客の安全確保を図る。

(ウ) 状況に応じて構外への避難誘導を行う。

(エ) 警察との連携の下に対応を図る。

(2) 避難誘導

ア 乗降客の誘導は、乗務員が行う。車外に出た後、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。

イ 駅構内客の誘導は、駅の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員と連携して、開設された一時滞在施設や風水害時避難場所に誘導する。

ウ 駅を一時滞在場所としての用に供することができると判断した場合は、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

5 救出・救護活動

(1) 救出活動

ア 要救出者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。

イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

- ア 被害の状況により救護所を開設する。
- イ 負傷者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。
- ウ 電車内又は駅で可能な限りの応急手当を行う。
- エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により医療機関に搬送する。
- オ 高齢者、幼児等を優先救護する。

6 代替輸送

他の交通機関が運行している場合、振替輸送の調整を行う。

第8節 小田急電鉄（株）の応急対策

風水害等により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、小田急電鉄（株）はおおむね次の応急対策を実施することとしている。
市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	小 田 急 電 鉄 （株）	—	旅客鉄道施設の応急対策に関すること。

2 災害時の活動体制

（1）組織体制

ア 災害対策本部の設置

大雨等により被害が発生若しくは大規模な事故が発生した場合又はおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策を実施する。

（ア）対策本部は、現地に駅長を本部長として設置する。

（イ）本社にも対策本部を設置する。

（ウ）本社と現地との連絡は運輸司令所が中継する。

イ 市との連絡、調整

（ア）災害発生時には、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

（イ）市との連絡調整は、相模大野駅が行う。

（2）情報連絡体制

ア 社内における体制

（ア）運輸司令所で情報を集約する。

（イ）駅と運輸司令所の間の連絡は専用電話を用いる。

（ウ）駅内の連絡手段としては、一般の電話回線の他に、携帯電話等を用いる。

（エ）列車とは列車用無線を用いる。

イ 乗客、駅構内客

（ア）構内放送設備を用いて広報する。

（イ）停電時は拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関

（ア）市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、携帯電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。

（イ）市災害対策本部との連絡は、地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

3 発災時の初動措置

（1）運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

気象等の状況により警戒体制を確立するとともに、別に定める計画により必要な措置をとる。

イ 乗務員の措置

（ア）列車運転中に危険を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは、直ちに列車を停止させる。

（イ）列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、安全と認められる場所に列車を移動させる。

（ウ）列車を停止させた場合は、運輸司令所長又は最寄駅長に通報し、その指示を受ける。

- ウ その他の措置
 - (ア) 列車無線を利用して、災害情報、応急活動状況等を報告する。
 - (イ) 車内放送設備等を活用して、旅客の動揺防止に努める。
- (2) 駅舎内での措置
 - ア 構内放送により、冷静な行動を呼び掛ける等の安全措置を図る。
 - イ 駅構内及び自由通路等の施設の安全確認を迅速に行う。
 - ウ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

- (1) 混乱防止のための措置
 - ア 乗務員、駅員の措置
 - (ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼び掛ける。
 - (イ) 駅構内においては、駅員を、ホームやコンコースに配備するとともに、構内放送により冷静な行動を呼び掛ける。構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼び掛ける。
 - イ 混乱発生時の対応
 - (ア) 入場規制を行う。
 - (イ) 構内の安全な場所で乗降客の安全確保を図る。
 - (ウ) 状況に応じて構外への避難誘導を行う。
 - (エ) 警察との連携の下に対応を図る。
- (2) 避難誘導
 - ア 駅における避難誘導
 - (ア) 駅長は、駅員等を指揮し、放送、携帯マイク等を活用して、被害の状況、避難方向、通路等を知らせ、旅客の動揺、混乱を防止するとともに、あらかじめ定められた避難場所に誘導する。
 - (イ) 駅構内客の誘導は、駅員の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員等と連携して、開設された一時滞在施設や風水害時避難場所へ誘導する。
 - (ウ) 駅を一時滞在場所としての用に供することができると判断した場合は、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。
 - イ 列車乗客の避難
 - (ア) 列車が駅構内に停止している場合は、駅長の指示により避難誘導する。
 - (イ) 列車が駅間の途中で停止した場合は、運輸司令所長又は最寄駅長に通報し指示を受ける。状況によりやむを得ず避難誘導を行うときは、隣接線路の歩行は、危険であることを放送等により徹底し、安全の確保に努める。
 - (ウ) 電車乗客の誘導は、乗務員が行う。車外に出たあと、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。

5 救出・救護活動の対応

- (1) 救出活動
 - ア 要救出者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。
 - イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。
- (2) 救護活動の体制
 - ア 駅長は救護班を指揮して負傷者の救護に当たるとともに、救急機関と緊密な連絡を取り、旅客の生命の安全を図る。
 - イ 負傷者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。
 - ウ 電車内又は駅で可能な限り応急手当を行う。
 - エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により最寄りの医療機関に搬送する。

6 代替輸送

- (1) 不通区間において、バスによる代替運転を行う。他の交通機関が運行している場合は、代替輸送の調整を行う。
- (2) 歩いて帰宅する人に対して、情報の提供を行う。

第9節 京王電鉄（株）の応急対策

風水害等により、旅客鉄道施設に被害が発生した場合、直接人命に関わる甚大な被害が発生するおそれがあるため、京王電鉄（株）はおおむね次の応急対策を実施することとしている。
市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関する こと。
関 係 機 関	京 王 電 鉄 （株）	—	旅客鉄道施設の応急対策に関する こと。

2 災害時の活動体制

（1）組織体制

ア 災害対策本部

大雨等により被害が発生若しくは大規模な事故が発生した場合又はおそれがある場合に、災害対策本部を設置し災害対策を実施する。

（ア）各駅で現地の対策本部が設置される他、本社に対策本部を設置する。

（イ）事故現場等に対策本部を設置する。

イ 市との連絡、調整

（ア）災害発生時には、市との連携を強化するとともに的確な対応を図る。

（イ）市との連絡調整は、橋本駅が行う。

（2）情報連絡体制

ア 社内における体制

（ア）一斉通信

運転指令からの一斉通信により、駅への情報伝達が行われる。

（イ）その他通信

a 情報連絡は、一般電話回線のほかに、携帯電話等を用いる。

b 列車との連絡は、列車用無線を用いる。

c 事故現場からは、沿線電話及び携帯無線を用いる。

イ 乗客、駅構内客

（ア）構内放送設備を用いる。

（イ）停電時は、拡声器等を用いる。

ウ 市、防災関係機関

（ア）市、防災関係機関との連絡は、一般電話回線、衛星電話、防災無線等を用いて、交通の停止又は途絶が解消されるまで状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努める。

（イ）市災害対策本部との連絡は、デジタル地域防災無線を活用する。また、通信が途絶した場合等は、連絡要員を市災害対策本部に派遣する。

3 発災時の初動措置

（1）運転規制、乗務員の措置

ア 運転規制

気象等の状況により警戒体制を確立するとともに、別に定める計画により必要な措置をとる。

イ 乗務員の措置

車内放送により、冷静な行動を呼び掛ける。

（2）駅舎内での措置

ア 構内放送により、冷静な行動を呼び掛ける等の安全措置を図る。

- イ 駅構内及び自由通路等の施設の安全確認を迅速に行う。
- ウ 駅員を配置し、必要に応じて避難誘導等を行う。

4 混乱防止、避難誘導

(1) 混乱防止のための措置

ア 乗務員、駅員の措置

(ア) 電車内においては、車内放送により冷静な行動を呼び掛ける。

(イ) 駅構内（ホーム、コンコース等）においては、構内放送により冷静な行動を呼び掛ける。

構内放送が使用できない場合は、拡声器等により呼び掛ける。

(ウ) 混雑時においては、駅員をホームやコンコースに配置し、冷静な行動を呼び掛ける。

イ 混乱発生時の対応

(ア) 入場規制を行う。

(イ) 構内の安全な場所で乗降客の安全確保を図る。

(ウ) 状況に応じて構外への避難誘導を行う。

(エ) 警察との連携の下に対応を図る。

(2) 避難誘導

ア 電車乗客の誘導は、乗務員が行う。車外に出た後、最寄りの避難場所又は空き地に誘導する。

イ 駅構内客の誘導は、駅員の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員等と連携して、開設された一時滞在施設や風水害時避難場所へ誘導する。

ウ 列車が駅間で停止した場合は、高架から乗客を避難させる。

エ 駅を一時滞在場所としての用に供することができると判断した場合は、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れる。

5 救出・救護活動

(1) 救出活動

ア 要救出者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。

イ 安全が確保される範囲で、駅員や乗務員による救出活動を実施する。

(2) 救護活動の体制

ア 負傷者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講ずるとともに、必要に応じ関係各所の出動・救護の要請を行い旅客の安全を図る。

イ 負傷者が発生した場合は、消防又は警察に通報する。

ウ 電車内又は駅で可能な限り応急手当を行う。

エ 救急車による重傷者の搬送が困難な場合は、駅員等により最寄りの医療機関に搬送する。

6 代替輸送

(1) 不通区間において、バスによる代替運転を行う。他の交通機関が運行している場合は、代替輸送の調整を行う。

(2) バス乗降場所は、橋本駅北口に臨時に設置する。

第10節 神奈川中央交通（株）の応急対策

神奈川中央交通（株）は、大規模な災害の発生に際して、おおむね次の応急対策を実施することとしている。

市は、交通輸送に関する情報収集等の連絡調整を行う。

1 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	★	交通関係機関との連絡調整に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 中 央 交 通 （ 株 ）	—	旅客輸送の応急対策に関すること。

2 災害時の初動活動

大規模な災害が発生した場合は、次の措置をとる。

- （1）電話、ラジオ及び神奈中ハイヤーの無線等による正確かつ迅速な情報の収集と伝達
- （2）火災を防止するため、電源及び火気の遮断
- （3）防災体制確立のための要員確保
- （4）防火用設備及び用品の点検
- （5）営業用車両の運行中止時期及び方法の決定
- （6）運行を中止した車両の分散配置
- （7）市への協力及び応援要請

3 情報連絡体制

市及び防災関係機関との連絡は、デジタル地域防災無線、一般電話回線を用いる。

また、通信が途絶した場合等は市災害対策本部に、緊急の場合は最寄りの消防署等へ、伝令を派遣する。

4 運行中の乗務員の措置

（1）運転中止の措置

乗務員は、災害による危険を感知した場合直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させエンジンを止め、乗客に対し冷静な行動を呼び掛ける。

（2）停車措置

停車措置は次のような場所を避けるとともに、やむを得ず車内客を乗せたまま移動するときはその旨を乗客に告げるものとする。

ガソリンスタンド	高圧線の真下	崖崩れのおそれのある場所
高圧ガス貯蔵所	交差点	路肩に危険性のある場所
有毒ガスの発生しやすい場所	橋の上又は下、急坂	冠水危険のある場所
崩れやすい建物付近	歩道橋の下	消火栓の付近
電柱、塀の脇	土砂崩れのおそれのある場所	その他危険と思われる場所

5 旅客の避難誘導

旅客の避難誘導に当たっては、次の点に留意し実施するものとする。

- （1）旅客の避難誘導は沈着冷静に行い、混乱防止に努める。
- （2）避難誘導は、負傷者、幼児、高齢者等を優先して行う。
- （3）現場で、警察官又は消防吏員等の指示があるときは、それに従い誘導する。

6 旅客の救護

旅客に死傷者等が発生した場合はその救護に努め、最寄りの病院に収容又は安全な場所に一時移すなど最善の措置を講ずるものとする。

7 営業所への連絡

- (1) 乗務員は、被害状況及び措置状況を、電話その他の方法で可能な限り報告し、指示を受けるものとする。
- (2) 被災地以外にあっても、その情報収集に努めるとともに営業所との連絡を図り、また、旅客の不安軽減に努めるものとする。

8 交通規制等への対応

警察官による交通規制又は公的関係機関による他の規制・指示がある場合は、それに従うものとする。

第 1 6 章 文教・保育対策

第 1 節 文教対策

1 基本方針

教育局及びこども・若者未来局は、風水害等の災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育等の災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	教 育 局	●	応急教育（所管施設、給食、学用品等、児童・生徒の安全確保、学習指導、教員配置等対策）、施設利用者の安全確保、文化財対策に関すること。
	こども・若者未来局	●	施設利用者の安全確保、保育対策に関すること。
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	●	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	文教対策の支援等に関すること。
	私 立 学 校 等	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。

3 学校（市立小・中学校、義務教育学校）及び教育機関の基本事項

- （１）災害発生時における学校等の役割は、児童・生徒の安全確保と教育活動の再開に努めることを基本とする。
- （２）学校は避難所として、また救護所としての機能を併せ持つため、校長等は市が実施する災害対策との連携に努め、避難所の開設・運営について支援、協力を行う。
- （３）災害発生時における教育機関の役割は、施設利用者の安全確保に努めることを基本とする。

4 災害対応

- （１）教育局の災害対応
 - ア 災害時における学校及び教育機関が行う児童・生徒及び施設利用者等の安全確保、正常な学校教育活動が実施されるまでの間の応急教育等について、指導・助言、情報提供を行う。
 - イ 早期に学校施設等の復旧整備、教員の確保等を図り、授業の再開に努めるとともに、通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。また、所管する施設の早期復旧に努める。
 - ウ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設の設置、公共施設の利用等により授業の早期再開を図る。
 - エ 学校の避難所への支援・協力の関わり方について、指導・助言、情報提供を行う。
 - オ 児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講ずる。
 - カ 市災害対策本部が設置されたときは、教育局災害活動本部を設置し、教育局内の連携を図ることで文教対策をより効果的に行う。
- （２）学校の災害対応

災害時の対応は次のように行うが、具体的な対応は学校防災計画（学校安全計画）及び学校安全の手引（風水害・大雪災害編）による。

- ア 災害が発生した場合、在校中及び登下校中における児童・生徒の安全確保に努める。
なお、下校中等は、こどもセンター、児童館、公民館等へ連絡し、児童・生徒等の安否を確認する。
また、保護した児童・生徒は、あらゆる連絡手段をもって保護者へ情報発信し、引渡しカード等を利用して確実に引渡しを行う。
- イ 災害が発生した場合、開校時又は閉校時にかかわらず児童・生徒の安否確認、施設の被害状況を把握し、教育局に報告する。児童・生徒は、保護者へ引き渡すまで学校で保護する。
- ウ 休校、授業の再開について、通学路、施設、児童・生徒の状況や教育局との協議内容を総合的に判断し、授業再開等の時期を決定する。
- エ 児童・生徒に対するメンタルケアの対策を講ずる。

(3) 所管施設における災害対応

- ア 施設管理者は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、事業を継続することが困難と判断したときは、事業を休止し又は使用を中止し、利用者の安全確保を図る。
- イ 施設管理者は、施設の被害状況を把握し、二次災害防止のための立入禁止措置など状況に応じた応急措置を実施し、被害状況等をそれぞれ所管する教育局又は区本部に報告する。
- ウ 災害時活用施設として位置付けられる施設の管理者は、市災害対策本部の指示に従い、施設を運営する。

(4) その他

避難所となる学校における情報伝達手段として、デジタル地域防災無線、災害時優先携帯電話を活用する。

5 幼稚園、私立学校及び児童クラブ等の災害対応

こども・若者未来局並びに幼稚園、私立学校及び児童クラブ等の施設管理者は、災害発生時には、園児、児童・生徒等の安全確保、保護者・関係機関等との情報連絡、応急的な教育の実施等の災害対応を適切に行う。

6 文化財

- (1) 文化財が被災した場合に、所有者又は管理者は、教育局に被災状況等を報告する。
- (2) 教育局は、前号の報告を受けた場合、被災状況を確認するとともに被災文化財の被害拡大を防止するための必要な措置を実施するよう所有者又は管理者に対し勧告する。また、指定等の区分に応じ、文化庁又は県教育委員会に文化財の被災状況を報告する。

第2節 保育対策

1 基本方針

こども・若者未来局は、風水害等の災害発生時における園児の安全を確保するとともに、災害で保育が困難となった乳幼児の応急的な保育の実施等の災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市担当	こども・若者未来局	●	園児の安全確保、応急保育の実施に関すること。
関係機関	相模原市私立保育園園長会	●	乳幼児等への応急保育の実施に関すること。

3 保育所の基本的事項

- (1) 災害発生時における保育所の役割は、園児の安全確保と保育の早期再開に努めることを基本とする。
- (2) こども・若者未来局は、各保育所と連携して、災害で保育が困難となった乳幼児等の応急保育体制の整備に努める。

4 保育所の災害対応

災害時においては、次に掲げる対応のほか、保育所における防災マニュアルによる。

- (1) 園児の罹災状況調査
保育園長は、園児の罹災状況を調査する。
- (2) 保育所の施設及び設備の被害状況調査
保育園長は、保育所の施設、設備等の被害状況を調査する。
- (3) 職員及び保護者に対する指示事項の徹底
保育園長は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- (4) 園児の引渡し等
保育園長は、安全確認ができるまで園児を保護し、安全かつ確実に園児の引渡しを図る。
- (5) 保育体制の検討
保育園長は、こども・若者未来局と調整を図り、被害状況等に応じた保育体制等の対応方針を検討する。

5 応急保育の実施

こども・若者未来局及び保育所は、災害の応急・復旧期において、保育が困難となった乳幼児等への応急保育を行うため、乳幼児支援ステーションを各保育所と連携を図りながら開設するものとする。

6 育児用品の確保

こども・若者未来局及び保育所は、環境経済局と連携し、関係団体を通じて、粉ミルク、ベビーフード、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着など、応急保育の実施及び保育所の早期再開に必要な育児用品を確保する。また、県及び国を通じて、関係業者に提供等を要請する。

7 保育所の早期再開

- (1) 早急な保育再開の措置
こども・若者未来局及び保育所は、関係各局と協議して早急に保育ができるよう必要な措置を講ずる。

(2) 平常保育の再開

保育園長は、災害の推移を把握し、こども・若者未来局と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

第 17 章 孤立対策

1 基本方針

土砂災害等により中山間地の交通、電話が途絶し集落等が孤立した場合には、ヘリコプター等による輸送等により支援を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	区 本 部	★	孤立状況の情報収集に関すること。
	関 係 各 局	★	孤立地区への支援に関すること。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	ヘリコプターによる支援等に関すること。
	自 衛 隊	—	ヘリコプター及び渡河支援に関すること。
	津 久 井 湖 遊 船 協 会	—	遊船による支援等に関すること。
	相 模 湖 遊 船 協 同 組 合		

3 孤立状況の情報収集

区本部は、各地区に配備した無線の疎通や道路の被災状況等から孤立状況の情報を収集する。

4 ヘリコプターの要請

本部長は、孤立地区の状況が不明又は支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請するとともに、必要に応じて、協定締結事業者へも要請する。

また、ヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

相模川沿いなど、渡河による避難が可能な場合は、消防・自衛隊にボート又は自走架柱橋の出動を要請する。

5 救出・救助

関係各局は、本部事務局の調整により次の対策を実施する。

(1) 情報の収集

孤立地区内の傷病者、災害時要援護者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

(2) 傷病者の救出

傷病者は最優先で救出を行う。あらかじめ、救出された場合の傷病者の搬送先、ヘリポート・渡河地点から医療機関までの搬送手段を準備する。傷病者が多数いる場合は、救護班を現地に派遣する。

(3) 住民・観光客の避難

孤立地区内での生活が困難な場合又は土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプター等による避難活動を行う。

(4) 救助活動

倒壊家屋や崩壊土砂による要救出者がいる場合は、救出要員や資機材をヘリコプター等で搬送し、救助作業に当たる。

(5) 食料・物資等の輸送

道路が応急復旧するまでの間、孤立地区住民の生活の維持のため、ヘリコプター等による食料、物資の輸送を実施する。

災害発生当初は、原則的に地区内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

区本部は、孤立地区の情報を収集し、本部事務局から県を通じてヘリコプター等により必要な物品を輸送する。

(6) 道路の応急復旧

孤立地区に通じている道路の被害状況を把握し、二輪車、自動車の順に、一刻も早い交通確保を行う。

第 18 章 災害救助法

1 基本方針

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

市は、災害救助法第2条の2に基づく救助実施市（平成31年4月1日指定）として、その権限と責任を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、円滑かつ迅速に災害救助法に基づく救助を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	時期	項 目
市 担 当	本 部 事 務 局	★	災害救助法の適用（書類作成等）及び救助の実施等に関する事。
	関 係 各 局	★	各種救助の実施、運用、書類作成等に関する事。
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	災害救助法に基づく被災者の救助に係る資源配分の連絡調整

3 神奈川県等との連携

市は、市域及び市域以外の市町村の区域にわたる大規模な災害が発生した場合は、市の備蓄や市独自の協定等を活用した迅速な救助を行うとともに、神奈川県が定める資源配分計画に基づく連絡調整の下、神奈川県及び他の救助実施市と連携しながら、円滑かつ迅速に救助を行う。

4 災害救助法の適用

市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、その旨を県等に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。なお、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。

（1）おそれ段階の適用（災害救助法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、本市がその所管区域となり、市内で被害を受けるおそれがある場合に適用する。

（2）災害が発生した段階の適用（災害救助法第2条第1項）

災害により、住家の滅失（全壊）等の被害が生じ、その被害の程度が災害救助法に定める基準に該当する場合に適用する。

<災害救助法の適用基準>

適用の基準			該当条項
住家等への 危害が生じた場合	市内（区内）の住家が滅失した世帯の数	150 以上（市内） 100 以上（区内）	施行令第 1 条 第 1 項 第 1 号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2, 500 以上	施行令第 1 条 第 1 項 第 2 号
	そのうち市内（区内）の住家が滅失した世帯の数	75 以上（市内） 50 以上（区内）	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12, 000 以上	施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。		施行令第 1 条 第 1 項第 3 号後段
生命・身体への 危害が生じた場合	(内閣府令で定める特別の事情) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		内閣府令 第 1 条
	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準のいずれかに該当するとき。		施行令第 1 条 第 1 項第 4 号
	(内閣府令で定める基準①) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令 第 2 条第 1 号
	(内閣府令で定める基準②) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。		内閣府令 第 2 条第 2 号

(注) 滅失世帯数の算定は、全壊・全焼・流失を 1、半壊・半焼を 2 分の 1、床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態を 3 分の 1 として換算する。床下浸水、一部破損は換算しない。

5 救助の種類

災害救助法は、災害が発生するおそれがある段階と、災害が発生した段階の 2 つの段階で適用され、それぞれの段階に応じて救助の種類が定められている。

(1) おそれ段階の救助

避難所の供与（避難行動が困難な災害時要援護者を避難所に避難させるための輸送を含む。）

(2) 災害が発生した段階の救助

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6 救助の程度、方法及び期間等

救助の程度、方法及び期間、弁償並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、相模原市告示に定める基準による。

ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。

7 災害救助法の適用手続

関係各局は、災害救助法に基づく救助を実施するとともに、その実施状況を本部事務局に逐次報告する。

本部事務局は、関係各局の協力を得て、災害救助法に関する運用(報告書類の作成等)を行う。